

高松市中心市街地 活性化基本計画



令和7年4月
香川県 高松市

高松市中心市街地活性化基本計画

これからも選ばれる中心市街地 たかまつ へ

香川県高松市

令和7年4月

令和7年3月14日 認定

令和8年3月9日 変更

令和8年8月21日 変更

目 次

1.	中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1]	これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	1
[2]	中心市街地活性化の課題	28
[3]	中心市街地活性化の方針（基本的な方向性）	29
2.	中心市街地の位置及び区域	31
[1]	位置	31
[2]	区域	32
[3]	中心市街地の要件に適合していることの説明	33
3.	中心市街地の活性化の目標	37
[1]	中心市街地活性化の目標	37
[2]	計画期間の考え方	38
[3]	目標指標の設定の考え方	38
[4]	目標数値の設定	40
4.	土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	53
[1]	市街地の整備改善の必要性	53
[2]	具体的事業の内容	54
5.	都市福利施設を整備する事業に関する事項	59
[1]	都市福利施設の整備の必要性	59
[2]	具体的事業の内容	60
6.	公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	61
[1]	街なか居住の推進の必要性	61
[2]	具体的事業の内容	62
7.	中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	65
[1]	経済活力の向上の必要性	65
[2]	具体的事業の内容	66
8.	4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	87
[1]	公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	87
[2]	具体的事業の内容	88

9.	4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	91
	〔1〕 市町村の推進体制の整備等	91
	〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	106
	〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	117
10.	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	119
	〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方	119
	〔2〕 都市計画手法の活用	120
	〔3〕 都市機能の集積のための事業等	120
	〔4〕 その他の事項	122
11.	その他中心市街地の活性化に資する事項	123
	〔1〕 都市計画等との調和	123
	〔2〕 その他の事項	123
	〔3〕 県との連携	124

様式4 〔基本計画標準様式〕

○基本計画の名称：高松市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：香川県高松市

○計画期間：令和7（2025）年4月から令和12（2030）年3月まで（5年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

【1】これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

（1）旧基本計画（第3期計画）の概要

第3期高松市中心市街地活性化基本計画（以下「第3期計画」という。）の概要は、以下のとおりです。

【計画期間】令和元年7月～令和7年3月（5年9ヵ月）

【区域面積】250ha

【コンセプト】来まい・住まい・楽しみまいーコンパクト・エコシティ たかまつー

【活性化の目標】 **目標1** サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上

目標2 中心市街地の魅力発信による回遊性の向上

目標3 拠点間交流と住環境の整備による地域価値の向上

【数値指標】

基本的な方針	目標	数値指標	現状値	目標値
みんなが訪れ たくなる 中心市街地	サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上	中心市街地内の主要 観光施設 年間入込客数	2,022 千人 (R5)	2,890 千人 (R6)
みんなが巡っ てみたくなる 中心市街地	中心市街地の魅力発信 による回遊性の向上	歩行者等通行量	122,935 人 (R5)	97,721 人 (R6)
		新規出店数	186 店舗 (R1.7～ R5.12)	271 店舗 (R1.7～ R7.3)
みんなが豊か な人生を実現 できる 中心市街地	拠点間交流と住環境の 整備による地域価値の 向上	中心市街地の社会動 態	848 人 (R1.7～R6.4)	1,373 人 (R1.7～ R7.3)
		ことடன்3駅の 乗降客	30,401 人 (R5)	32,057 人 (R6)

(2) 旧基本計画（第3期計画）の事業の進捗状況

令和元年7月に策定された第3期計画で位置づけられた事業及び現時点（R5年度末）における進捗状況等を以下に整理します。

■市街地の整備改善（第4章）

事業名	事業内容	状況
玉藻公園整備事業	史跡高松城跡と一体となる都市公園の整備	実施中 (未完了)
高松港港湾環境整備事業（玉藻地区）	緑地設計一式、緑地整備工一式	実施中 (未完了)
高松城跡整備事業	史跡高松城跡保存活用基本計画による石垣や披雲閣など各施設の保存修理、桜御門の復元整備、披雲閣耐震補強、大手前地区整備、天守再現基礎調査	実施中 (未完了)
高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業	第一種市街地再開発事業 延床面積：18,585㎡（7,027㎡、11,558㎡） 階数：11階、8階、3階 用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場	完了
高松海岸線街路事業	高松海岸線の整備、幅員30～32m（6車線）、整備延長646m 自転車歩行者道整備、段差解消、電線類地中化	実施中 (未完了)
新県立体育館整備事業	・メインアリーナ、サブアリーナ、武道施設兼多目的ルーム、その他諸室等 ・延床面積：30,000㎡程度	実施中 (R6年度未完了)
バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	・瓦町松島線：施行延長L=120m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ・高松海岸線：施行延長L=100m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ・その他路線：視覚障害者用誘導ブロックの設置（魚屋町栗林線等）	実施中 (未完了)

■都市福利施設の整備（第5章）

事業名	事業内容	状況
地域子育て支援拠点事業	・子育て親子が気軽に集い、語り合い、相互交流を図る場を開設し、子育ての不安や疑問に対する相談・援助や身近な地域の子育て支援情報を提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習を実施	実施中
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室6か所で病気などにより集団で保育することが困難な児童を看護師や保育士が保護者に代わって保育	実施中

事業名	事業内容	状況
高松市常磐町地区優良建築物等整備事業	・延床面積：10,959 ㎡ ・階数：18 階用 ・用途：医療施設、共同住宅を整備し、地域の活性化を図るもの	完了
新県立体育館整備事業 [再掲]	・メインアリーナ、サブアリーナ、武道施設兼多目的ルーム、その他諸室等 ・延床面積：30,000 ㎡程度	実施中 (R6 年度 未完了)
高松丸亀町子育て支援施設整備事業	高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、NPO 法人による子育て支援施設の運営	完了

■街なか居住の推進（第 6 章）

事業名	事業内容	状況
移住・定住促進事業	本市への移住を進めるパンフレット等を用いたPR活動や空き家バンク制度を活用した居住の確保を行うこと等により移住促進を図るもの	実施中
高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業[再掲]	第一種市街地再開発事業 延床面積：18,585 ㎡（7,027 ㎡、11,558 ㎡） 階数：11 階、8 階、3 階 用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場	完了
高松市常磐町地区優良建築物等整備事業[再掲]	・延床面積：10,959 ㎡ ・階数：18 階用 ・用途：医療施設、共同住宅を整備し、地域の活性化を図るもの	完了
フラット 35 活用事業	コンパクトシティ形成のための居住誘導施策として住宅金融支援機構と協定を結び、財政支援を行うもの	実施中

■経済活力の向上（第 7 章）

事業名	事業内容	状況
大工町ものづくり育成店舗整備事業	高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設として整備することで、商店街への来街意欲を促進	完了
第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定	大店立地法の手続きに関する簡素化の措置	実施中
大工町立体駐車場整備事業	高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、隣接商店街のための利用客用駐車場として運営	完了

事業名	事業内容	状況
中心市街地商店街活性化支援事業	商店街振興組合等が行う魅力ある商店街づくりに向けた事業に要する経費の一部を補助	実施中
創造支援センター運営事業	創造性に富む発想や独自性のある技術を活用した新規事業者等の活動拠点としてのインキュベーター施設の運営	実施中
障がい者就労支援促進事業	商店街空き店舗にて障がい者を雇用し事業を行う企業・団体等を対象に、公募選考し、事業費の助成	実施中
高松市美術館教育普及事業	ワークショップ（美術講座）、子どものアトリエ（小中学生対象の制作講座）、「ふらっとアート」（子ども対象の造型プログラム）の実施	実施中
高松市美術館展覧会事業	特別展5展（年間180日前後）、常設展5期（年間280日前後）を開催	実施中
市民文化祭アーツフェスタたかまつ	音楽コンサート、落語、和太鼓、舞踊、作品展示、演劇などの多彩なジャンルの文化芸術公演等を開催する、市民企画提案型の文化の祭典	実施中
サンポートホール高松自主事業	コンサート等イベントの開催、NHK公開放送等の実施	実施中
新春子どもフェスティバル	各校区代表によるドッジボール大会、すもう大会、かるたとり大会ほか、親子で気軽に参加できる遊びの名人コーナー等の開催	実施中
高松まちかど漫遊帖事業	おもてなしの心で観光資源を紹介する「市民ツアープロデューサー」を核に、市民自らが飲食・見学・体験等、受け入れてくれる店舗・施設と協議を行うほか、ガイド内容、実施日、価格などを計画	実施中
まちなかパフォーマンス事業	街クラシック i n 高松など、まちなかコンサートを実施	実施中
サンポート高松トライアスロン大会開催事業	トライアスロン競技大会（スイム・バイク・ラン）の開催	実施中
高松市協働企画提案事業	高松市が課題解決のために提案するテーマ及び提案団体が課題解決に必要と考える自由なテーマについて市民活動団体等から提案募集し、採択となった事業を委託事業として実施するもの	完了
高松市美術館催し物事業	エントランス・ミニコンサート（年5回程度）、友の会ふれあいコンサート（友の会と共催、年2回程度）	実施中
高松国際ピアノコンクール	4年に1回の国際音楽コンクールを開催、開催年度以外は、コンクール推進事業として学校訪問リサイタル等を実施	実施中
ユニバーサルデザインマップ作成・運用事業	ユニバーサルデザインマップを作成	実施中

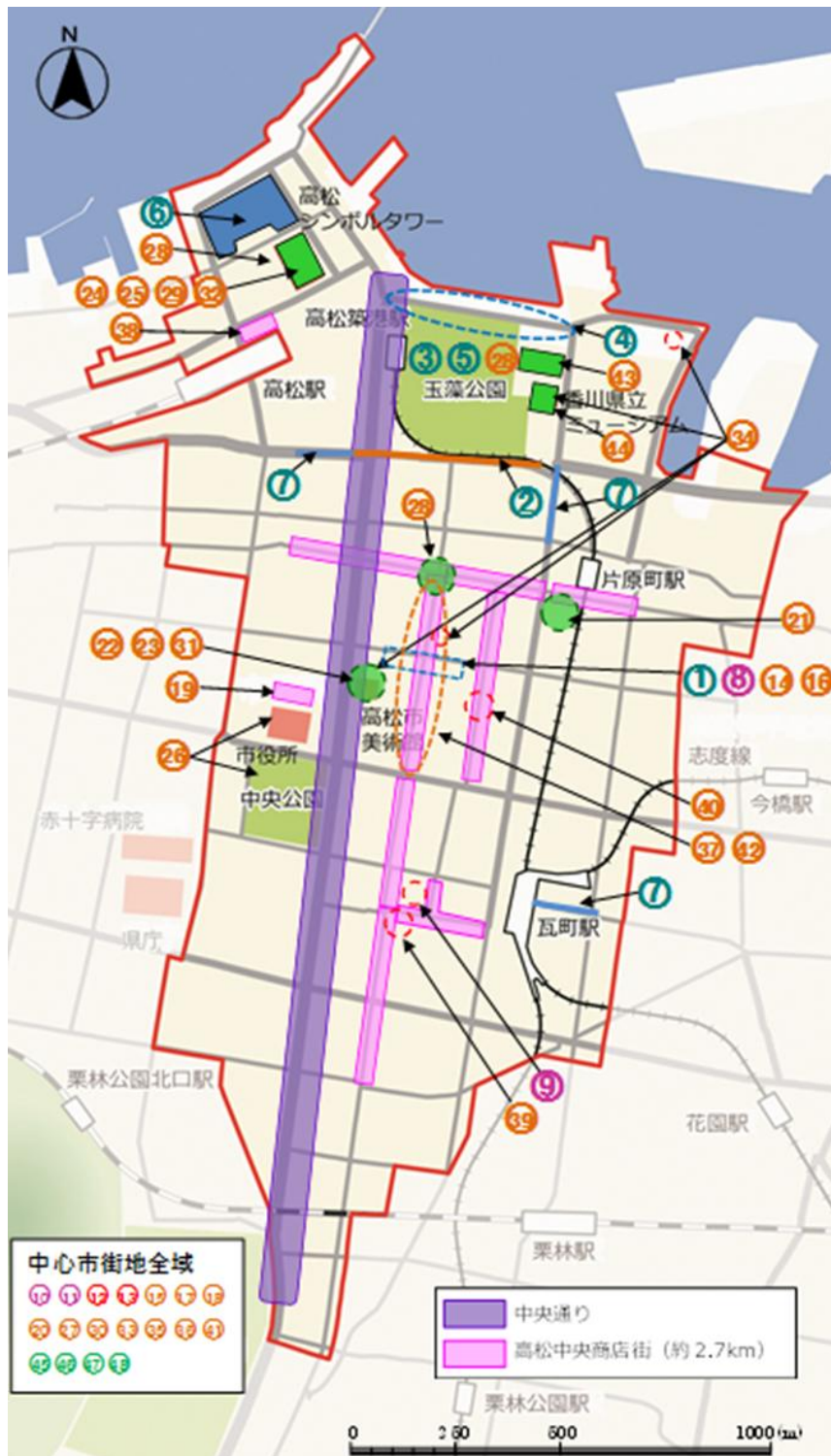
事業名	事業内容	状況
たかまつ工芸ウィーク	伝統的ものづくりに関するワークショップや展示販売、ツアー等の開催	完了
高松南部3町商店街活性化拠点運営支援事業	高松南部3町商店街エリア（南新町・常磐町・田町）において、まちづくり会社等に対して、高松南部3丁目商店街エリアを始めとした地域の活性化及び情報発信等の事業に必要な経費の一部を補助するもの	完了
ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）	3年に1回の現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」のほか、芸術祭開催年以外でイベント等により瀬戸内海の魅力発信・誘客の活動を実施	実施中
高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業[再掲]	第一種市街地再開発事業 延床面積：18,585㎡（7,027㎡、11,558㎡） 階数：11階、8階、3階 用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場	完了
高松丸亀町商店街情報発信事業	商店街や周辺観光などの情報提供	実施中
高松駅周辺開発事業	商業施設の整備を行うもの	完了
南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業	商店街や組合の情報提供、学生、若年層の情報共有の場	実施中
まちの駅「smile's」運営事業	高松ライオン通商店街に商店街に関わる人達の交流の場、インバウンド向けの情報発信拠点の運営	実施中
商店街共同施設整備事業	商店街振興組合等が実施するアーケード・カラー舗装・立体駐車場等、一般公衆の利便を図るための共同施設の整備・修繕等にかかる経費の一部を補助するもの	実施中
丸亀町商店街イベント事業	高松丸亀町商店街の年間を通じたイベントの開催	実施中
香川県県民ホール文化事業	香川県県民ホールでの文化芸術事業（自主事業・共催事業）の開催	実施中
香川県立ミュージアム文化事業	・展示企画（特別展・常設展示（歴史・美術他））の開催 ・教育普及（講演会・歴史講座・美術講座・ワークショップ他） ・調査・研究（資料調査・調査研究他）、資料の収集・保管 ・美術工芸振興事業 ・香川県文化会館における貸館事業	実施中
高松市中央商店街空き店舗活用事業	中央商店街の区域に所在する空き店舗に新たに出店する事業者に対し、改装費の一部を補助	実施中

事業名	事業内容	状況
高松市生涯学習センター運営事業	大学等との連携による各種専門講座や、市民と行政との協働によるまちづくりに基づく公募型自主企画講座等を開催し、市民の学習機会の提供とリカレント（循環）教育を推進するもの	実施中
高松丸亀町子育て支援施設整備事業[再掲]	高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、NPO法人による子育て支援施設の運営	完了
高松市創業支援等事業	高松商工会議所や金融機関等の地域の創業支援事業者と連携して創業者や創業希望者等を支援するもの	実施中

■公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進（第8章）

事業名	事業内容	状況
レンタサイクル事業	中心市街地の7か所に設置しているレンタサイクルポートで市民等に自転車を貸し出し、まちなかの回遊の手段として利用に供するもの	実施中
まちなかループバス運行事業	サンポート高松や高松中心市街地など中心市街地を循環するバス運行を実施し、中心市街地内を訪れる人々の交通手段を提供	実施中
自転車等駐車場施設管理運営事業	商店街内に無料の自転車等駐車場を設置し、買い物客の利用に供するもの	実施中
有料自転車等駐車場管理事業	瓦町地下、高松駅前広場地下、栗林公園駅前の3か所に有料の自転車等駐車場を設置し、市民の利用に供するもの	実施中

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



市街地の整備改善	
1	高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業
2	高松海岸線街路事業
3	玉藻公園整備事業
4	高松港湾環境整備事業（玉藻地区）
5	高松城跡整備事業
6	新県立体育館整備事業
7	バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業
都市福祉施設の整備	
6	新県立体育館整備事業【再掲】
8	高松丸亀町子育て支援施設整備事業
9	高松市常盤町地区優良建築物等整備事業
10	地域子育て支援拠点事業
11	病児・病後児保育事業
街なか居住の推進	
1	高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業【再掲】
9	高松市常盤町地区優良建築物等整備事業【再掲】
12	移住・定住促進事業
13	フラット35活用事業
経済活力の向上	
1	高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業【再掲】
8	高松丸亀町子育て支援施設整備事業【再掲】
14	大工町ものづくり育成店舗整備事業
15	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定
16	大工町立駐車場整備事業
17	高松市中央商店街空き店舗活用事業
18	中心市街地商店街活性化支援事業
19	創造支援センター運営事業
20	障がい者就労支援促進事業
21	高松市生涯学習センター運営事業
22	高松市美術館教育普及事業
23	高松市美術館展覧会事業
24	市民文化祭アーツフェスタたかまつ
25	ザンボートホール高松自主事業
26	新春子どもフェスティバル
27	高松まちなか漫遊館事業
28	まちなかパフォーマンス事業
29	ザンボート高松トライアスロン大会開催事業
30	高松市協働企画提案事業
31	高松市美術館催し物事業
32	高松国際ピアノコンクール
33	ユニバーサルデザインマップ作成・運用事業
34	たかまつ工芸ウィーク
35	ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）
36	高松市創業支援等事業
37	高松丸亀町商店街情報発信事業
38	高松駅周辺開発事業
39	南部3町商店街活性化拠点施設マチカトラゼ事業
40	まちなかの「smile's」運営事業
41	商店街共同施設整備事業
42	丸亀町商店街イベント事業
43	香川県民ホール文化事業
44	香川県立ミュージアム文化事業
公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進	
45	レンタサイクル事業
46	まちなかカルーパス通行事業
47	自転車等駐車場施設管理運営事業
48	有料自転車等駐車場管理事業

(3) 第3期計画の検証

1) 事業の進捗状況（令和5年度末）

全49事業における実施状況の内訳については、完了済みが9事業、実施中が34事業、6事業が実施中（未完了）となっています。

	事業数	完了	実施中	実施中 (未完了)
市街地の整備改善	7	1	0	6
都市福利施設の整備	4 (5)	2	2 (3)	0
街なか居住の推進	2 (4)	0 (2)	2	0
経済活力の向上	32 (34)	6 (8)	26	0
公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進	4	0	4	0
合計	49 (54)	9 (13)	34 (35)	6

※()は再掲を含む事業数

■未完了の事業等に関する要因分析

未完了の事業に関して、「新県立体育館整備事業」については、第3期計画期間中である令和6年度末に完了予定となっています。「玉藻公園整備事業」「高松港港湾環境整備事業（玉藻地区）」「高松城跡整備事業」「高松海岸線街路事業」「バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業」は、いずれも段階的に整備を行う事業であることから、第3期計画期間終了後も継続的に実施することとしています。

2) 目標指標の達成状況

目標達成状況を把握するため、5つの指標で目標値を設定していましたが、「歩行者等通行量」については目標達成が見込まれているものの、「中心市街地内の主要観光施設年間入込客数」「新規出店数」「中心市街地の社会動態」「ことடன்3駅の乗降客」は全て未達成であり、計画期間中の目標達成は見込まれない状況となりました。

目標	目標指標	基準値	目標値	実績値	達成状況
サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上	中心市街地内の主要観光施設年間入込客数	2,744 千人 (H30)	2,890 千人 (R6)	2,022 千人 (R5)	c
中心市街地の魅力発信による回遊性の向上	歩行者等通行量	92,639 人 (H29)	97,721 人 (R6)	122,935 人 (R5)	A
	新規出店数	216 店舗 (H26～H30 累計)	271 店舗 (R1.7～ R7.3)	186 店舗 (R1.7～ R5.12)	C
拠点間交流と住環境の整備による地域価値の向上	中心市街地の社会動態	886 人 (H26～H30 累計)	1,373 人 (R1.7～ R7.3)	848 人 (R1.7.1～ R6.4.1)	C
	【参考】ことடன்3駅の乗降客	31,751 人 (H29)	32,057 人 (R6)	30,401 人 (R5)	c

※達成状況欄

A（計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。さらに、最新の実績でも目標値を越えることができた。）

a（計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。一方、最新の実績では目標値を越えることができた。）

B（計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では基準値を超えることができたが、目標値に及ばず。）

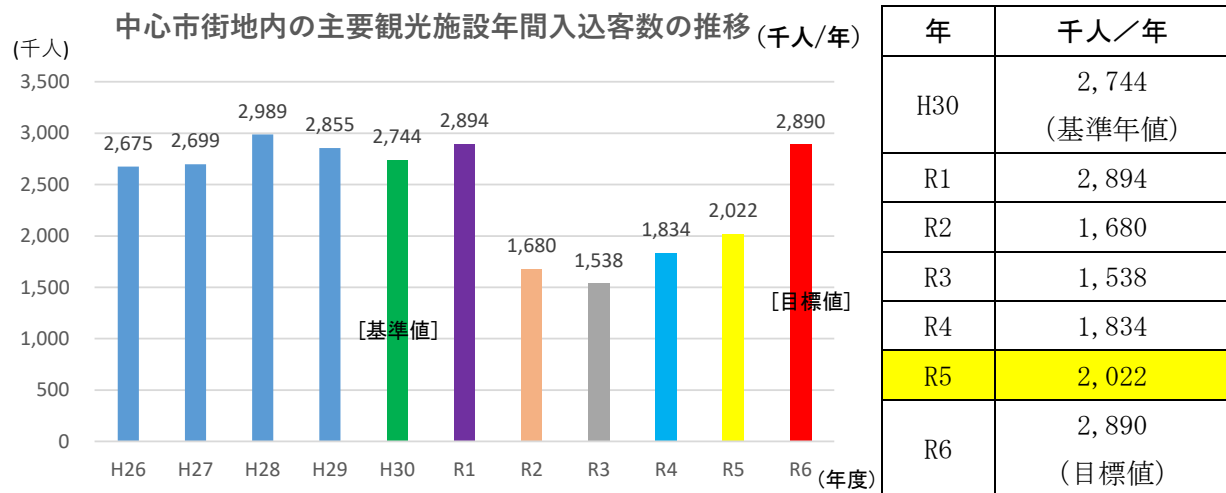
b（計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。また、最新の実績では基準値を超えることができたが、目標値には及ばず。）

C（計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では目標値及び基準値にも及ばなかった。）

c（計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。また、最新の実績では目標値及び基準値にも及ばなかった。）

目標 1 「サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上」

■ 中心市街地内の主要観光施設年間入込客数



*高松市美術館は H27 年 1 月 14 日～H28 年 3 月 25 日の間、改修工事のため長期休館

※調査方法：各施設への聞き取り

※調査月：各年 1 月～12 月の施設利用者数

※調査主体：高松市

※調査対象：主要観光施設 4 か所（高松シンボルタワー、玉藻公園、高松市美術館、香川県立ミュージアム）で計測

■ 目標達成の状況【c】

高松シンボルタワー、玉藻公園、高松市美術館、香川県立ミュージアムの 4 施設の合計値となる、主要観光施設年間入込客数の令和 5 年度の結果は、サンポートエリアにある高松シンボルタワーの入場者数は、前年比 109%となりました。また玉藻公園の入場者数は、コロナ前と同様まで回復し前年比 128%と上昇したものの、4 施設を含めた全体として目標達成は厳しい状況にあります。

■ 目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（R5 年度末・数値の状況）

事業名	事業実施状況	目標値	最新値
新県立体育館整備事業	実施中 (R6 年度末完了)	32,647 人	—
高松駅周辺開発事業	完了	54,250 人	—
ART SETOUC HI (瀬戸内国際芸術祭)	実施中	4,396 人	△15,631 人 (基準値より減少)

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（R5 年度末・事業効果）

事業名	実施状況	事業効果
新県立体育館整備事業	競技スポーツ施設、生涯スポーツ施設としての機能に加え、コンサートやMICEなど、多くの集客交流が見込まれるイベントが開催できる交流推進施設としての機能を備えた体育館を整備するものです。建設工事が概ね当初の計画どおり進捗しています。	—
高松駅周辺開発事業	交通結節点である高松駅周辺において集客機能のあるにぎわい施設を整備し、利便機能の拡充を図ることで香川県内外からの広域的な誘客を図るものです。令和6年3月22日に新高松駅ビル「TAKAMATSU ORNE（タカマツオルネ）」が開業しました。	令和6年度以降、香川県内外からの広域的な誘客が期待できます。
ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）	3年に1回の現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」のほか、芸術祭開催年以外でイベント等により瀬戸内海の魅力発信・誘客の活動を実施するものです。高松港周辺で屋外作品の公開を継続しています。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、目標値は達成していませんが、高松港周辺のにぎわい創出に寄与しています。

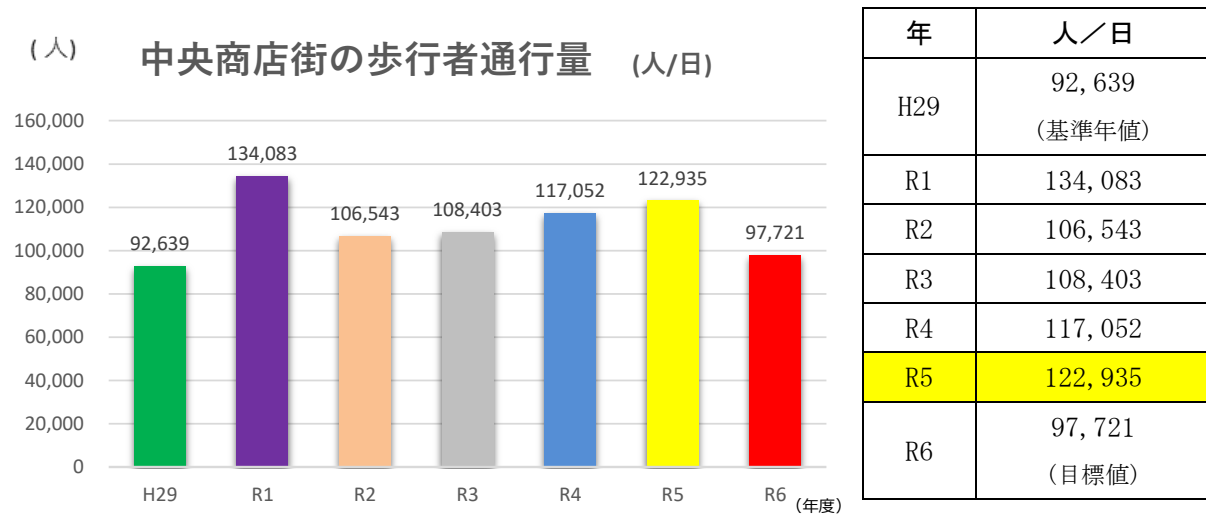
■今後について

「中心市街地内の主要観光施設の年間入込客数」については、高松空港に就航している国内線の復便や運休していた国際線の運航再開の影響もあり、入込客数は増加しています。

今後はインバウンド来街者が大幅増加していくと予測されており、更には令和7年3月に県立アリーナの開館、4月に大学が移転されるため、入込客数の増加が見込まれます。

目標 2 「中心市街地の魅力発信による回遊性の向上」

■中央商店街の歩行者等通行量



※調査方法：中央商店街の 15 地点で自動計測（カメラ画像解析）を実施

※調査月：各年度 4 月 1 日～3 月 31 日

※調査主体：高松市・高松中央商店街振興組合連合会

※調査対象：毎日（10 時から 19 時まで）の中央商店街 15 地点の歩行者（自転車を含む。）

■目標達成の状況【A】

歩行者等通行量は、令和元年 10 月から、カメラによる計測を行っており、常時計測が可能となりました。令和 2 年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、通行量は減少していましたが、イベント等のソフト施策が定着してきたことや、再開発事業の完成などにより、目標値を達成しました。

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（R5 年度末・数値の状況）

事業名	事業実施状況	目標値	最新値
新県立体育館整備事業	実施中 (R6 年度末 完了予定)	514 人	—
高松丸亀町子育て 支援施設整備事業	完了	14 人	△7 人 (基準値より減少)
大工町立体駐車場整備 事業	完了	455 人	313 人
大工町ものづくり 育成店舗整備事業	完了	302 人	153 人
高松市創業支援事業	実施中	222 人	332 人
南部 3 町商店街活性化 マチカドプラザ事業	実施中	778 人	8,554 人

事業名	事業実施状況	目標値	最新値
高松市中央商店街空き店舗活用事業	実施中	1,166 人	5,832 人
高松丸亀町商店街情報発信事業	実施中	1,166 人	5,832 人
高松駅周辺開発事業	完了	178 人	—
ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）	実施中	14 人	△51 人 （基準値より減少）

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（R5 年度末・事業効果）

事業名	実施状況	事業効果
新県立体育館整備事業	競技スポーツ施設、生涯スポーツ施設としての機能に加え、コンサートやMICEなど、多くの集客交流が見込まれるイベントが開催できる交流推進施設としての機能を備えた体育館を整備するものです。建設工事が概ね当初の計画どおり進捗しています。	—
高松丸亀町子育て支援施設整備事業	再開発施設内に子育て支援施設を整備し、NPO法人による運営を行うことで子育て世代の女性が子どもを産みやすく、働きやすい環境を整備するものです。令和4年2月1日に入居済みです。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、目標値は達成していませんが、令和4年4月25日開業の「讃岐おもちゃ美術館」と連携し、相乗効果が期待できます。
大工町立体駐車場整備事業	高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、隣接商店街のための利用客用駐車場として運営するものです。駐車場部分については仮使用検査を経て、令和3年12月22日に開業し、建物全体としては令和4年1月31日に竣工しました。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいものの、目標値を達成しています。前年まで少なかった夜18時以降の利用が令和5年12月には増加し、金曜日、土曜日については夜9時頃まで満車が見られるようになっています。料金体系の改正など混雑緩和のための措置を検討する必要があります。

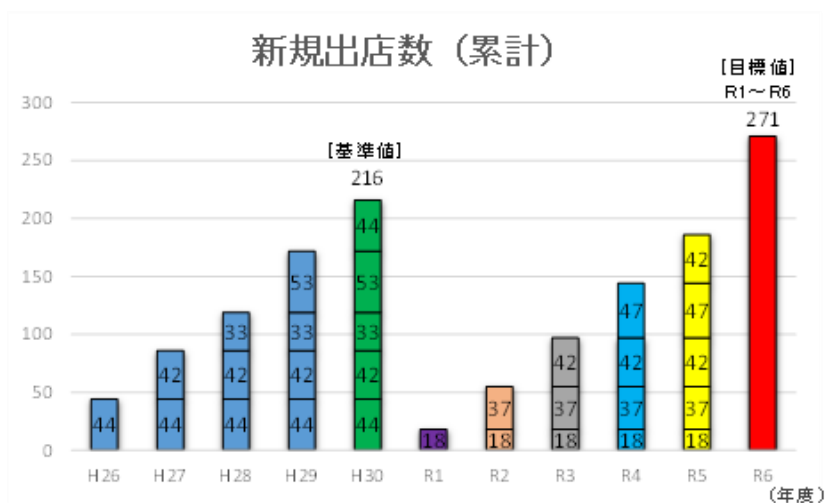
事業名	実施状況	事業効果
大工町ものづくり育成店舗整備事業	再開発施設内に香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設を整備し、県外や海外から訪れる観光客に、香川のものづくりの体験や伝統産業の逸品などを提供することで、新たな魅力を創出し、商店街への来街意欲を促進させるものです。令和5年4月に開業1周年を迎えました。令和6年度より高松市のふるさと納税で讃岐おもちゃ美術館チケットが返礼品で選べるようになっていきます。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、目標値の達成には至りませんでしたが、小学校の遠足など、団体客の受け入れにより、利用拡大を図ることで、歩行者等通行量の増加にも寄与します。
高松市創業支援事業	高松商工会議所や金融機関等の地域の創業支援事業者と連携して創業者や創業希望者を支援するものです。令和2年2月に創業支援事業者と共同で開設した相談窓口である「たかまつ創業サポートセンター」を中心に、連携して創業者や創業希望者等を支援しています。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいものの、目標値を達成しています。地域の創業支援事業者と連携して、創業者や創業希望者等への支援を行い、創業相談件数の増加を図ることで、歩行者等通行量の増加にも寄与します。
南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業	南部3町商店街の活性化に向けて、商店街の情報発信、各種情報発信ツールによる各店舗情報の提供などを行い、情報発信力の強化を図るとともに、4町パティオの有効活用を検討するなど、利用促進と回遊性を高めるものです。シーズンごとにキャンペーンをまとめてプロモーション企画を実施することで、注目度も上がり、地元プロスポーツチームや企業とのタイアップも広がり、商店街単体だけではできない情報発信ができています。コロナを巡る状況が落ち着いたことから、若手店主や外部との交流会なども再開できるようになりました。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいものの、目標値を達成しています。商店街の企画・プロモーションを柱としつつ、長期的な活性化を視野に、新たな事業への取組も含め、次の活性化プランづくりにも着手していくことで、歩行者等通行量の増加にも寄与します。

事業名	実施状況	事業効果
高松市中央商店街空き店舗活用事業	中央商店街の区域に所在する空き店舗に新たに新店を出す事業者に対し、改装費の一部を補助するものです。改装費の一部助成を継続して実施し、当該空き店舗の利用促進を図るとともに、高松中央商店街のにぎわいを創出しました。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいものの、目標値を達成しています。高松中央商店街の空き店舗を対象とする新規出店補助制度を周知啓発し、空き店舗の解消が進展するよう継続して事業を実施することで、歩行者等通行量の増加にも寄与します。
高松丸亀町商店街情報発信事業	外国人観光客などの来訪者に対して商店街の店舗情報やイベント情報などローカルな情報に加え、中央商店街全体の情報や広域的な観光情報等を提供し、利用促進と回遊性の向上を図るものです。令和元年に開業したインフォメーションセンターは新型コロナウイルスによる観光客減少もあり閉鎖しました。商店街webサイトでの情報発信に移行しています。令和5年度から、コロナ禍を理由に休止していた商店街主催イベント（丸亀町祭り、ハロウィンパーティなど）を再開しており、これらの情報を発信しています。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいものの、目標値を達成しています。再開された商店街イベントなどの必要な情報発信をwebサイトや商店街内のデジタルサイネージを使って発信し、歩行者等通行量の増加に寄与します。
高松駅周辺開発事業	交通結節点である高松駅周辺において集客機能のあるにぎわい施設を整備し、利便機能の拡充を図ることで香川県内外からの広域的な誘客を図るものです。令和6年3月22日に新高松駅ビル「TAKAMATSU ORNE（タカマツオルネ）」が開業しました。	令和6年度以降、香川県内外からの広域的な誘客が期待できます。
ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）	3年に1回の現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」のほか、芸術祭開催年以外でイベント等により瀬戸内海の魅力発信・誘客の活動を実施するものです。高松港周辺で屋外作品の公開を継続しています。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、目標値は達成していませんが、高松港周辺のにぎわい創出に寄与しています。

■今後について

「中央商店街における歩行者等通行量」は、目標値設定後の令和元年度以降、目標を達成しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により通行量は減少していましたが、令和2年度以降は微増傾向にあります。今後、区域内のマンション完成による居住者や出張・旅行者などの来街者の通行が見込まれるほか、後述する市街地再開発事業の完了、更には、高松空港国際線の全線再開によるインバウンドが大幅に増加することが予測されています。これらの経済活動の活発化による集客の拡大が期待できることから、イベントの実施等も併せて行うことにより、通行量の更なる増加につなげていきます。

■新規出店数



年	店舗数(累計)
H30	216 (H26.4～H31.3) (基準年値)
R1	18 (充足率 7%)
R2	55 (充足率 20%)
R3	97 (充足率 36%)
R4	144 (充足率 53%)
R5	186 (充足率 69%)
R6	271 (R1.7～R7.3) (目標値)

※調査方法：年2回、中央商店街店舗立地動向調査を実施

※調査月：6月、12月（取りまとめは、7月及び1月）

※調査主体：高松市・高松商工会議所

※調査対象：高松中央商店街を構成する8商店街振興組合

■目標達成の状況【c】

アフターコロナによって、出控え傾向であった人流が回復し、夜の飲食店利用や国際線の定期運航再開による訪日客の再訪など、個人消費は持ち直しの傾向にあります。令和5年度の新規出店数は、42店舗と回復傾向となり、これまで状況からは改善されており目標達成に近づいてきていますが、近年の原材料の高騰や物価上昇の影響は依然として残ることが予想されるため、目標達成は厳しい状況にあります。

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（R5年度末・数値の状況）

事業名	事業実施状況	目標値	最新値
南部3町商店街活性化 マチカドプラザ事業	実施中	6店舗	—
高松市中央商店街空き 店舗活用事業	実施中	9店舗	11店舗
高松丸亀町商店街情報 発信事業	実施中	9店舗	11店舗
大工町ものづくり育成 店舗整備事業	完了	6店舗	—
高松市創業支援事業	実施中	2店舗	3店舗

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（R5 年度末・事業効果）

事業名	実施状況	事業効果
南部 3 町商店街 活性化マチカド プラザ事業	南部 3 町商店街の活性化に向けて、商店街の情報発信、各種情報発信ツールによる各店舗情報の提供などを行い、情報発信力の強化を図るとともに、4 町パティオの有効活用を検討するなど、利用促進と回遊性を高めるものです。シーズンごとにキャンペーンをまとめてプロモーション企画を実施することで、注目度も上がり、地元プロスポーツチームや企業とのタイアップも広がり、商店街単体だけではできない情報発信ができています。コロナを巡る状況が落ち着いたことから、若手店主や外部との交流会なども再開できるようになりました。	商店街の企画・プロモーションを柱としつつ、長期的な活性化を視野に、新たな事業への取組も含め、次の活性化プランづくりにも着手していくことで、新規出店数の増加にも寄与します。
高松市中央商店街 空き店舗活用 事業	中央商店街の区域に所在する空き店舗に新たに出店する事業者に対し、改装費の一部を補助するものです。改装費の一部助成を継続して実施し、当該空き店舗の利用促進を図るとともに、高松中央商店街のにぎわいを創出しました。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいものの、目標値を達成しています。高松中央商店街の空き店舗を対象とする新規出店補助制度を周知啓発し、空き店舗の解消が進展するよう継続して事業を実施することで、新規出店数の増加にも寄与します。

事業名	実施状況	事業効果
高松丸亀町商店街情報発信事業	外国人観光客などの来訪者に対して商店街の店舗情報やイベント情報などローカルな情報に加え、中央商店街全体の情報や広域的な観光情報等を提供し、利用促進と回遊性の向上を図るものです。令和元年に開業したインフォメーションセンターは新型コロナウイルスによる観光客減少もあり閉鎖しました。商店街w e bサイトでの情報発信に移行しています。令和5年度から、コロナ禍を理由に休止していた商店街主催イベント（丸亀町祭り、ハロウィンパーティなど）を再開しており、これらの情報を発信しています。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいものの、目標値を達成しています。再開された商店街イベントなどの必要な情報発信をw e bサイトや商店街内のデジタルサイネージを使って発信し、新規出店数の増加にも寄与します。
大工町ものづくり育成店舗整備事業	再開発施設内に香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設を整備し、県外や海外から訪れる観光客に、香川のものづくりの体験や伝統産業の逸品などを提供することで、新たな魅力を創出し、商店街への来街意欲を促進させるものです。令和5年4月に開業1周年を迎えた。今年度より高松市のふるさと納税で讃岐おもちゃ美術館チケットが返礼品で選べるようになっていきます。	小学校の遠足など、団体客の受け入れにより、利用拡大を図ることで、新規出店数の増加にも寄与します。
高松市創業支援事業	高松商工会議所や金融機関等の地域の創業支援事業者と連携して創業者や創業希望者を支援するものです。令和2年2月に創業支援事業者と共同で開設した相談窓口である「たかまつ創業サポートセンター」を中心に、連携して創業者や創業希望者等を支援しています。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいものの、目標値を達成しています。地域の創業支援事業者と連携して、創業者や創業希望者等への支援を行い、創業相談件数の増加を図ることで、新規出店数の増加にも寄与します。

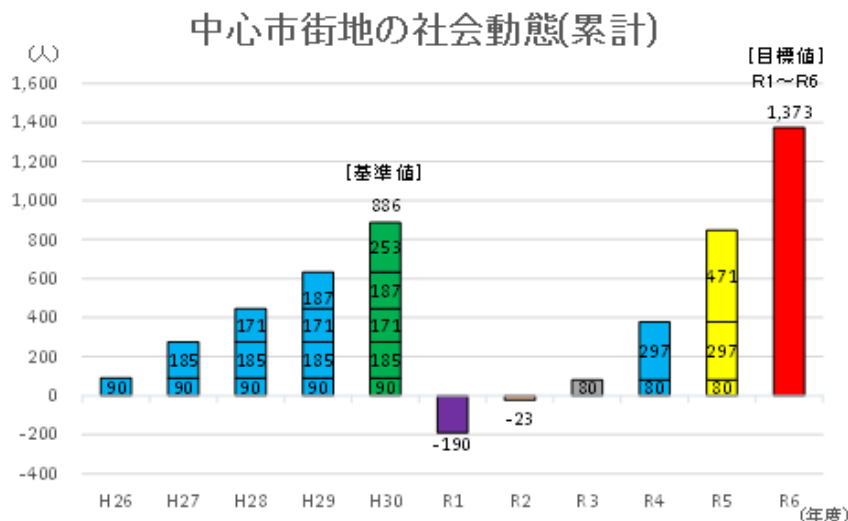
■今後について

「新規出店数」については、アフターコロナによって、出控え傾向であった人流が回復し、夜の飲食店利用や国際線の定期運航再開による訪日客の再訪など、個人消費は持ち直しの傾向にある。令和5年度の新規出店数は、42店舗となり、これまでの状況からは改善されており目標達成に近づいてきています。区域内のマンション完成による居住者が増加していることから、幅広い業種が出店する機会が増えることで、今後の新規出店が期待できます。

近年の原材料の高騰や物価上昇の影響は依然として残ることが予想されるものの、今後も官民が連携し、安定した店舗の経営が継続できるよう、各種施策の実施に努めていきます。

目標3「拠点間交流と住環境の整備による地域価値の向上」

■ 中心市街地の社会動態



年	人（累計）
H30	886 (H26.4～H31.3) (基準値)
R1	△190 (充足率-14%)
R2	△23 (充足率-2%)
R3	80 (充足率6%)
R4	377 (充足率27%)
R5	848 (充足率62%)
R6	1,373 (R1.7～R7.3) (目標値)

※調査方法：中心市街地内における住民基本台帳登録人口

※調査月：4月1日時点調査、同月取りまとめ

R1年度は7月1日～R2年4月1日

※調査主体：高松市

※調査対象：中心市街地内の居住者

■ 目標達成の状況【c】

中心市街地の社会動態については、市全体の人口が減少傾向にある中でも、増加傾向となっています。地価水準が高い中でも、分譲マンションの建設が続いており、令和5年度の中心市街地の社会動態は471人となり、前年の297人から174人増加し、令和元年からの合算値では848人となりました。令和6年度にも2棟、112戸の分譲マンションが竣工予定であることから、今後も増加傾向は続く見込まれるものの、目標達成の見通しは厳しい状況にあります。

■ 目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（R5年度末・数値の状況）

事業名	事業実施状況	目標値	最新値
高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業	完了	83人	—
高松市常磐町地区優良建築物等整備事業	完了	167人	—
フラット35活用事業	実施中	104人	11人

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（R5 年度末・事業効果）

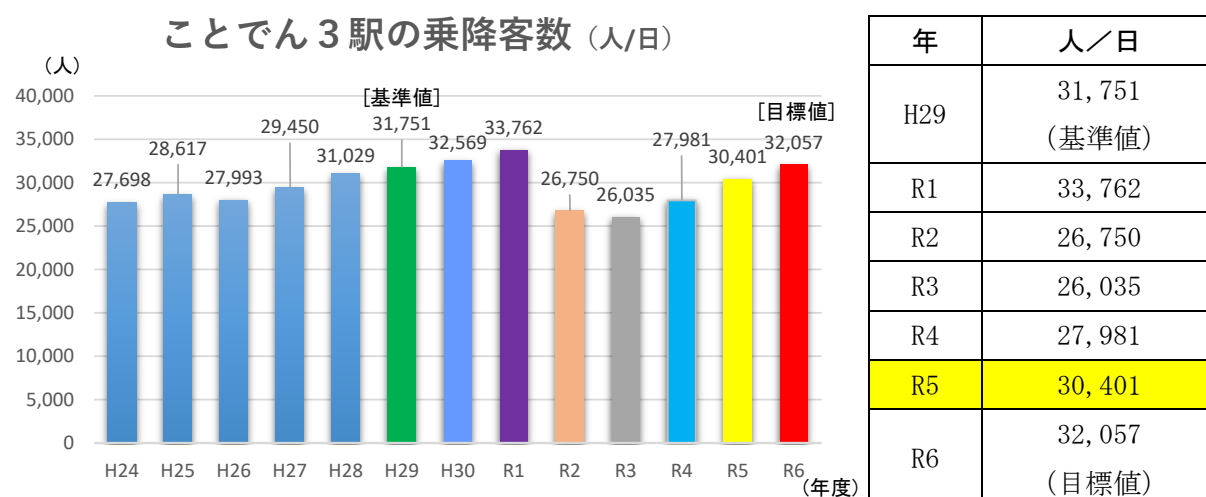
事業名	実施状況	事業効果
高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町・磨屋町地区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場を備えた再開発施設を整備するものです。再開発組合が、引き続き磨屋町街区の施設建築物新築工事を進め、令和5年2月に完了しました。	多世代が居住する共同住宅の整備によるまちなか居住の推進、「讃岐おもちゃ美術館」によるにぎわいの創出、「丸亀町くるりん駐車場」によるアクセス性の向上など、中心市街地の活性化が期待できます。
高松市常磐町地区優良建築物等整備事業	中央商店街の一つである常磐町商店街のジャスコ跡地において、医療施設、子育て支援施設、共同住宅を整備するものです。事業者が、磨屋町街区の施設建築物新築工事を進め、令和5年9月に完了しました。	共同住宅の完成により、多世代が居住する街なか居住の推進はもとより、通行者の増加や消費の喚起につながるなど、中心市街地の活性化が期待できます。
フラット 35 活用事業	高松市立地適正化計画で定める中心市街地区域を包含する居住誘導区域の外から、区域内へ住み替えた世帯に、住宅の建築・購入等費用の一部助成及び住宅金融支援機構と提携し、住宅ローンフラット 35 S の金利の低減（当初5年間△0.25%等）を行うものです。令和5年度の実績は5件（うち中心市街地は1件3人（令和4年度の実績3件8名の人口増のみ））となりました。	目標値の達成には至りませんでした。が、住宅フェアの開催など、継続的な周知啓発を行い、より多くの方に制度を利用してもらえるよう努めていきます。

■今後について

「中心市街地の社会動態」については、目標値から 62%と大きく乖離していますが、市全体の人口が減少傾向にある中でも、増加傾向となっています。地価水準が高い中でも、分譲マンションの建設が続いており、令和6年度にも2棟、112戸の分譲マンションが竣工予定であることから、今後も増加傾向は続くと思込まれます。

現在、実施しているフラット 35 活用事業の周知啓発や、空き家等の既存ストックの流通を促進する住宅施策を展開するなど、中心市街地で居住選択されるよう効果的な事業の検討・実施に努め、人口増につなげていきます。

■（参考指標）ことでん3駅の乗降客数



※調査方法：高松琴平電気鉄道株式会社へ聞き取り

※調査月：毎年1月1日～12月31日

（H24～H30は毎年4月1日～翌年3月31日で集計）

※調査主体：高松琴平電気鉄道株式会社

※調査対象：ことでん3駅（高松築港、片原町、瓦町）の乗降客数

■目標達成の状況【c】

令和5年のことでん主要3駅の乗降客数は、アフターコロナによる観光客の増加等、人流の回復によって、定期利用を除く乗客数が前年比118%と増加したものの、通勤通学の定期利用は前年比103%とほぼ横ばい傾向となり、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年比90%と目標値を下回りました。

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（R5年度末・数値の状況）

事業名	事業実施状況	目標値	最新値
高松丸亀町子育て支援施設整備事業	完了	2人/日	△1人/日 (基準値より減少)
新県立体育館整備事業	実施中 (R6年度末完了)	181人/日	—

■目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（R5 年度末・事業効果）

事業名	実施状況	事業効果
高松丸亀町子育て支援施設整備事業	再開発施設内に子育て支援施設を整備し、NPO法人による運営を行うことで子育て世代の女性が子どもを産みやすく、働きやすい環境を整備するものです。令和4年2月1日に入居済みです。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、目標値は達成していませんが、令和4年4月25日開業の「讃岐おもちゃ美術館」と連携し、相乗効果が期待できます。
新県立体育館整備事業	競技スポーツ施設、生涯スポーツ施設としての機能に加え、コンサートやMICEなど、多くの集客交流が見込まれるイベントが開催できる交流推進施設としての機能を備えた体育館を整備するものです。建設工事が概ね当初の計画どおり進捗しています。	—

■今後について

「ことでん3駅の乗降客数」については、新型コロナウイルス感染症拡大状況によって影響を受けやすく、利用客数が減少していたが、アフターコロナになり人流は回復傾向となっています。しかし、依然として目標達成は厳しい状況となっています。

今後は、目標達成に向けた計画掲載事業の推進や、環境配慮の面からも公共交通機関の利用を促すなど、目標値に近付けていきます。

3) 第3期計画の総括

高松市では、中心市街地活性化に関する法律に基づき、平成19年に第1期計画、平成25年に第2期計画、令和元年6月に第3期計画（令和元年7月～令和7年3月）を策定し、各種事業を推進中です。

第3期計画では、「来まい・住まい・楽しみまいーコンパクト・エコシティ たかまつー」をコンセプトに、中心市街地の活性化に取り組んできました。

第3期計画に掲載された全49事業の進捗状況は、9事業が完了しており、34事業が継続実施中、6事業が未完了（R5年度末）となっています。

目標指標の達成状況は、「歩行者等通行量」については目標達成が見込まれているものの、「中心市街地内の主要観光施設年間入込客数」「新規出店数」「中心市街地の社会動態」「ことடன்3駅の乗降客」は全て未達成であり、計画期間中の目標達成は見込まれない状況となっています。

これらは、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものの、各指標において回復傾向がみられます。

特に、イベント等のソフト施策が定着してきたことや、再開発事業の完成などにより、「歩行者等通行量」は目標を達成できています。

また、市全体では本格的な人口減少局面にシフトしていますが、中心市街地においては、分譲マンションの建設が続いており、「中心市街地の社会動態」においては、ポジティブな傾向が出ています。

さらに、サンポート高松エリアにおいて、新県立体育館整備事業や駅ビル建設等の完成が控えており、更なるポジティブな社会動態及び入込客数の変化が期待できます。

着目すべきポイントとしては、新型コロナウイルス感染症による外出抑制等の影響により市民の価値観が大きく変化し、デジタルの急速な進展とともに、行動変容やアフターコロナにおける効果的な取組が求められていることが挙げられます。

また、ハード事業の効果が各指標に影響するまでに時間を要するものがあるなど、事業を適切に評価できる仕組みになっていなかったことや集客イベントを通じたコミュニティの活性化などの取組が展開できず、ハード事業とソフト事業を組み合わせることで効果を生み出す仕掛けが乏しかったことが挙げられます。

(4) 計画の定性的評価

1) 中心市街地活性化に対する住民意向について

令和5年度に実施した市民アンケート調査結果によると、中心市街地に訪れない理由として、「駐車料金が高い」「駐車場がない・狭い」「1箇所ですべての用事が済まない」などが挙げられています。

また、中心市街地を訪れる機会を増やすために必要なものとして、「クーポンなど得する情報発信」「商店街や店舗のホームページの充実」「お祭りやイベント等の開催」などが挙げられています。

さらに、中心市街地や中央商店街に期待することとして、「訪れて楽しめる場」「身近な買物の場」「イベントや行事など地域のにぎわいづくりの中心」「子育てや高齢者の生活をサポートする場」などが求められています。

2) 中心市街地活性化協議会の意見

第3期基本計画の認定から4年9か月が経過する令和5年度末までの進捗状況として、全49事業のうち基幹事業である新県立体育館整備事業や高松駅周辺開発事業の着手など事業の進捗が見られるものの、34事業が継続実施中、6事業が未完了となっており、引き続き、事業の着実な進捗を図っていただきたいです。

目標指標の達成状況からみると、中心市街地内の主要観光施設年間入込客数については、令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大幅に減少していましたが、令和5年度は高松空港に就航している国内線の復便や、運休していた国際線の運航再開の影響もあり、入込客数は増加しています。今後は令和7年2月に県立アリーナの開館、4月に大学の移転もあり、さらなる入込客数の増加が期待されます。

また、高松中央商店街の歩行者等通行量については、令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大前と比べ、通行量が減少しているものの、目標値は達成しており、令和2年度以降微増傾向です。

新規出店数については、区域内のマンション完成に伴う人流の増加により増加傾向となっていますが、目標達成には相当規模の出店数が必要であり、達成は厳しい状況となっています。そのような状況ですが、目標達成に向け、新規出店予定者を後押しするよう、創業支援制度や空き店舗を活用した出店補助等の施策を進めていただきたいです。

中心市街地の社会動態並びに、ことடன்3駅の乗降客数については、目標値からの乖離が見られますが、市全体の人口が減少傾向にある中でも増加傾向であり、令和6年度にも2棟、112戸の分譲マンションが竣工予定であることから、各種施策を効果的に実施することにより、居住人口の増加を図るとともに、併せて公共交通の利用が促進されるよう、乗り継ぎサービスの向上を初めとする各種施策の推進に努めていただきたいです。

今後は、アフターコロナにおけるインバウンドの大幅な増加や経済活動の活発化が期待されていることから、官民が連携し、基本計画に位置付けられている中核事業の積極的な推進を行うことで、早期に目標指標が達成され、更なる中心市街地の活性化が図られるよう取り組んでいただきたいです。

(5) 事業の実施面からみられる中心市街地活性化の課題

「中心市街地内の主要観光施設の年間入込客数」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、令和4年度は瀬戸内国際芸術祭2022の開催、高松空港に就航している国内線の復便や、運休していた国際線の運航再開の影響もあり、入込客数は増加しています。令和5年度において、更に複数路線の国際線が運航再開したため、入込客数の増加が期待できます。

「歩行者等通行量」は、目標値設定後の令和元年度以降、目標を達成しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者数が減少していましたが、令和2年度以降は微増傾向にあり、特にコンテンツが多数ある商店街における歩行者等通行量の増加が見られます。

「新規出店数」は、新型コロナウイルス感染症拡大以降、新規出店数は減少しましたが増加傾向にあります。個人消費の持ち直しや、商店街としてのポテンシャルの高さが要因ではないかと考えられます。しかし、目標達成には相当規模の出店数が必要であり、達成は厳しい状況となっています。

「中心市街地の社会動態」は、市全体の人口が減少傾向にある中でも、増加傾向となっています。地価水準が高い中でも、分譲マンションの建設が続いており、令和6年度にも2棟、112戸の分譲マンションが竣工予定であることから、今後も増加傾向は続く見込まれています。

[2] 中心市街地活性化の課題

これまでの検討結果を踏まえ、以下4つの課題に整理しました。

(課題1) インバウンドを含む広域圏からの誘客力を高めていく取組

- ・環瀬戸内海圏の中核都市として、多様なニーズを持った人々が訪れたいと思える高次広域都市サービス機能を提供する場を創出し、広域圏から中心市街地を訪れる機会づくりを行うことが求められています。
- ・瀬戸内国際芸術祭の開催や高松空港国際線の運航再開によって観光入込客数は回復してきているため、特にサンポートエリアの開発に併せ、回復が期待されるインバウンド・観光需要に対応していく必要があります。

(課題2) 回遊・滞在できる環境整備により利便性を高めていく取組

- ・アフターコロナにおける、サンポートエリアの集客力と中央商店街の商業ポテンシャルの相乗効果を図るため、よりリアルな体験価値を創出するイベント・観光を通じてサンポートエリアと中央商店街の回遊性を高めることが課題となっています。
- ・特に、コンテンツが多数ある商店街では、歩行者通行量・新規出店数ともに増加傾向に転じているため、回遊・滞在できる環境の整備を推進する必要があります。

(課題3) 来訪者だけでなくまちなか居住者の居心地をよくする取組

- ・中央商店街に期待することとして身近な買い物の場所が求められており、来訪者だけでなくまちなか居住者にとっても居心地をよくしていくことが課題となっています。
- ・市全体の人口が減少傾向にある中でも中心市街地の社会動態は増加傾向となっているため、快適性・安全性を向上させる施策を効果的に実施することで更なるまちなか居住の促進を図ることが必要です。

(課題4) 官民共創モデル及び情報発信を支えるデータ連携基盤の活用

- ・データ活用・連携による中心市街地活性化に関する取組の相乗効果を生み出すため、ターゲットに応じた情報発信の仕掛けづくりが求められています。
- ・中心市街地活性化の活動そのものに参画できる人材や担い手を有機的に創出するため、人的プラットフォームによる共創モデルを構築・拡大していくことが求められています。

[3] 中心市街地活性化の方針（基本的な方向性）

(1) 中心市街地活性化のコンセプト

第3期計画において増加した歩行者通行量やマンション建設の増加に伴う区域内人口の需要を最大限活かすため、区域内の利便性や幸福度の向上に資する事業を展開することにより、中心市街地の更なる魅力向上を図ることで、区域外からの需要をさらに高め、「魅力を高める⇒利便性を高める⇒居心地を良くする」といった好循環を生み出すように、官民共創によるまちづくりを展開します。

データ連携によるエリアマネジメントの実施など官民が共創できる仕掛けによって、第3期計画の「誘客力」「回遊性」「地域価値の向上」といった3つの目標を3つの羽（ブレード）に見立てて、「共創」を基盤として持続的に循環させて中心市街地全体に浸透させる取組を一体的に推進することに繋がります。

そこで、第4期計画では、アフターコロナにおける、新たな価値観に対応した活性化策として、ハード事業、ソフト事業に関わらず、各施策の投資効果を早く享受し、最大限に引き出すことを目的とした、持続的に成長する「共創型まちづくり」の仕組みを構築し、官民がセクターを超えた連携による取組を促します。

さらに、それらの取組を支える仕組みとして、データ連携基盤を活用することにより、エリアマネジメント実施のサポート及び情報発信の精度を上げていき、訪れる中心市街地だけでなく、参画する中心市街地を推進することで、これからも選ばれる中心市街地「たかまつ」を目指します。



(2) 中心市街地活性化の4つの基本方針

把握している課題に対応した基本的な方針として、「もっと魅力を高めることで、みんなが訪れたい街を実現する」「もっと利便性を高めることで、みんなが回遊・滞在できる街を実現する」「もっと居心地をよくすることで、みんなが住みたい街を実現する」「官民共創・データ連携の強化により、これからも持続的に成長する街を実現する」を設定します。

(方針1) もっと魅力を高めることで、みんなが訪れたい街を実現する

- ・サンポートエリアや中央商店街のそれぞれの価値を活かして魅力を高めます。
- ・インバウンドや観光客の増加に対応して、市民と来訪者が交流できる機会を増やし、中心市街地全体の誘客力をさらに高めます。

(方針2) もっと利便性を高めることで、みんなが回遊・滞在できる街を実現する

- ・公共交通機関と連携したウォーカブルなまちづくりによって、利便性を高めます。サンポートエリアからの誘客を促す環境整備によって、中心市街地の回遊性を向上させます。

(方針3) もっと居心地をよくすることで、みんなが住みたい街を実現する

- ・滞留できる場所、休憩施設の充実など快適性の向上を図り、居心地を良くします。
- ・生活を支援する施設の充実や防災・減災に係る取組など安全・安心な空間を創出することによって、まちなか居住を促進します。

(方針4) 官民共創・データ連携の強化により、これからも持続的に成長する街を実現する

- ・各施策の投資効果を早く享受でき、最大限に引き出すことを目的とした仕組を構築し、官民がセクターを超えた連携による取組を促します。
- ・その取組を支える仕組として、データ連携基盤を活用しデータ駆動型のまちづくりを目指します。

2. 中心市街地の位置及び区域

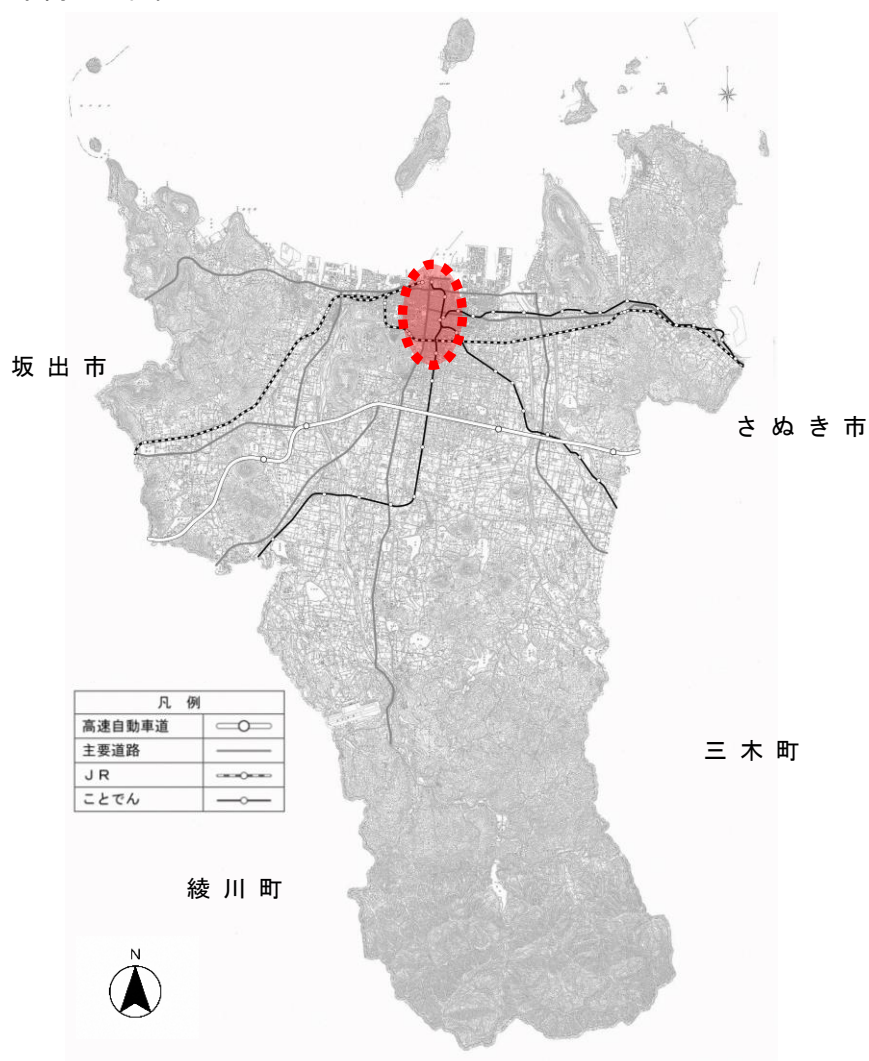
[4] 位置

本市では、中央通り沿いを中心に行政、業務、文化など多様な都市機能が集積しているとともに、中央通りの東側には、丸亀町、南新町、兵庫町、片原町西部、片原町東部、常磐町、田町、ライオン通りの8つの商店街で形成される長さ2.7kmにも及ぶアーケードは全国有数の商業機能を有しています。

また、J R高松駅は令和元年度における乗降客数が、四国では最多の約26,000人を数えているほか、平成元年に開港した高松空港からのリムジンバスや、首都圏、京阪神など大都市圏を結ぶ高速バスなどの拠点都市として広域的な交通結節機能を有しています。

中央通りを中心とした市街地は、高次都市機能が集積し、県都として香川県内の行政、経済の中心地であるとともに、四国地方の中核行政都市として拠点的な役割を担っていることから、この地区を中心市街地とします。

■高松市中心市街地の位置



[5] 区域

行政、業務、商業、医療、福祉など様々な高次都市機能は、高松港から中央通り沿いを中心に栗林公園に至る区域に集積しており、市民生活や来街者に対する都市サービスを提供しています。

中心市街地は、立地適正化計画に定める広域都市機能誘導区域内で、交通結節機能を担うサンポート高松とことでん瓦町駅を含み、高松港から中央通り沿いに集積する高次（広域）都市サービス機能を有する施設を包括する区域を中心市街地として設定します。

■ 中心市街地の区域図（広域都市機能誘導区域周辺を拡大）



[6] 中心市街地の要件に適合していることの説明

(3) 第1号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること

本市の中心市街地は、全国有数の中央商店街として小売商業者が集積するとともに、四国を代表する行政都市であり、香川県の県都として行政だけでなく、業務、医療、福祉などの高次の都市機能が集積しており、高松市の中心的な役割を果たしているため、第1号要件に適合しています。

3) 小売商業者の集積

本市の小売店舗数は、全体の約 20.0%が中心市街地に集積し、従業者数においても 12.2%と高い割合となっており、中心市街地に相当数の小売商業者が集積しています。

	中心市街地 (A)	高松市全体 (B)	対市割合 (A/B)
小売店舗数	578	2,891	20.0%
従業者数	3,144	25,838	12.2%

(資料：令和3年経済センサス活動調査)

4) 事業所・従業者数の集積

本市の事業所は、全体の約 22.0%が中心市街地に集積し、従業者数においても 21.8%と多くの人が中心市街地で就業しています。

	中心市街地 (A)	高松市全体 (B)	対市割合 (A/B)
事業所	4,788	21,763	22.0%
従業者数	47,628	218,022	21.8%

(資料：令和3年経済センサス活動調査)

5) 都市機能の集積

中心市街地には、公共施設、病院、学校、福祉施設、子育て施設など都市機能が集積しています。

公共施設は、中央銀行、法務局など様々な国の出先機関や、市役所などの主要な行政機関が立地しているほか、香川県庁が近接しています。

医療施設は、高松赤十字病院など大規模な総合病院が近接するほか、私設の病院が数多く立地しています。

教育施設は、中心市街地に近接して小・中学校、高等学校、香川大学が立地しているほか、専門学校が数多く立地しています。

その他、地域包括支援センターやデイサービスセンター、介護付きマンションなど様々な福祉系の施設や、保育所、幼稚園などに加え、NPO法人が運営する子育て支援施設なども立地しています。

(4) 第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

本市の中心市街地は、急速な少子高齢化の進行に伴い、自然動態による人口減少が進み、空き家が増加しつつあるなど都市活動が停滞傾向にあり、小売店舗数や従業員数の減少による土地需要の活性化が図られず、地価の動向など経済活力の維持にも支障が生じるおそれがあることから、第2号要件に適合しています。

6) 中心市街地の人口動向

人口減少及び少子高齢化が進展する中で、中心市街地の人口は、5年間で自然動態（出生数と死者数）が1,096人の減少となり、また、社会動態は、市外への転出・転入数も657人の減少となっていますが、市内間の転居者数が1,617人となったことで、社会動態は960人の増加となり、自然動態の減少を補う状況となっています。今後もこうした状況が継続するものと想定されます。

これまでの中心市街地活性化基本計画に基づく様々な事業により、市内から中心市街地への転入（市内間の転居者数）が増加していることで、中心市街地の人口は横ばい状態を保つことができています。

■ 中心市街地の人口動向

	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	合計
中心市街地人口	20,146	20,114	20,013	20,054	20,270	
社会動態	△ 78	167	103	297	471	960
市外への転出・転入数	△ 192	△ 69	△ 238	△ 146	△ 12	△ 657
市内の転居者数	114	236	341	443	483	1,617
自然動態	△ 182	△ 199	△ 204	△ 256	△ 255	△1,096
出生数	62	81	87	73	60	363
死亡数	244	280	291	329	315	1,459
社会＋自然動態	△ 260	△ 32	△ 101	41	216	△136

（資料：高松市住民基本台帳各年4月1日）

7) 小売商業の店舗数・従業者数の動向

中心市街地の小売商業は、平成14年から店舗数、従業者数ともに減少傾向が続いており、令和3年には、平成14年と比べて店舗数で約50%の減少、従業者数で約50%と大幅な減少となっています。

■小売店舗数・従業員数の推移

	2002 年 (H14)	2004 年 (H16)	2007 年 (H19)	2014 年 (H26)	2016 年 (H28)	2021 年 (R3)	2021 (R3) /2002 (H14)
店舗数	1,163	1,069	975	859	653	578	49.7%減
従業者数	6,236	5,696	5,131	5,115	3,535	3,144	50.4%減

(資料：商業統計調査、経済センサス活動調査)

8) 経済活力を表す地価の動向

中心市街地の地価は、これまで横ばい状態でしたが、近年では上昇傾向に転じています。

令和6年においては、平成30年と比べ、①高松5-1(中央通り)、⑪高松-14(高松駅前)を中心に全体的に上昇しています。

■地価の推移

(千円/㎡)

	2018 年 (H30)	2019 年 (R1)	2020 年 (R2)	2021 年 (R3)	2022 年 (R4)	2023 年 (R5)	2024 年 (R6)	変化率 〔(2024/ 2018)〕
①高松5-1	408.0	423.0	440.0	438.0	438.0	445.0	454.0	111.3%
②高松5-2	120.0	121.0	122.0	121.0	121.0	122.0	123.0	102.5%
③高松5-4	241.0	244.0	248.0	247.0	247.0	250.0	254.0	105.4%
④高松5-6	133.0	134.0	135.0	132.0	130.0	129.0	129.0	97.0%
⑤高松5-7	258.0	261.0	265.0	261.0	257.0	256.0	256.0	99.2%
⑥高松5-8	190.0	192.0	195.0	194.0	194.0	194.0	196.0	103.2%
⑦高松5-15	154.0	156.0	158.0	158.0	158.0	158.0	159.0	103.2%
⑧高松5-16	122.0	123.0	125.0	124.0	124.0	125.0	126.0	103.3%
⑨高松5-18	154.0	156.0	159.0	159.0	159.0	160.0	161.0	104.5%
⑩高松5-19	200.0	202.0	205.0	204.0	204.0	206.0	208.0	104.0%
⑪高松-14	147.0	152.0	158.0	159.0	160.0	161.0	162.0	110.2%

(資料：国土交通省地価公示)

(5) 第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること



本市の第7次高松市総合計画の目指すべき都市像を実現していくためには、都市計画マスタープランの広域交流拠点や立地適正化計画の広域都市機能誘導区域における中心市街地の活性化を進めていくことが必須となります。これらの上位・関連計画の推進と中心市街地の活性化は、本市の発展に寄与するだけでなく、生活圏を一体とする周辺地域の発展にも有効かつ適切であり、第3号要件に適合しています。

1) 第7次高松市総合計画

第7次高松市総合計画は「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を目指すべき都市像と定め、その実現を図るため「都市機能と自然が調和し快適さと利便性を兼ね備えたまち」を6つのまちづくりの目標のひとつとして、「機能性の高い都市空間の形成」においてサンポートエリアを核とするシーフロントや中心市街地の魅力・回遊性の向上、民間活力の導入による中央公園の新たな魅力づくり、中央商店街の活性化により、まちのにぎわいを創出することとしています。

2) 高松市都市計画マスタープラン

高松市都市計画マスタープランは、集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」の実現に取り組むこととしています。

中心市街地は、商業・業務機能の拡充、にぎわい空間の創出、街なか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図り、四国の拠点都市としての中核を担う「広域交流拠点」と位置づけており、市域及び周辺の地域の発展に有効性があります。

3) 高松市立地適正化計画

高松市立地適正化計画は、まちづくりの理念として、「コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来」を掲げ、30年、50年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるよう、集約拠点への都市機能の集積と居住の誘導を図り、公共交通で拠点間等の移動を円滑にするコンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくとしています。

中心市街地は、高松市役所を中心に半径2kmに設定した広域都市機能誘導区域に含まれており、広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、都市機能の集積を図る区域として位置づけ、将来に渡って市域及び周辺の地域に都市サービスの提供を一体的に推進することが、市域及び周辺地域の発展にとって適切です。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

本計画における中心市街地の目指す都市像を「これからも選ばれる中心市街地「たかまつ」へ～持続的に成長する共創型まちづくり～」と定め、4つの基本方針「もっと魅力を高めることで、みんなが訪れたい街を実現する」「もっと利便性を高めることで、みんなが回遊・滞在できる街を実現する」「もっと居心地をよくすることで、みんなが住みたい街を実現する」「官民共創・データ連携の強化により、これからも持続的に成長する街を実現する」を推進するため、以下の4つの目標を掲げて中心市街地の活性化を目指します。

目標1

みんなが訪れたい中心市街地

もっと魅力を高めることで、みんなが訪れたい街を実現するため、サンポートエリアや中央商店街のそれぞれの価値を活かして魅力を高めます。また、インバウンドや観光客の増加に対応して、市民と来訪者が交流できる機会を増やし、中心市街地全体の誘客力をさらに高めます。

目標2

みんなが巡ってみたい中心市街地

もっと利便性を高めることで、みんなが回遊・滞在できる街を実現するため、公共交通機関と連携したウォーカブルなまちづくりによって、利便性を高めます。また、サンポートエリアからの誘客を促す環境整備によって、中心市街地の回遊性を向上させます。

目標3

みんなが住みたい中心市街地

もっと居心地をよくすることで、みんなが住みたい街を実現するため、滞留できる場所、休憩施設の充実など快適性の向上を図り、居心地を良くします。また、生活を支援する施設の充実や防災・減災に係る取組など安全・安心な空間を創出することによって、まちなか居住を促進します。

目標4

これからも持続的に成長する中心市街地

官民共創・データ連携の強化により、これからも持続的に成長する街を実現するため、各施策の投資効果を早く享受でき、最大限に引き出すことを目的とした仕組みを構築し、官民がセクターを超えた連携による取組を促します。また、その取組を支える仕組みとして、データ連携基盤を活用しデータ駆動型のまちづくりを目指します。

【2】計画期間の考え方

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年 4 月から令和 12（2030）年 3 月までの 5 年間とします。

【3】目標指標の設定の考え方

高松市における今期計画は、計画の方向性は第 3 期計画と大きく変わらないことから、目標指標「歩行者等通行量（全日）」及び「中心市街地の社会動態」については、第 3 期計画と同じものを設定しています。しかし、第 3 期計画における目標指標「中心市街地内の主要観光施設年間入込客数」に関しては、より広域からの来訪者の流動を把握できる「中心市街地内の宿泊者数」に変更しています。加えて、今期計画では、新たな目標として「これからも持続的に成長する中心市街地」を掲げたことから、これに係る目標指標については、第 3 期計画における成果及び今期計画での事業を踏まえて設定します。

【目標 1】みんなが訪れたいくなる中心市街地

⇒目標指標①：中心市街地内の宿泊者数

主なターゲットを広域（中心市街地活性化基本計画区域外）の人々とし、中核都市として高次（広域）都市サービス機能の更なる充実を図ることで、さらに多くの人々を取り込み、活性化を図ります。そのため、広域から来訪した人々の流動を検証する指標として、「中心市街地内の宿泊者数」を目標指標とします。

【目標 2】みんなが巡ってみたいくなる中心市街地

⇒目標指標②：歩行者等通行量（全日）

サンポートエリアへの新たな集客施設整備をはじめとした各種事業により、鉄道、高速バス、船舶等により広域圏からの来訪を喚起します。そのうえで、駅及び商店街の案内所の充実や効果的な情報発信により、来訪者を商店街に回遊させることでにぎわいを高めていきます。これらを検証する指標として「歩行者等通行量（全日）」を目標指標とします。

【目標 3】みんな住みたいくなる中心市街地

⇒目標指標③：中心市街地の社会動態

本市では、多核連携型コンパクト・エコシティによるまちづくりを進める中で、中心市街地を広域交流拠点と位置付け、高次（広域）都市サービス機能の充実を図るなど利便性の高い地域とすることで、住みたいと思える中心市街地を目指しています。そのため、これらのサービス機能を活かした、快適な都市型居住を形成し、街なか居住の推進状況を検証する指標として「中心市街地の社会動態」を目標指標とします。

【目標 4】これからも持続的に成長する中心市街地

⇒目標指標④：データ連携基盤を活用した事業数

データ連携基盤を活用することにより、エリアマネジメント実施のサポート及び情報発信の

精度を上げていき、データ駆動型のまちづくり及び中心市街地活性化に関する取組の相乗効果を生み出します。ターゲットに応じた情報発信の仕掛けづくりを行う上で、人々が参画する中心市街地の推進状況を検証する指標として「データ連携基盤を活用した事業数」を目標指標とします。

[4] 目標数値の設定

(6) 定量的な指標による目標値

目標数値は、本市における将来の人口推計や、これまでの各指標の動向を踏まえた上で、本計画で取り組む事業等の効果や、第7次高松市総合計画、高松市都市計画マスタープラン及び高松市立地適正計画等の上位・関連計画における取組目標を考慮して、設定します。

目標	目標指標	基準値	目標値
みんなが訪れたいくなる 中心市街地	中心市街地内の 宿泊者数	880 千人/年 (R5)	961 千人/年 (R11)
みんなが巡ってみたいくなる 中心市街地	歩行者等通行量 (全日) ※1	122,935 人/日 (R5)	125,739 人/日 (R11)
みんなが住みたいくなる 中心市街地	中心市街地の 社会動態	960 人 (R1.4～R6.3)	1,004 人 (R7.4～R12.3)
これからも持続的に成長する 中心市街地	データ連携基盤を 活用した事業数	5 件 (R5)	10 件 (R11)

※1：中央商店街の15地点での自動計測（カメラ画像解析）による、平日、休日を含む全日の
平均値

(7) 【目標指標1】中心市街地内の宿泊者数

中心市街地内の宿泊者数の目標値については、高松市中心市街地内の年間宿泊者数をもとに基準値を設定し、事業による効果を加えて算出します。

目標指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)
中心市街地内の宿泊者数	880 千人/年	961 千人/年 (81 千人増)

【数値目標設定根拠】

①基準値の設定

中心市街地内の宿泊者数の基準値については、宿泊旅行統計調査における、高松市中心市街地に立地する宿泊施設の年間宿泊者数とします。

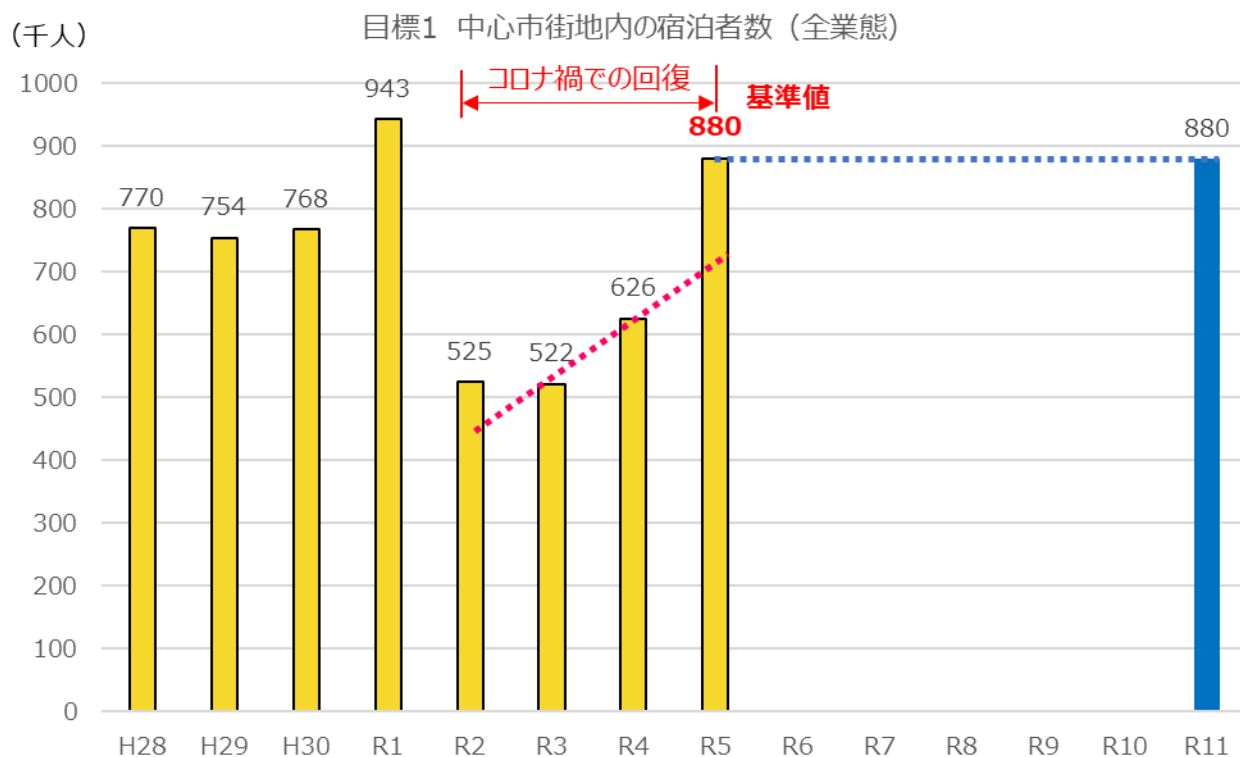
■H28～R5の8カ年の宿泊者数

(単位：千人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
高松市中心市街地	770	754	768	943	525	522	626	880

出典：宿泊旅行統計調査（観光庁 各年1月～12月の集計値）

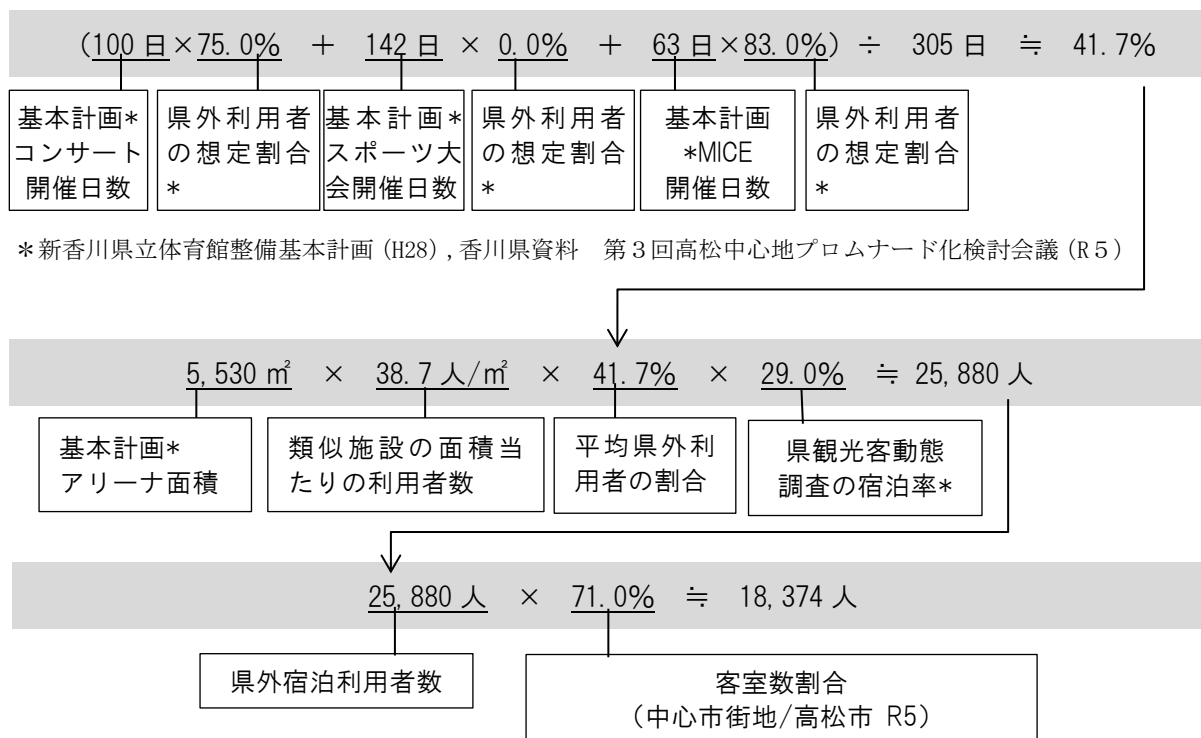
■基準値の算出



② 事業の効果により増加する宿泊者数の算出

A. 「香川県立アリーナ管理事業」による効果

「香川県立アリーナ管理事業」により、体育館の利用に伴い広域からの新たな利用者が創出されることで、宿泊者数の増加を見込みます。

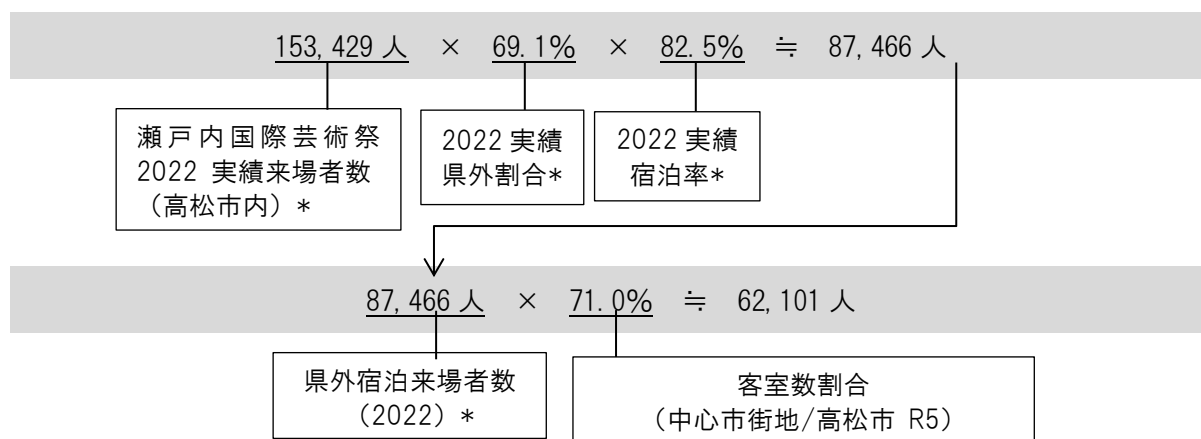


*観光客アンケート調査 (R4・香川県観光協会)

(計算結果は丸め誤差を含む)

B. 「ART SETOUCHI (瀬戸内国際芸術祭)」による効果

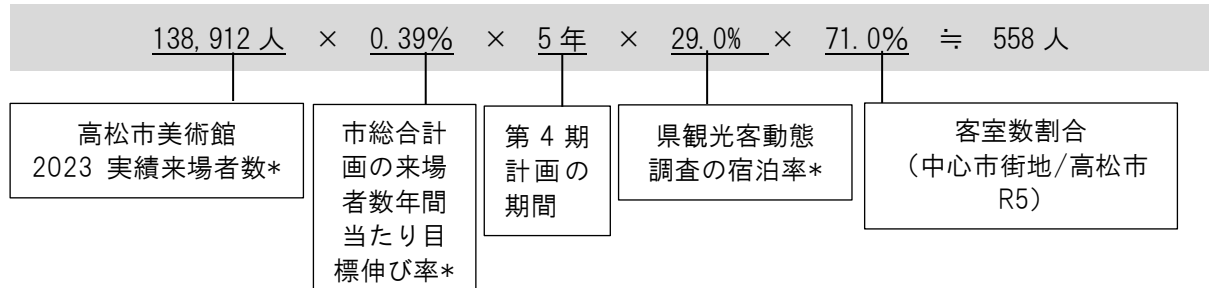
「ART SETOUCHI (瀬戸内国際芸術祭)」により、広域からの来場者が中心市街地内に宿泊することで、宿泊者数の増加を見込みます。



*「瀬戸内国際芸術祭 2022 総括報告」

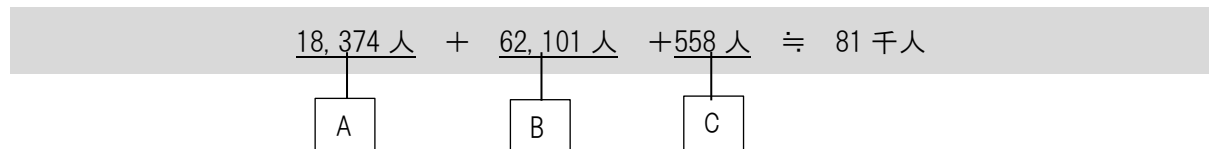
C. 「高松市美術館」関連事業による効果

「高松市美術館教育普及事業」「高松市美術館展覧会事業」「高松市美術館催し物事業」により、広域からの来場者が中心市街地内に訪れることで、宿泊者数の増加を見込みます。



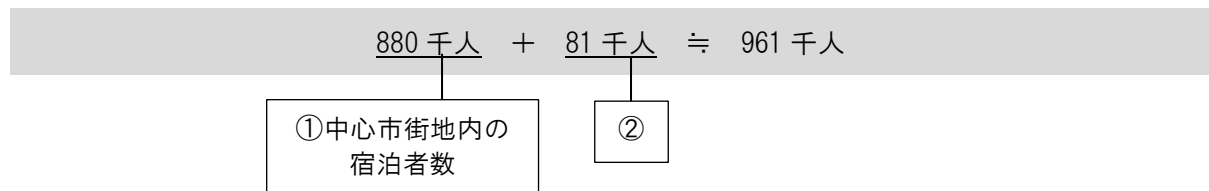
* 高松市資料、「第 7 次市総合計画」

A～C より、事業により増加する宿泊者数を算出します。



③ 目標値の算出

①で設定した基準値に、②の事業効果を加えて目標値を算出します。



【フォローアップの考え方】

中心市街地内の宿泊者数は、高松市の中心市街地内の宿泊客数を毎年度確認し、目標達成の進捗状況を確認します。また、状況に応じて関連する事業について取組の進捗を確認した上で改善措置を講じていくものとし、計画期間の最終年度終了後に目標達成状況を検証します。

(8) 【目標指標 2】歩行者等通行量

中央商店街における歩行者等通行量の目標値については、事業による増加及び居住人口の増加、新規の店舗出店により増加する通行量により算出します。

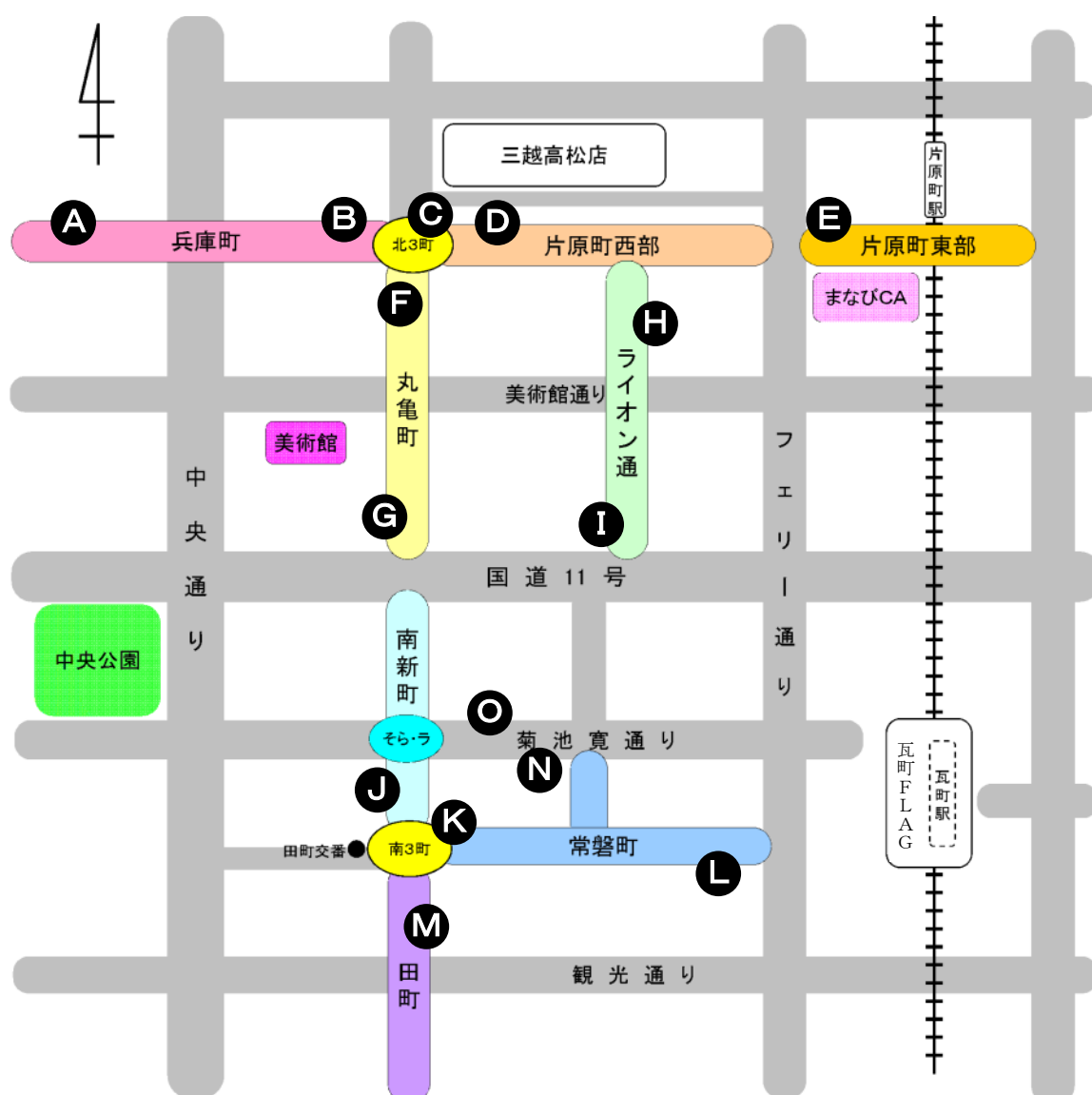
目標指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)
歩行者等通行量	122,935 人/日	125,739 人/日

※中央商店街の 15 地点での自動計測（カメラ画像解析）、歩行者通行量調査。

【数値目標設定根拠】

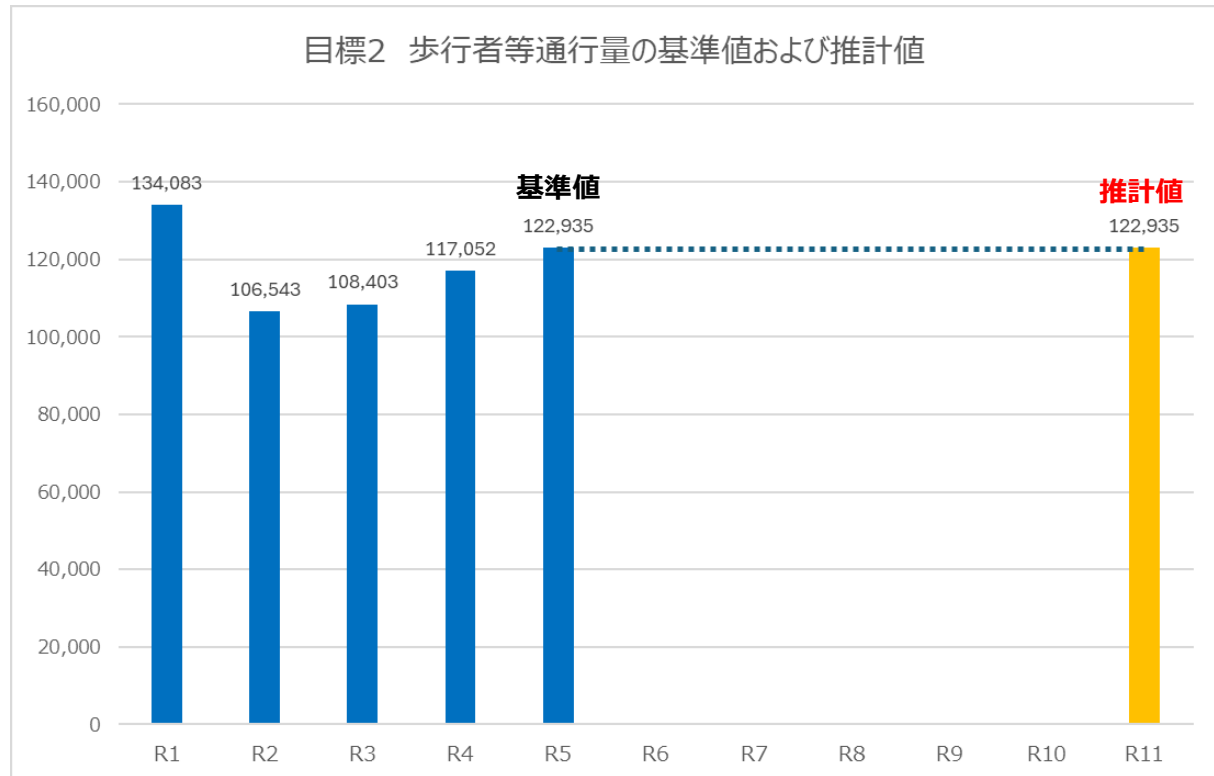
① 基準値の設定

■調査地点図



■推計値について

近年の高松市の中心市街地における歩行者等通行量の推移を考慮し、最新値である令和5年度の歩行者等通行量である「122,935人」を令和11年の推計値とします。



② 事業の効果により増加する歩行者等通行量の算出

A. 「香川県立アリーナ管理事業」による効果

「香川県立アリーナ管理事業」により新たな顧客が創出され、商店街を訪れる人が増加することで、通行量の増加を見込みます。目標 1 ②にて県外宿泊利用者数 25,880 人と想定しており、利用者のうち約 60%の人が商店街を利用するものとし、往復分を乗じて増加する通行量を算出します。

$$\frac{25,880 \text{ 人}}{\div 365 \text{ 日}} \times \frac{60\%}{\times} \times 2 \text{ (往復)} \div 85 \text{ 人}$$

県外宿泊利用者数

商店街通行想定割合

B. 「ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）」による効果

目標 1 ②において、「ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）」による年間の県外宿泊来場者数を 87,466 人と想定しており、利用者のうち約 60%の人が商店街を利用するものとし、往復分を乗じて増加する通行量を算出します。

$$87,466 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 60\% \times 2 \text{ (往復)} \div 288 \text{ 人}$$

C. 「高松市中央商店街空き店舗活用事業」及び「商店街情報発信事業」による効果

「高松市中央商店街空き店舗活用事業」及び「商店街情報発信事業」の効果により 9 店舗の新規出店があるとして、増加する通行量を算出します。

$$9 \text{ 店} \times \frac{143 \text{ 人/店舗}}{\times} \div 1,287 \text{ 人}$$

「高松市中央商店街空き店舗活用事業」の R3～R5 の実施店舗数：27 店舗（9 店舗/年）の実績値

店舗当たりの通行者数（R5）
歩行者等通行量（122,935 人）÷ 営業店舗数（860 店舗）
＊

＊「中央商店街店舗立地動向調査（R5）」より

D. 「南部 3 町商店街活性化拠点施設マチカドプラザ事業」による効果

「南部 3 町商店街活性化拠点施設マチカドプラザ事業」により年間 1 店舗で、計画期間に 5 店舗の新規出店があるとして、増加する通行量を算出します。

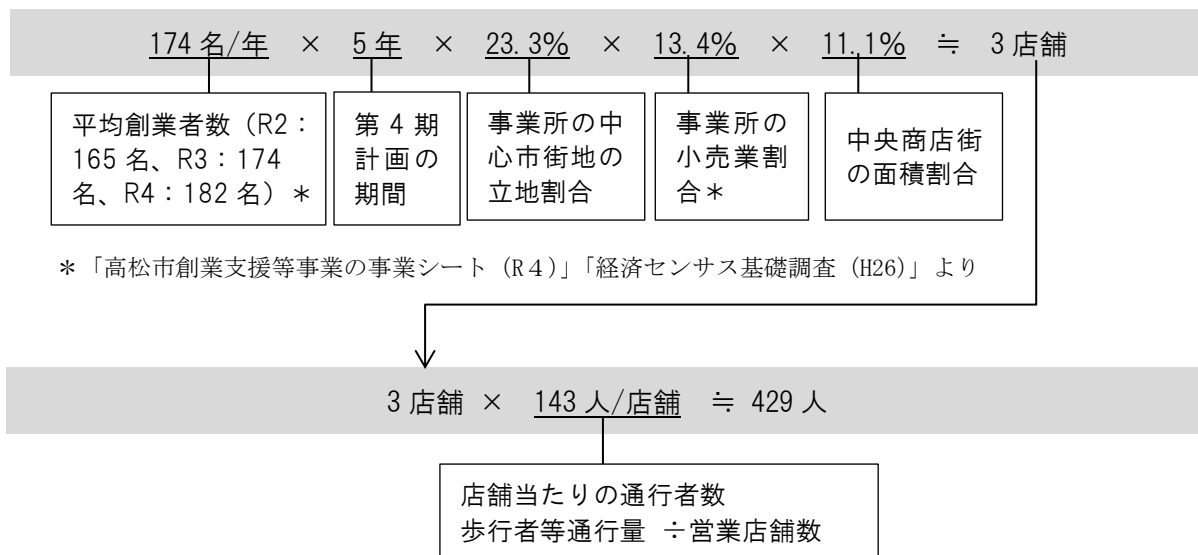
$$5 \text{ 店} \times \frac{143 \text{ 人/店舗}}{\times} \div 715 \text{ 人}$$

事業効果による 5 年間の出店数

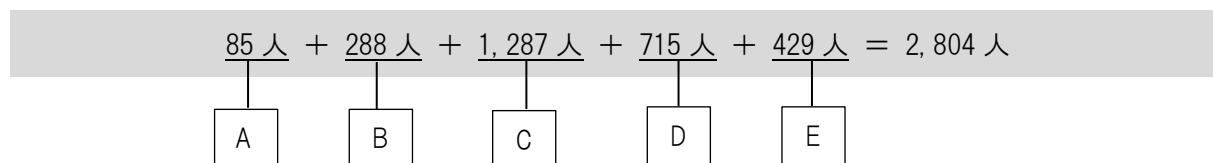
店舗当たりの通行者数（R5）
歩行者等通行量 ÷ 営業店舗数

E. 「高松市創業支援等事業」による効果

「高松市創業支援等事業」により創業する事業者のうち、第4期計画期間中に中央商店街に出店すると見込まれる店舗数を面積按分により想定し、増加する通行量を算出します。

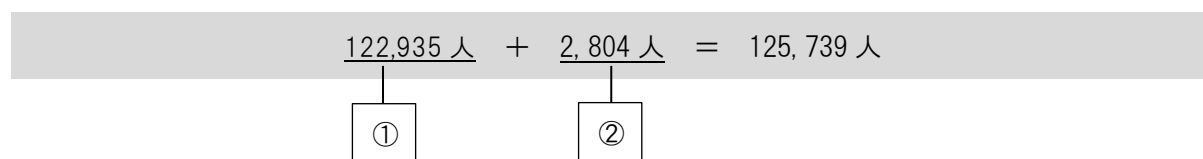


A～E の合計より、事業による効果を算出します。



③ 目標値の算出

①において設定した令和5年の基準値に、②による効果を加えて目標値を算出します。



【フォローアップの考え方】

歩行者等通行量は、商店街における15地点の通行量の動向を全体数とともに、個別地点における状況も含めて毎年度確認し、目標達成の進捗状況を確認します。また、状況に応じて関連する事業について取組の進捗を確認した上で改善措置を講じていくものとし、計画期間の最終年度終了後に目標達成状況を検証します。

(9) 【目標指標 3】 中心市街地の社会動態

中心市街地の区域内からの転出者数と転入者数を合わせた社会動態を指標とします。

高松市では、立地適正化計画において居住誘導区域及び都市機能誘導区域への人口集積を目標として施策展開を図っていることから、これらの計画と一体的に取り組を進めていくものとします。

第3期計画における中心市街地への転住者数を基に、第4期計画の新たな施策を踏まえて目標値を設定します。

目標指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)
中心市街地の社会動態	960 人 (R1. 4～R6. 3)	1,004 人 (R7. 4～R12. 3)

【数値目標設定根拠】

① 基準値の設定

中心市街地の人口は、令和元年度から令和5年度の5年間で自然動態（出生数と死者数）が1,096人の減少となり、また、社会動態は、市外への転出・転入数も657人の減少となっていますが、市内間の転居者数が1,617人となったことで、社会動態は960人の増加となり、自然動態の減少を補うことで、中心市街地の人口は横ばい傾向となりました。今後も自然動態による減少が継続することが予想される中で、社会動態の人口の増加を図ることが必要となります。

また、令和3年以降、マンション供給戸数が社会動態の増加を大きく上回っており、今後さらなる中心市街地への居住誘導が可能であることから、第4期計画期間中の新たなマンション開発の有無にかかわらず、一定の社会動態の増加が見込まれます。

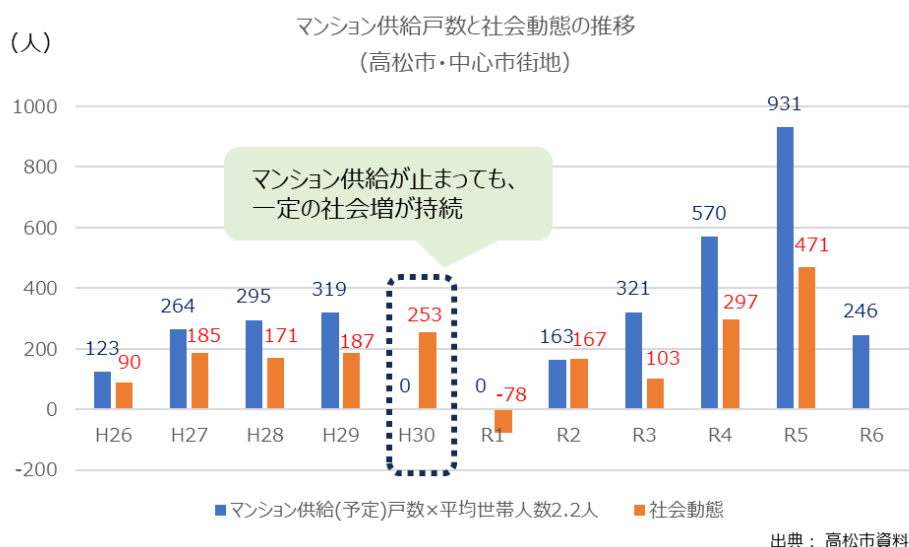
そのため、基準値は、令和元年度から令和5年度間における中心市街地の社会動態の960人とします。

■ 中心市街地の社会動態の動向（令和元年度から令和5年度間）

	2019 年 (R1)	2020 年 (R2)	2021 年 (R3)	2022 年 (R4)	2023 年 (R5)	合計
中心市街地人口	20,146	20,114	20,013	20,054	20,270	
社会動態	△ 78	167	103	297	471	960
市外への転出・転入数	△ 192	△ 69	△ 238	△ 146	△ 12	△ 657
市内の転居者数	114	236	341	443	483	1,617
自然動態	△ 182	△ 199	△ 204	△ 256	△ 255	△1,096
出生数	62	81	87	73	60	363
死亡数	244	280	291	329	315	1,459
社会＋自然動態	△ 260	△ 32	△ 101	41	216	△136

（資料：高松市住民基本台帳各年4月1日）

■ マンション供給戸数と社会動態の推移（高松市中心市街地）



②事業の効果により増加する居住人口の算出

A. 「移住・定住促進事業」による効果

「移住・定住促進事業」における活用件数に対する居住人口への効果を、中心市街地における活用実績件数に、高松市の1世帯当たりの人口を乗じて算出します。

$$\frac{10 \text{ 件}}{\text{中心市街地の定住・移住促進事業活用件数 (年間 2 件・5 年想定)}} \times \frac{2.2 \text{ 人/世帯}}{\text{R2 国勢調査の 1 世帯当たりの人数(高松市)}} \div 22 \text{ 人}$$

B. 「逃げ遅れゼロ事業」による効果

「逃げ遅れゼロ事業」における活用件数に対する居住人口への効果を、計画期間中における活用想定件数に、高松市の1世帯当たりの人口を乗じて算出します。

$$\frac{5 \text{ 件}}{\text{逃げ遅れゼロ事業活用件数 (年間 1 件・5 年想定)}} \times \frac{2.2 \text{ 人/世帯}}{\text{R2 国勢調査の 1 世帯当たりの人数(高松市)}} \div 11 \text{ 人}$$

C. 「フラット 35 活用事業」による効果

「フラット 35 活用事業」における活用件数に対する居住人口への効果を、中心市街地における活用実績件数に、高松市の1世帯当たりの人口を乗じて算出します。

$$\frac{5 \text{ 件}}{\text{中心市街地のフラット 35 活用件数 (年間 1 件・5 年想定)}} \times \frac{2.2 \text{ 人/世帯}}{\text{R2 国勢調査の 1 世帯当たりの人数 (高松市)}} \div 11 \text{ 人}$$

A～C の合計により、事業による効果を算出します。

$$\frac{22 \text{ 人}}{\text{A}} + \frac{11 \text{ 人}}{\text{B}} + \frac{11 \text{ 人}}{\text{C}} = 44 \text{ 人}$$

③ 目標値の算出

第 3 期計画における中心市街地への転住者数を維持しつつ、②の効果を加えて算出します。

$$\frac{960 \text{ 人}}{\text{①}} + \frac{44 \text{ 人}}{\text{②}} = 1,004 \text{ 人}$$

【フォローアップの考え方】

中心市街地の社会動態は、中心市街地における住民基本台帳の人口及び自然動態、社会動態を毎年度確認し、目標達成の進捗状況を確認します。また、状況に応じて関連する事業について取組の進捗を確認した上で改善措置を講じていくものとし、計画期間の最終年度終了後に目標達成状況を検証します。

(10) 【目標指標 4】データ連携基盤を活用した事業数

目標指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)
データ連携基盤を活用した事業数	5 件	10 件

【数値目標設定根拠】

①基準値の設定

令和5年度現在において実施中の以下5事業をもって、基準値とします。

<実施中の事業（令和5年度）>

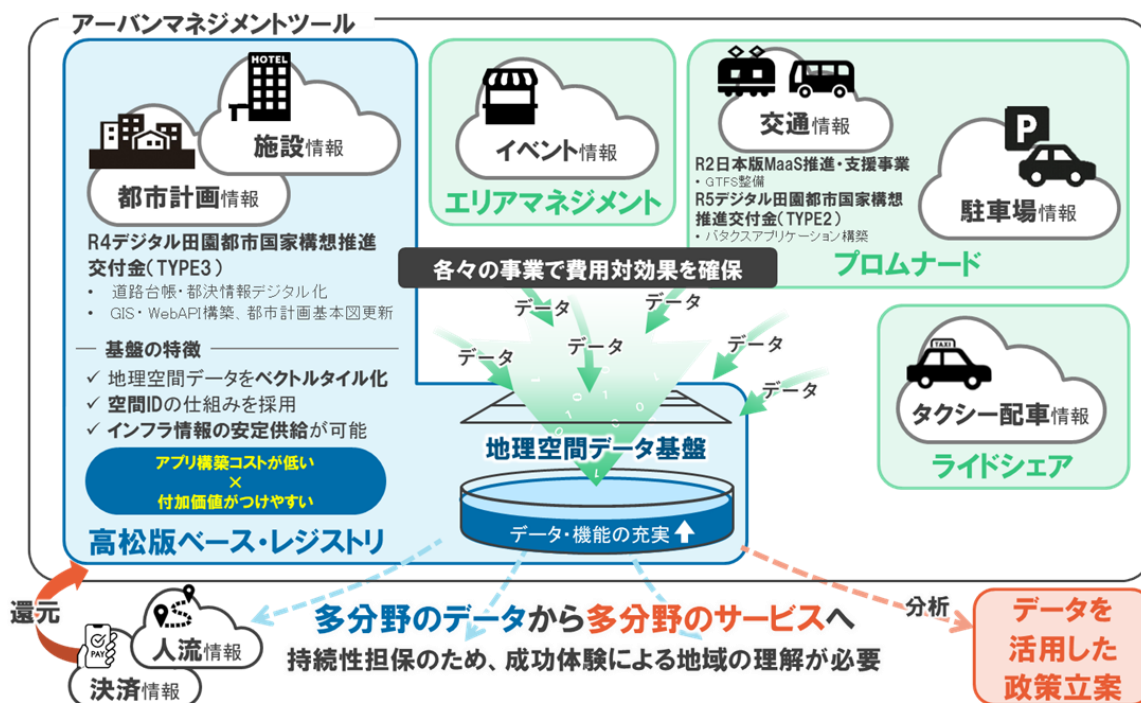
- ・マイセーフティマップ
- ・いつくるナビ
- ・消防アプリケーション
- ・水防アプリケーション
- ・イベントマップ

②事業の効果により増加する事業数の算出

年間1件の増加を想定しており、計画期間5年分を乗じて5件の増加とします。

■データ連携基盤の概要及び想定される事業

・行政が構築したベース・レジストリ基盤をハブにユースケースを積み重ねるビルドアップ型の取組



- ・ 想定される事業

地図×駐車場 駐車場情報アプリ

アプリと各施設管理者との共創により、イベント情報と駐車場情報を連携させることで行動変容を促す
⇒ 駐車場の最適化へ

地図×タクシー タクシーの供給の最適化モデル

タクシー事業者間の枠を超え、配車データを一元的に可視化
⇒ 地域における、一体的なタクシーの供給の最適化モデルの構築へ

③目標値の算出

R5年現在の基準値に、事業の効果により増加する事業数を加えて、目標値を算出します。

$$\begin{array}{c} 5 \text{ 件} + 5 \text{ 件} = 10 \text{ 件} \\ \begin{array}{|c|} \hline ① \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{|c|} \hline ② \\ \hline \end{array} \end{array}$$

【フォローアップの考え方】

データ連携基盤を活用した事業数は、中心市街地において対象となる事業数を毎年度確認し、目標達成の進捗状況を確認します。また、状況に応じて関連する事業について取組の進捗を確認した上で改善措置を講じていくものとし、計画期間の最終年度終了後に目標達成状況を検証します。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[5] 市街地の整備改善の必要性

(11) 現状分析

本市の中心市街地は、シンボル道路である中央通り沿いの、北はＪＲ高松駅、高松港から、南はＪＲ高德線に至る区域で、業務系の施設が集積し、その東側には中央商店街が位置しており、商業系の施設が集積しています。

第１期高松市中心市街地活性化基本計画に基づき、中央商店街の北側に位置する高松丸亀町商店街において、市街地再開発事業が進められ、商業施設、業務施設、宿泊施設、医療施設などの都市機能と、都市型住宅など居住環境が整備されました。また、商店街内に人々が集うことができる広場空間が形成され、様々な催しが行われるなど、中心市街地のにぎわい創出に寄与しています。

また、ＪＲ高松駅では、高速バス、路線バスが飽和状態となり、利用者の利便性に課題が生じていましたが、高松駅南交通広場の整備によりターミナル機能が充実し、広域からの来訪者受入の向上が図られました。

一方、サンポートエリアと中央商店街の連続性がなく、回遊性の向上が求められています。

(12) 市街地の整備改善の必要性

これまでに整備された再開発ビルと相乗効果を生み出し、にぎわいの再生を進めるため、サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上や、市街地再開発事業の実施により、中心市街地の新たな魅力の創出や利便性の向上を図ることが必要です。

また、中央商店街の北側だけでなく、南側の区域にも効果を広げていくため、民間の都市型住宅整備などを実施し、新たな街なか居住を誘導するとともに、中央商店街と駅や地域をつなぐ公共交通の利便性向上など、回遊できる環境を整え、市民が中心市街地に魅力を感じ、快適に利用できる市街地の整備改善を進めます。

(13) フォローアップの考え方

フォローアップについては、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[6] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

1. 【事業名】高松港港湾環境整備事業（玉藻地区）

【事業実施時期】	平成 23 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	香川県		
【事業内容】	サンポート高松を中心に大的場から北浜アリーのウォーターフロントにおいて海辺の散策動線を計画しキャッスルプロムナードをはじめ、シーフロントプロムナード、ハーバープロムナード、キャッスルプロムナード等を位置付けられています。 キャッスルプロムナードについては、玉藻城の歴史的な景観と一体的な港湾空間の創造を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保と海辺のにぎわい空間の創出に向け港湾緑地等を整備します。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	高松港を訪れる市民等にかかれた豊かで親しみのある港湾環境構築のため、玉藻地区においてプロムナード機能を有した緑地を整備することは、来街者の回遊促進に資するものであり、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（港湾事業）		
【支援措置実施時期】	平成 23 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	－		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

2. 【事業名】玉藻公園整備事業

【事業実施時期】	平成 10 年度～
【実施主体】	高松市
【事業内容】	史跡高松城跡と一体となる都市公園を再整備します。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地

【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	玉藻公園は、市民の憩いの場であるとともに、地域活性化の拠点、健康増進、防災機能等さまざまな役割を担っており、これらの機能を安全に持続させ、市民がより安心安全に利用できるよう再整備するためです。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）		
【支援措置実施時期】	平成 10 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	-		

3. 【事業名】高松城跡整備事業

【事業実施時期】	平成 10 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	史跡高松城内に所在する文化財の保存と活用を行います。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	高松港を訪れる市民等に開かれた豊かで親しみのある港湾環境構築のため、玉藻地区においてプロムナード機能を有した緑地を整備することは、来街者の回遊促進に資するものであり、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 歴史生き生き史跡等総合活用整備事業補助金		
【支援措置実施時期】	平成 10 年度～	【支援主体】	文化庁
【その他特記事項】	－		

4. 【事業名】サンポート高松地区都市構造再編集集中支援事業

【事業実施時期】	令和４年度～
【実施主体】	高松市
【事業内容】	広域交流拠点として多様な都市機能の集積と高度化を推進し、賑わいの創出を図るサンポート高松地区において、県立アリーナやＪＲ四国高松駅ビル、徳島文理大学（高松駅キャンパス）の建設に合わせて、地区全体の魅力向上や交通結節機能の強化、回遊性向上を図り、魅力的な地区づくりを行うものです。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地
【目標指標】	歩行者等通行量(全日)

【活性化に資する理由】	広域交流拠点として多様な都市機能の集積、高度化が進行し、来訪者の増加が見込まれるサンポート高松地区において、四季を通して快適に歩ける空間の創出による地区の回遊性向上や道路環境の整備による自動車交通の快適性向上に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	-		

5. 【事業名】サンポート高松地区内案内サイン再整備事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	広域交流拠点として多様な都市機能が集積、高度化が進行するサンポート高松地区において、来訪者の増加に対応すべく、回遊性向上を図るため、案内サインを再整備するものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	サンポートエリアを核とする中心市街地の魅力・回遊性の更なる向上、中央商店街の活性化により、まちの賑わいを創出するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和４年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	－		

6. 【事業名】中央公園再整備事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和8年度
【実施主体】	高松市
【事業内容】	公園全体の再整備に併せて、周辺道路を含む公園エリア全体のユニバーサルデザイン化やPark-PFI制度を活用した民間施設（飲食店）の設置により、公園の魅力と価値を向上させるとともに、民間が主体となった管理運営体制を構築し、周辺商店街や市民団体等との連携により地域全体の活性化を目指すものです。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）

【活性化に資する理由】	高松市中央公園は、高松市の都市機能が集積する中心市街地に位置し、市民の憩いの場、交流の場として広く親しまれてきた本市を代表する都市公園であるが、開園後 40 年近くが経過し、公園施設の老朽化による魅力の低下や、多様化する利用者ニーズへの対応などの課題を抱えており、そのポテンシャルが発揮できていない状況にあるためです。		
【支援措置名】	社会課題対応型都市公園機能向上促進事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年度～令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	-		

6. 【事業名】 中心市街地夜間景観形成事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	「高松市中心市街地 夜間景観ガイドライン(令和 7 年 11 月策定)」に沿って、中心市街地の夜間景観をより魅力的に形成していくために、JR 高松駅と香川県立アリーナを結ぶ歩行者専用道路や玉藻公園などをライトアップします。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	「サンポート高松(水辺)」や「高松城跡」、「商店街」など高松観光の拠点になり得る魅力的なスポットをつなぐ回遊ルートにおいて、ライトアップを実施することで、中心市街地の夜型観光の推進、観光客の滞在時間の延長、観光消費額の増加につながるものです。		
【支援措置名】	観光振興事業費補助金（インバウンド受入環境整備高度化事業）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～	【支援主体】	観光庁
【その他特記事項】	-		

(4) 国の支援がないその他の事業

7. 【事業名】 バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業

【事業実施時期】	平成 16 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	・瓦町松島線：施行延長 L=120m (歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置) ・高松海岸線：施行延長 L=100m (歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置)		

	設置) ・その他路線：視覚障害者用誘導ブロックの設置（魚屋町栗林線等）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	歩道の傾斜や勾配の改善、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業を推進し、歩行者が安心して歩ける環境整備を図ります。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[7] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、中央銀行、法務局など様々な国の出先機関や国の合同庁舎を始め、香川県庁や市役所などの主要な官公庁施設が立地しており、四国の行政機能の中心として役割を担っています。

教育施設は、中心市街地に近接して小・中学校、高等学校が立地しているほか、専門学校が数多くあり、学びの場を提供しています。

文化施設は、県文化会館、県立ミュージアム、市立美術館など文化施設や生涯学習センターまなびCANなど文化・芸術のほか生涯を通して学習を楽しみ、学べる施設が充実しています。

医療施設は、中心市街地内に多くの民間の病院、診療所がサービスを提供するほか、中心市街地の西側に接する高松赤十字病院や、中心市街地の東側約 500mに移転整備された県立中央病院も中心市街地の医療機関と一体となって高度な地域医療を提供しています。

社会福祉施設は、県社会福祉総合センターなどの福祉の拠点機能を有するほか、介護付きのマンションなどが数多く供給されるなど中心市街地の福祉機能が向上しています。また、中心市街地には数多くの保育所など子育て支援施設が充実しており、高松丸亀町商店街には讃岐おもち美術館が令和4年度にオープンするなど、子育てにもやさしい環境が形成されています。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地は、教育文化・医療・社会福祉など多様な都市サービスを提供する役割を担っています。

地域住民に対しては、安心して快適な街なか居住の環境を提供することができるよう、学校を始め、教育文化施設や身近な医療、高齢者でも住み続けられる福祉サービスなど都市福利の充実が必要です。

また、地域住民以外に対しても、中心市街地に都市としての魅力あるサービス・場の提供、それを通じて、集い、楽しみ、交流するなどの付加価値の創出が求められていることから、引き続き、都市福利施設の量・質ともに充実していくことが必要です。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[8] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

8. 【事業名】地域子育て支援拠点事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	子育て親子が気軽に集い、語り合い、相互交流を図る場を開設し、子育ての不安や疑問に対する相談・援助や身近な地域の子育て支援情報を提供します。子育て及び子育て支援に関する講習を実施します。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地 みんなが住みたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日） 中心市街地の社会動態		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域子育て支援拠点として、子ども連れの家族が安心して、まちなかに訪れる環境を整えることにより、来街者の回遊促進につながるほか、子育て世帯のコミュニティ形成の場や相談等の機会を設けることにより、施設の来場者数の向上が見込めます。		
【支援措置名】	重層的支援体制整備事業交付金		
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～	【支援主体】	厚生労働省
【その他特記事項】	－		

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

【1】街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、本市の中心市街地の居住人口は、自然動態が令和元年から5年において、年間平均219人の減少となっています。自然動態と社会動態を合わせると年間平均27人の人口減少となっています。一方で平成18年以降、居住人口はほぼ横ばい状態となっていますが、その要因としては、第1期計画から高松丸亀町商店街における再開発事業による都市型住宅の供給や、中心市街地内での民間事業者によるマンション供給などが行われたことで、市内外から中心市街地への移住による人口増により、自然動態と社会動態での減少人口分が補われたと推察され、中心市街地活性化基本計画の街なか居住推進の取組による一定の効果が見られます。

(2) 街なか居住の推進の必要性

中心市街地は、高次（広域）都市サービス機能はもとより、生活利便施設が集積しており、市民の中心市街地への居住ニーズが高く、再開発事業により新たに供給された住宅入居者のうち、7割以上が市内からの移住となっています。

また、これらの住宅供給に加え、リノベーションなど既存の住宅ストックを有効活用することで多様な住宅を供給し、中心市街地への居住ニーズに対応していくことが必要です。

継続した中心市街地での住宅供給により街なか居住を推進することで、市内外からの移住を誘導し、自然動態と社会動態での減少人口分を補いながら、中心市街地の人口維持に取り組めます。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

9. 【事業名】移住・定住促進事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	「生活のしやすさ」「仕事のしやすさ」「子育てのしやすさ」という本市の 3 つの強みを、移住希望者に効果的に PR し、幅広い移住サポートに取り組むことにより、移住者の増加を図るものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが住みたくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地の社会動態		
【活性化に資する理由】	若い世代を中心に、本市への移住を促進することで、中心市街地への来街者の増加につなげるとともに、大都市圏等の県外在住者に対し、中心市街地を始めとする本市の魅力を積極的に PR することにより、本市への来訪・滞在の増加につなげます。		
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	－		
【支援措置名】	地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	－		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

10. 【事業名】高松丸亀町商店街 D E 街区第一種市街地再開発事業（仮称）

【事業実施時期】	令和4年度～令和14年度
【実施主体】	高松丸亀町商店街D E街区市街地再開発準備組合
【事業内容】	本事業は、高松市中心市街地に位置し、再開発が進む丸亀町商店街のほぼ中央部に位置する街区での再開発であり、街なか居住を推進するための共同住宅の整備、対象街区及び周辺の賑わい創出、活性化に資する商業機能のほか、他の街区に不足している娯楽や休憩等に資する機能の充実を目指す予定です。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	

【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地 みんなが住みたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日） 中心市街地の社会動態		
【活性化に資する理由】	丸亀町商店街の中央部にあたる本地区再開発事業では、先行する丸亀町商店街の再開発の機能補完や拡充を図ることにより、実施済の再開発との相乗効果が期待でき、当該地区の人口減少に歯止めをかけ、街なか居住の促進にも寄与できるものです。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）		
【支援措置実施時期】	令和6年度～令和14年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	-		

(4) 国の支援がないその他の事業

11. 【事業名】フラット35活用事業

【事業実施時期】	平成 31 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	コンパクトシティ形成のための居住誘導施策として、住宅金融支援機構と協定を結び、財政支援を行うものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが住みたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地の社会動態		
【活性化に資する理由】	高松市立地適正化計画で定める中心市街地区域を包含する居住誘導区域の外から、区域内へ住み替えた世帯に、住宅の建築・購入等費用の一部助成及び金利の軽減を行います。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

12. 【事業名】逃げ遅れゼロ事業

【事業実施時期】	令和5年度～
【実施主体】	高松市
【事業内容】	人や建物の密集により防災機能に対する要求が高くなる中心市街地において、デジタル技術を活用した効率的な防災機能の向上に寄与する仕組みを実装することで、中心市街地のアセットの価値を向上し、賑わい創出に向けた好循環を創出します。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	みんなが住みたくなる中心市街地

	これからも持続的に成長する中心市街地		
【目標指標】	中心市街地の社会動態 データ連携基盤を活用した事業数		
【活性化に資する理由】	市民や民間事業者が安心できる、デジタルを活用した防災・災害対応施策として、現場への移動や対応活動に必要な建物や道路の情報を共有する仕組みを実装します。 これにより、人や建物が密集する中心市街地で、アセットの価値は向上させたいが、従来のやり方での設備投資が難しいという課題に対して、サービスの質を上げるアプローチをします。特に中心市街地においてはインフラが密集しているため消防活動の難易度が高いことから、市内の他のエリアより本事業の効果が大きいと考えられ、防災機能の向上により、街なか居住の促進に資するものとして、中心市街地活性化に必要です。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-
【その他特記事項】	-		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【1】経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

日本でも有数のアーケード街を有する中央商店街を含む中心市街地は、第1期計画における市街地再開発事業により、再開発ビルがオープンするなど、商店街の店舗数は増加傾向にありますが、一方で、空き店舗率が悪化する商店街があるなど、中央商店街全体での魅力の創出が図られていません。そのため、周辺市町からの買物流入を示す小売中心性指数は低下しており、郊外型店舗の立地と相まって、中心市街地の商業拠点性が低下していることがうかがえます。また、令和5年度の市民満足度調査では、「中心市街地の活性化」に対する不満度が全60項目のうち、「公共交通の利便性の向上」、「商工業の振興」、「拠点性を高める交通網の整備と利用促進」に次いで、ワースト4位となるなど年々悪化傾向にあることから、中心市街地の魅力が低下している現状が伺えます。

(2) 経済活力の向上のための事業の必要性

中心市街地には、商店街の物販店や飲食店を中心に、観光・教育文化・医療・地域産業など多様な都市機能が集積しており、これらを利用する市民に対して、中心市街地における各種情報を発信し、回遊による滞在時間を拡大することで市民の満足度を高め、中心市街地の活性化を図ることが必要です。

また、香川県は、令和元年にインバウンド宿泊者数の増加率が全国トップとなっており、コロナ禍を経て再び回復傾向にあることから、国内外の観光客を誘客できる施設整備や、中央商店街の情報を発信して、観光客などにも商店街への来街意欲を促し、来街者の回遊性を高めることでにぎわいを創出し、経済活力の向上を図ります。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

13. 【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定

【事業実施時期】	平成 19 年度～		
【実施主体】	香川県		
【事業内容】	大規模小売店舗立地法の手続きに関する簡素化の措置を行います。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	大規模小売店舗の迅速な立地を促進し、中央商店街の再生・活性化を図るため、中心市街地において大規模小売店舗の新設等の手続きを緩和する等の特別措置を講ずるものです。中央商店街の魅力や商業機能の向上に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）		
【支援措置実施時期】	平成 19 年度～	【支援主体】	経済産業省
【その他特記事項】	－		

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

14. 【事業名】 さぬき高松まつり

【事業実施時期】	昭和 39 年度～		
【実施主体】	高松まつり振興会		
【事業内容】	「さぬき高松まつり」は、讃岐路の真夏の夜を彩る祭典として、市民をはじめ、多くの観光客にも親しまれる「瀬戸の都・高松」にふさわしい一大イベントとして、中央公園・中央通りをメイン会場に、盛大に開催するものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	中央公園・中央通りをメイン会場に、讃岐路の真夏の夜を彩る祭典として、市民をはじめ、多くの観光客にも親しまれ、「瀬戸の都・高松」にふさわしい一大イベントです。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

15. 【事業名】高松市市民文化祭アーツフェスタたかまつ

【事業実施時期】	昭和 50 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	サンポートホール高松をメイン会場とし、市民の皆さまが創造・参加する市民企画提案型の文化の祭典として、多彩なジャンルの文化芸術団体が「高松の芸術」を披露する一大イベントです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	開催期間中は、サンポートホール高松を中心に、多くの方が様々な分野の公演や展示を楽しめる事業であり、中心市街地の賑わい創出に繋がるものです。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

16. 【事業名】新春子どもフェスティバル

【事業実施時期】	昭和 52 年度～		
【実施主体】	新春子どもフェスティバル実行委員会		
【事業内容】	中央公園、高松市役所、四番丁スクエアを会場とし、子どもたちが作成した「高松わくわくかるた」を使ってのかるたとり大会をはじめ、ドッジボール大会やすもう大会を実施するほか、新春にふさわしい多くの楽しい遊びのプログラムを市内の子どもたちに提供し、寒さに負けない元気な子どもの育成と、子ども会活動の発展に役立ちます。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	各校区の子どもたちが競技や遊びを通して交流を深めるとともに、子ども会活動が活発に行われるようになることで、中心市街地の魅力向上に資するため、中心市街地活性化に必要です。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

17.【事業名】高松市美術館教育普及事業

【事業実施時期】	昭和 63 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	ワークショップ（美術講座）、子どものアトリエ（小中学生対象の制作講座）、「ふらっとアート」（子ども対象の造型プログラム）を実施します。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	商店街に隣接する施設で広く市民に向けた事業を実施することにより、相互的な利用者の増加が見込まれます。また、商店街が生み出した商業・経済的な賑わいととも、文化施設である美術館が活発な活動を行うことにより、多面的な賑わいをもたらすことができます。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

18.【事業名】高松市美術館展覧会事業

【事業実施時期】	昭和 63 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	特別展（４展程度、年間 180 日前後）、コレクション展（４展程度、年間 280 日前後）を開催します。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	商店街に隣接する施設で広く市民に向けた事業を実施することにより、相互的な利用者の増加が見込まれます。また、商店街が生み出した商業・経済的な賑わいととも、文化施設である美術館が活発な活動を行うことにより、多面的な賑わいをもたらすことができます。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

19.【事業名】高松市美術館催し物事業

【事業実施時期】	昭和 63 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	エントランス活用事業（公募）（年 6 回程度）、エントランス・ミニコンサート（年 4 回程度）、友の会ふれあいコンサート（友の会と共催、年 1 回程度）を開催します。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	商店街に隣接する施設で広く市民に向けた事業を実施することにより、相互的な利用者の増加が見込まれます。また、商店街が生み出した商業・経済的な賑わいととも、文化施設である美術館が活発な活動を行うことにより、多面的な賑わいをもたらすことができます。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

20.【事業名】高松市文化芸術活動助成事業

【事業実施時期】	平成 14 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興と発展に寄与することを目的とします。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	補助金対象の事業のうち半数以上の事業が高松市中心市街地で開催されていることから、高松市内外から多くの来客を見込める事業です。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	※区域内で実施される事業のみ対象		

21.【事業名】サンポートホール高松自主事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	公益財団法人 高松市文化芸術財団		

【事業内容】	演劇・落語・影絵劇・クラシックコンサート等、幅広い実演芸術分野で質の高い作品を紹介し、多くの方に鑑賞機会を提供することにより、文化芸術の創造と振興普及を図ります。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	サンポートホール高松を中心として、多くの方に多彩な実演芸術を鑑賞いただけることから、中心市街地の賑わい創出に繋がる事業です。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

22. 【事業名】高松まちかど漫遊帖事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～		
【実施主体】	高松まちかど漫遊帖実行委員会		
【事業内容】	おもてなしの心で観光資源を紹介する「市民ツアープロデューサー」を核に、市民自らが飲食・見学・体験等、受け入れてくれる店舗・施設と協議を行うほか、ガイド内容、実施日、価格等を計画します。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	歴史探訪のみならず、食・産業その他高松の隠れた観光資源を発掘し、市民が主体となり自らコースを作成。まち歩きガイドを実施しながら、高松の魅力を様々なジャンルで紹介し、観光客の誘致を図り、まちの活性化を図ります。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

23. 【事業名】高松国際ピアノコンクール

【事業実施時期】	平成21年度～		
【実施主体】	実行委員会（本市を構成員に含む。）		
【事業内容】	高松から世界レベルの音楽を発信するとともに、地域の活性化、音楽芸術の振興、国際的な文化交流の推進などを目的として4年に一度開催しています。コンクールが開催されない年度においても、審査員や入賞者		

	によるリサイタルや公開レッスン、地域・学校での演奏会等の事業を展開しています。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	浜松国際ピアノコンクール、仙台国際音楽コンクールと並ぶ日本三大ピアノコンクールの一つとして、様々な国から参加者を集めており、サンポート高松等の中心市街地に多くの人を集めるだけでなく、高松市の中心市街地を国際的にPRする機会となっています。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	※区域内で実施される事業のみ対象		

24.【事業名】サンポート高松トライアスロン大会開催事業

【事業実施時期】	平成 22 年度～		
【実施主体】	サンポート高松トライアスロン大会実行委員会		
【事業内容】	サンポート高松周辺及び中心市街地に賑わいを創出する目的で、市民の有志が実行委員会を立ち上げ、平成 22 年から開催されている全国的にも珍しい民間主導の都市型トライアスロン大会です。美しい瀬戸内海を泳ぎ、オフィス街である「中央通り」を自転車で走るコース設定は、市街地が海に近く、都市と自然が調和する本市の魅力を十分にアピールすることができる”まちなか” トライアスロンとなっており、参加選手だけでなく、市民にも高松の魅力を再発信できます。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	観光と交流人口を基盤とするサービス産業の振興、国籍や文化を超えた国際交流の促進、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

25.【事業名】 まちなかパフォーマンス事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	各イベントの実行委員会（本市を構成員に含む。）		
【事業内容】	街クラシック i n 高松など、まちなかコンサートを実施することで、高松市中央商店街やサンポート高松エリアの賑わいを創出します。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	高松市中央商店街・サンポート高松エリアにおいて、多くの方に多彩なパフォーマンスを鑑賞いただけることから、中心市街地の賑わい創出に繋がる事業です。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

26.【事業名】 創造支援センター運営事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	創造性に富む発想や独自性のある技術を活用した新規事業者等の活動拠点としてのインキュベーター施設の運営です。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	創造性に富む発想や独自性のある技術を活用して、新たに事業を営もうとする者等を支援することにより、特色ある事業の創出及び地域産業の振興に寄与するとともに、入居期間満了後も、本市を活動拠点とすることから、中央商店街の活性化及び地域経済の振興に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

27.【事業名】 高松市中央商店街空き店舗活用事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	中央商店街の区域に所在する空き店舗に新たに出店する事業者に対し、必要な改修費等の一部を補助するものです。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	中央商店街の空き店舗に新規事業者が出店することにより、中央商店街の更なる魅力向上とにぎわいを創出することができ、中央商店街の活性化及び地域経済の振興に資するため、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

28. 【事業名】 中心市街地商店街活性化支援事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	商店街振興組合等が行う魅力ある商店街づくりに向けた事業に要する経費の一部を補助するものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	商店街団体等が実施するアーケードや街路灯などの設備の設置・維持等のハード事業をはじめ、広域的又は他団体と連携して取り組むまちづくり事業や、空き店舗を活用したソフト事業を支援することにより、主体的なまちづくりを促進し、商店街の魅力向上を図り、中央商店街の活性化及び地域経済の振興に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業 中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

29. 【事業名】 高松城跡和船体験事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～
【実施主体】	香川県造園事業協同組合
【事業内容】	平成 25 年に松平公益会から和船玉藻丸が寄贈されて以来、玉藻公園内堀で和船体験事業を毎年 3 月～11 月にかけて実施するものです。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地

【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	日本三大水城のひとつであり、市街地の中に存在する珍しい城跡である玉藻公園（高松城跡）を活用し、観光の活性化を図ることで、高松市の観光における交流・体験型観光を促進します。また、玉藻公園は市街地に立地しており、乗船後のサンポートエリアの観光、商店街への移動が想定されるため、中心市街地のにぎわいに通じます。今後の玉藻公園（高松城跡）への関心を一層高めるために必要な事業です。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

30. 【事業名】障がい者就労支援促進事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	高松中央商店街空き店舗活用「障がい者就労の場」雇用創出事業 商店街空き店舗にて障がい者を雇用し事業を行う企業・団体等を対象に、公募選考し、事業費の助成を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	中央商店街の空き店舗問題を解消するためです。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

31. 【事業名】外国人観光客受入拠点事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～
【実施主体】	香川県観光協会
【事業内容】	観光客の増加が期待できる台湾、中国、韓国等の東アジアを中心とした、外国人観光客の来訪を促進するとともに、来訪する外国人観光客の利便性の向上を図るため、多言語で対応可能な観光案内を行います。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	みんなが訪れたくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地

【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	外国人観光客の玄関口である、ＪＲ高松駅に隣接する高松オルネ１階観光案内所「香川・高松ツーリストインフォメーション」において、常時多言語（英語、中国語、韓国語）にて対応し、高松市及び香川県内を主とした観光案内を行うほか、周辺地域の観光案内、交通機関等の各種案内に関する情報を提供し、本県を訪れる観光客等の利便性の向上に貢献しているため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和７年４月～令和１２年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

32. 【事業名】 サポート高松にぎわい創出事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～		
【実施主体】	一般社団法人 街角に音楽を@香川		
【事業内容】	瀬戸内の島々へのマザーポート機能を兼ね備えた高松港において、国内外からの観光客誘致や滞在・夜型観光の促進につながる質の高い観光交流イベントの開催に当たり、事業提案を募集し、事業者に対し開催支援を行います。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	観光客の多い高松港での長期的なイベントであるため、国内外からの観光客誘致や宿泊等滞在時間の拡大による地域経済の活性化を図られるとともに、瀬戸内国際芸術祭が開催される年には、相乗効果が期待できるものです。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

33. 【事業名】 シティプロモーション人的ネットワーク運営事業

【事業実施時期】	令和５年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	本市のシティプロモーションの担い手となる人的ネットワークを運営し、中心市街地を中心とした本市の魅力を発信することで、中心市街地		

	の賑わい創出、本市への交流人口・関係人口の拡大を図るものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	中心市街地活性化のためのまちづくりリーダーを中心に、人的ネットワークを構成し、本市の魅力を発信することで、中心市街地への来訪者の増加と賑わい創出につながるためです。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

34. 【事業名】商店街伴走型支援事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	中央商店街振興組合等を対象に、3年計画で人材育成・ノウハウの蓄積・ビジョン策定・独自性の創出に向けた取組を伴走型で支援するものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	中央商店街振興組合等が自主的に取り組むソフト事業を伴走型で支援することにより、主体的なまちづくりを促進し、商店街の魅力向上を図ることができ、中央商店街の活性化及び地域経済の振興に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

35. 【事業名】クルーズ船誘致受入事業

【事業実施時期】	令和5年度～
【実施主体】	香川県
【事業内容】	香川県と連携し、観光PRイベントやクルーズ船会社へ本市の情報発信を行い、クルーズ客船受入れ時の歓迎セレモニーを実施します。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地

	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	高松港周辺は、駅から近接した位置にあり、離島を結ぶ多数のフェリーや高速船が就航しているほか、クルーズ客船も入港する等、人流・賑わいの拠点です。高松港へのクルーズ船の寄港は、外国船会社を中心に平成25年以降増加傾向にあり、高松港時には、主要観光地へ商店街にバスやタクシー、徒歩で移動され、地域経済の活性化がもたらされています。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

36. 【事業名】史跡高松城跡ライトアップ事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	中心市街地での夜型観光の新たな資源として、文化財の新たな価値を創出するため、史跡高松城跡玉藻公園内のライトアップを実施し、中心市街地の活性化と本市の認知度向上を図るものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	JR 高松駅からアクセス良好であり、高松観光の拠点になり得る史跡高松城跡玉藻公園でライトアップを実施することで、中心市街地の夜型観光での推進、観光客の滞在時間の延長、観光消費額の増加につなげるためです。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

56. 【事業名】かがわマラソン開催事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	かがわマラソン実行委員会、香川県、高松市、綾川町		
【事業内容】	サンポート高松をメイン会場とした、県内初のフルマラソン大会で、瀬戸内海や里山・都市といった、香川県ならではの風景を楽しみながら走っていただくことができます。		

	香川の食文化や伝統芸能でのおもてなしなど、ランナーもボランティアも応援する人も、みんなが楽しめて、県民全体で盛り上がる、特別なスポーツイベントです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	マラソン大会を通じて、スポーツ文化の醸成だけでなく、サンポート高松周辺での関連イベント等の開催により、香川の魅力発信や交流人口の拡大が見込まれるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

37. 【事業名】香川県立ミュージアム文化事業

【事業実施時期】	平成20年度～
【実施主体】	香川県
【事業内容】	ミュージアム本館（玉藻町）では、香川県の歴史と空海の生涯を紹介した展示のほか、大規模な特別展やコレクションを活用した常設展（歴史・美術他）を開催しています。講演会や学芸講座、トークイベント、ワークショップ、子ども向けイベント、コンサートなどを実施しています。 昔の遊びや時代衣装の着付けの体験事業も行っています。 香川県文化会館における貸館事業を行っています。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）
【活性化に資する理由】	歴史博物館と美術館の機能を合わせ持つ、総合的なミュージアムとして、歴史的資料や芸術作品の展示のほか、体験型イベントを行います。 また、分館の香川県文化会館（県民ギャラリー、芸能ホールなど）では、県内外の方々に文化芸術活動の発表の場を提供します。 来街者の回遊促進に資するものであり、中心市街地の活性化に必要です。

【支援措置名】	国宝重要文化財等保存・活用事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】	-		

38. 【事業名】ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）

【事業実施時期】	平成 22 年度～		
【実施主体】	瀬戸内国際芸術祭実行委員会		
【事業内容】	3 年に一度の現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」のほか、芸術祭開催年以外でイベント等により瀬戸内海の魅力発信・誘客の活動を実施します。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	「海の復権」をテーマに掲げた 3 年に一度開催する現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」をはじめ、開催年以外も島の伝統文化や美しい自然を生かした現代美術を通して瀬戸内海の魅力発信や、誘客の活動のイベント等を通して行うことで、国内外から多くの人々が訪れるものです。にぎわいの創出や来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	国際文化芸術発信拠点形成事業		
【支援措置実施時期】	平成 30 年度～	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】	－		

39. 【事業名】サンポートFACTプロジェクト（エリアマネジメント）

【事業実施時期】	令和3年度～
【実施主体】	サンポート高松地区エリアプラットフォーム
【事業内容】	民間が主体となったまちづくりを積極的に行えるように、新たな合意形成体（エリアプラットフォーム）によるエリアマネジメントを導入します。「サンポートFACTプロジェクト」では、公共空間の開放やイベント情報の一元発信など、社会実験を実施しています。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	これからも持続的に成長する中心市街地
【目標指標】	データ連携基盤を活用した事業数
【活性化に資する理由】	本市のにぎわい創出の中心となるサンポート高松地区において、エリアマネジメントによる民間主体のまちづくりとして、にぎわいの創出や同

	地区の価値向上を目指すことは、来訪者が増えることにより中心市街地への流入・回遊性促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。		
【支援措置名】	官民連携まちなか再生推進事業		
【支援措置実施時期】	令和3年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	-		

40. 【事業名】美しいまちづくり推進事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和7年度		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	高松市景観計画の改定に併せて、中心市街地の夜間景観について検討し、夜間景観ガイドラインにとりまとめるものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	良好な夜間景観の形成は、地域住民にとって住みよい環境に誘導するとともに、国内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進し、地域の魅力の強化、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要であるためです。		
【支援措置名】	景観改善推進事業		
【支援措置実施時期】	令和6年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	－		

(4) 国の支援がないその他の事業

41. 【事業名】商店街共同施設整備事業

【事業実施時期】	昭和 47 年度～
【実施主体】	高松市
【事業内容】	商店街振興組合等が実施するアーケード・カラー舗装・立体駐車場等、一般公衆の利便を図るための共同施設の整備・修繕等にかかる経費の一部を補助するものです。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）
【活性化に資する理由】	商店街団体等がアーケードや街路灯といった一般公衆の利便性を図るための共同施設の新設・補修を行うことで、来街者が快適・安全に過ごすことができ、再訪したくなるような商店街の魅力向上を図り、生活サ

	ービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-
【その他特記事項】	-		

42. 【事業名】高松市生涯学習センター運営事業

【事業実施時期】	平成 14 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	生涯学習に係る機会の総合的かつ効果的な提供を促進し、市民の生涯学習の振興に努めます。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	生涯学習センターにおいて、市民の生涯学習の振興のため、生涯学習に係る機会の総合的かつ効果的な提供を行う。来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

43.【事業名】観光客誘致事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～		
【実施主体】	公益財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー		
【事業内容】	着地型旅行（ぷち旅プラン）：高松市民や香川県民といった「近場へ行く」個人客の誘客や他県からの団体旅行造成のため、身近な観光資源の掘り起こしや体験プログラムの開発事業に助成を行います。 瀬戸内海クルーズ：瀬戸内海に面した優位性を生かした観光振興を図るため、クルーズ事業提案を募集し、採用された事業に助成を行います。 サンポート高松イベント大募集！：サンポート高松のにぎわい創出を図るため、イベント提案を公募し、採用されたイベント事業に助成を行います。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	国内外からの来訪者に対する受入環境の整備を行い、他地域との差別化を図ることで、観光客誘致や滞在時間の拡大に貢献するものです。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

44.【事業名】香川県県民ホール文化事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～
【実施主体】	指定管理者穴吹エンタープライズ株式会社 香川県
【事業内容】	音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等、あらゆる舞台芸術公演や各種ワークショップを開催し、県民への文化芸術の振興・普及事業を実施しています。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）
【活性化に資する理由】	国際的な芸術団体の招致や、優れた舞台芸術の公演、普及事業の開催等により、県民が文化芸術を享受する機会を提供しています。サンポート地区や中心市街地の回遊促進に繋がる文化芸術事業です。
【支援措置名】	－

【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-
【その他特記事項】	-		

45. 【事業名】高松丸亀町商店街情報発信事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	高松丸亀町商店街振興組合		
【事業内容】	商店街や周辺観光などの情報を提供しています。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	外国人観光客などの来訪者に対して商店街の店舗情報やイベント情報などローカルな情報に加え、中央商店街全体の情報や広域的な観光情報等を提供し、利用促進と回遊性の向上を図ります。来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

46. 【事業名】丸亀町商店街イベント事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	高松丸亀町商店街振興組合		
【事業内容】	高松丸亀町商店街の年間を通じたイベントを開催します。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	高松丸亀町商店街において、丸亀町祭、街クラシック、ハロウィンパーティ、町にサンタがやってくるなど恒例行事のイベントを、年間を通じて実施し、商店街への誘客とにぎわい創出を行います。 来街者の誘客、回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

47. 【事業名】 高松市創業支援等事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	高松商工会議所や金融機関等の地域の創業支援事業者と連携して創業者や創業希望者等を支援するものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	利便性のよい中心市街地でのセミナー等の開催や中央商店街での創業は、中心市街地の活性化、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

48. 【事業名】 まちの駅「smile' s」運営事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	高松ライオン通商店街振興組合		
【事業内容】	高松ライオン通商店街に商店街に関わる人達の交流の場、インバウンド向けの情報発信拠点を運営しています。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	高松ライオン通商店街に整備したまちの駅「smile’ s」を多目的交流施設として、商店街関係者の交流、起業する女性の創業支援（シェアショップ等）、地域住民や学生の活動スペース、若者や主婦などが参加する実習型ワークショップ「ライオンまち塾」及び、国内外の観光客に対する情報提供などを行います。 来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

49. 【事業名】 たかまつユニバーサルデザインマップ活用事業

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	高松市		

【事業内容】	全ての人が安心して快適に過ごせるように、施設におけるユニバーサルデザイン情報を掲載した「たかまつユニバーサルデザインマップ」の充実を図るとともに、活用を推進します。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地 みんなが住みたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日） 中心市街地の社会動態		
【活性化に資する理由】	本市全域を安心して快適に、移動・滞在・観光することができることを情報発信することで、誰もが来街しやすくなることから、中心市街地活性化に必要です。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

50. 【事業名】南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	株式会社高松南部 3 町商店街プロジェクト		
【事業内容】	商店街や組合の情報を提供しています。 商店街内外の連携を促進する企画を実施しています。 学生、若年層の情報共有の場を作っています。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	南部 3 町商店街の活性化拠点施設であるマチカドプラザにおいて情報カウンターやサイネージによる商店街の情報発信、各種情報発信ツールによる各店舗情報の提供などを行うとともに、店舗間や外部企業・団体との連携を促進する企画を実施することで、新たな魅力作りによる注目度の向上や、情報発信力の強化を図ります。隣接している集いの場として 4 町パティオの有効活用を検討するなど、利用促進と回遊性を高めます。 来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

51.【事業名】香川県立アリーナ管理事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	指定管理者香川アリーナコンソーシアム (代表企業穴吹エンタープライズ株式会社) 香川県		
【事業内容】	中四国最大級の約1万人を収容可能なメインアリーナのほか、サブアリーナ、武道施設、会議室等を備えた県立アリーナを管理運営し、コンサートやMICE、プロスポーツや大規模なスポーツ大会等の開催により、交流人口の拡大やにぎわいづくりにつなげます。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが訪れたいくなる中心市街地 みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	中心市街地内の宿泊者数 歩行者等通行量(全日)		
【活性化に資する理由】	競技スポーツ施設、生涯スポーツ施設としての機能に加え、コンサートやMICEなど、多くの集客交流が見込まれるイベントが開催できる交流推進施設としての機能を備えた県立アリーナを管理運営するものです。 サンポート高松エリアにおけるにぎわいづくりにより、広域圏からの誘客力向上に資するもので、中心市街地の活性化に必要です		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-
【その他特記事項】	-		

8.4 から 7 までは掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、鉄道・高速バス・空港からのリムジンバス・路線バスが集まるＪＲ高松駅が北側に位置し、広域的な交通結節機能を担っているほか、高松琴平電気鉄道の高松築港駅・片原町駅・瓦町駅の３つの駅が立地しています。

これらの鉄道利用者は、長らく減少し続けていましたが、コロナ禍前の数年は増加傾向に転じるなど公共交通の利用促進が図られつつあったものの、コロナ禍の影響で大幅に減少しており、依然として、分担率は低く、車中心の社会となっています。

路線バスは、ＪＲ高松駅及び瓦町駅を中心に放射状に路線が形成されていますが、利用者の減少により、厳しい状況となっています。ここ数年は若干の回復傾向となっており、それに加えて、地域を回遊する「レインボー循環バス」や、運行区域を拡大した「まちなかループバス」において利用者が増加するなど地域の公共交通として大きな役割を担っています。

一方、令和４年度の市民満足度調査では、「公共交通の利便性の向上」に対する不満度が全 60 項目のうち、依然としてワースト 1 位となっており、車の運転ができない高齢者などの公共交通へのニーズの高まりが伺えます。

(2) 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

本市は、道路網が整備された利便性の高い都市であるため、今後、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めていく上で、公共交通や自転車の利用環境を高めていくことが求められています。

鉄道においては、高松市公共交通網形成計画に基づき、ことでん琴平線における２つの新駅の設置など、交通結節点の整備により利便性の向上を図ることが必要です。

また、路線バスは、「まちなかループバス」など中心市街地での循環バスの充実を図るとともに、主要鉄道駅からの支線となるフィーダー交通の確保・充実など現行バス路線の再編に取り組み、公共交通ネットワークの再構築を図ることが必要です。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

52. 【事業名】 レンタサイクル事業

【事業実施時期】	平成 13 年度～		
【実施主体】	高松市		
【事業内容】	中心市街地の 7 か所に設置しているレンタサイクルポートで市民等に自転車を貸し出し、まちなかの回遊の手段として利用に供するものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	ラストワンマイルの移動手段として、レンタサイクルを活用することで、過度な駐車需要をコントロールすることができます。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

53. 【事業名】 有料自転車等駐車場管理事業

【事業実施時期】	平成 9 年度～
【実施主体】	高松市
【事業内容】	瓦町地下、高松駅前広場地下、栗林公園駅前の 3 か所に有料の自転車等駐車場を設置し、市民の利用に供するものです。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）
【活性化に資する理由】	主要駅周辺に大規模な自転車等駐車場を設けることで、駅利用者の利便性の向上と放置自転車の減少を図ります。
【支援措置名】	－

【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-
【その他特記事項】	-		

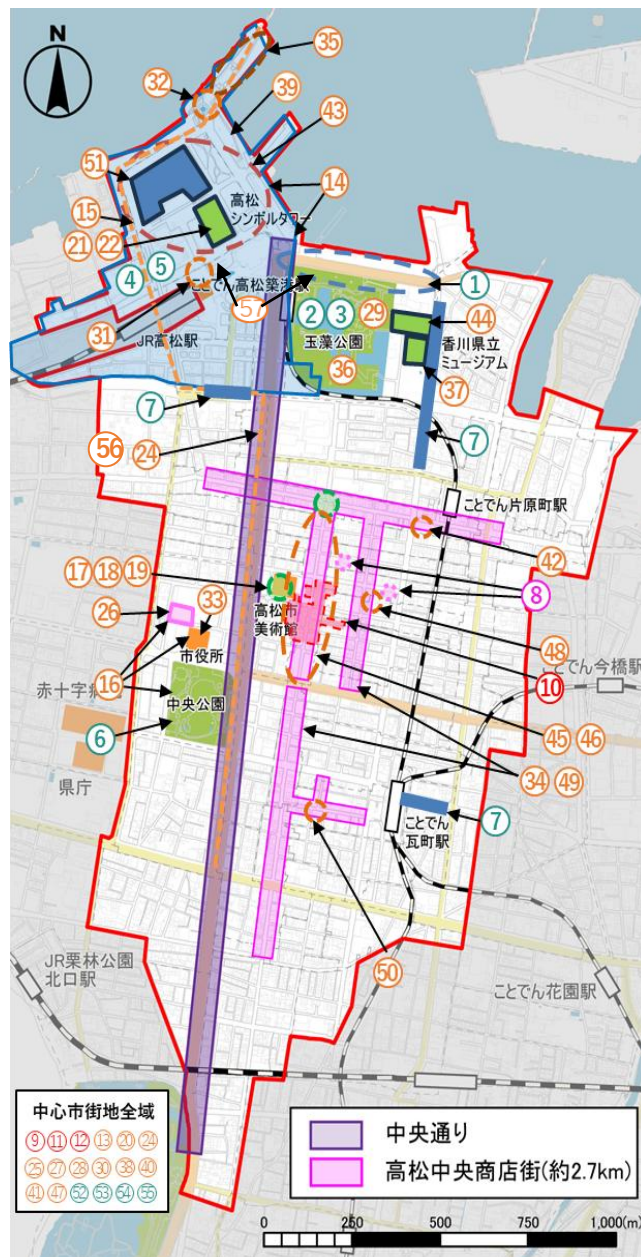
54. 【事業名】自転車等駐車場施設管理運営事業

【事業実施時期】	平成 11 年度～		
【実施主体】	各商店街振興組合		
【事業内容】	商店街内に無料の自転車等駐車場を設置し、買い物客の利用に供するものです。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	商店街に補助金を交付することで、民間による自転車等駐車場整備が進みます。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

55. 【事業名】まちなかループバス運行事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	ことでんバス(株)、丸亀町商店街振興組合		
【事業内容】	平成 27 年 10 月から、「まちバス」、「市民病院ループバス」、「県立中央病院線」を統合し、高松丸亀町商店街振興組合とことでんバスが連携して「まちなかループバス」として運行開始しており、中心市街地における主要目的施設、交通結節拠点、地域コミュニティをネットワーク化し、来街者及び居住者の移動支援を目的とし、運行しています。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	みんなが巡ってみたいくなる中心市街地		
【目標指標】	歩行者等通行量（全日）		
【活性化に資する理由】	中心市街地を訪れた人々が、街なかを周遊するための交通手段の確保や、住民の生活交通の確保など、市街地中心部における利便性を確保するなど回遊性の向上を図るとともに、来街者の回遊促進に資する取組であり、中心市街地の活性化に寄与する事業です。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】	－		

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



市街地の整備改善	
1	高松港港湾環境整備事業（玉藻地区）
2	玉藻公園整備事業
3	高松城跡整備事業
4	サンポート高松地区都市構造再編集集中支援事業
5	サンポート高松地区内案内サイン再整備事業
6	中央公園再整備事業
57	中心市街地夜間景観形成事業
7	バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業
都市福祉施設の整備	
8	地域子育て支援拠点事業
街なか居住の推進	
9	移住・定住促進事業
10	高松丸亀町商店街DE街区第一種市街地再開発事
11	フラット35活用事業
12	逃げ遅れゼロ事業
経済活力の向上	
13	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定
14	さぬき高松まつり
15	高松市市民文化祭アーツフェスタたかまつ
16	新春子どもフェスティバル
17	高松市美術館教育普及事業
18	高松市美術館展覧会事業
19	高松市美術館催し物事業
20	高松市文化芸術活動助成事業
21	サンポートホール高松自主事業
22	高松まちかど漫遊帖事業
23	高松国際ピアノコンクール（推進事業を含む）
24	サンポート高松トライアスロン大会開催事業
25	まちなかパフォーマンス事業
26	創造支援センター運営事業
27	高松市中央商店街空き店舗活用事業
28	中心市街地商店街活性化支援事業
29	高松城跡和船体験事業
30	障がい者就労支援促進事業
31	外国人観光客受入拠点事業
32	サンポート高松にぎわい創出事業
33	シティプロモーション人的ネットワーク運営事業
34	商店街伴走型支援事業
35	クルーズ船誘致受入事業
36	史跡高松城跡ライトアップ事業
56	かがわマラソン開催事業
37	香川県立ミュージアム文化事業
38	ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭）
39	サンポートFACTプロジェクト（エリアマネジメ
40	美しいまちづくり推進事業
41	商店街共同施設整備事業
42	高松市生涯学習センター運営事業
43	観光客誘致事業
44	香川県県民ホール文化事業
45	高松丸亀町商店街情報発信事業
46	丸亀町商店街イベント事業
47	高松市創業支援等事業
48	まちの駅「smile's」運営事業
49	たかまつユニバーサルデザインマップ作成・運用
50	南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業
51	香川県立アリーナ管理事業
公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進	
52	レンタルサイクル事業
53	有料自転車等駐車場管理事業
54	自転車等駐車場施設管理運営事業
55	まちなかループバス運行事業

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

【3】市町村の推進体制の整備等

(5) 中心市街地活性化を総括する組織

本市は、中心市街地を含めた集約拠点に都市機能の集約を図るなど、まちづくり施策の企画・調整を所掌する都市整備局都市計画課住宅・まちづくり推進室において、庁内の関係部局との調整・連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画の作成を担当しています。

(6) 庁内の連絡調整のための会議

本市は、第 1 期計画から中心市街地活性化基本計画に関する施策を総合的かつ一体的に計画し、推進していくため、庁内推進会議を組織し、その下部組織として幹事会を設け、関係部局の連絡・総合調整を行っています。

本計画認定後は、事業の進捗管理を当該会議で共有し、各事業が総合的かつ一体的に進められるようにするため、連携を密に図っていくこととします。

開催日	会議名	議題
平成 18 年 5 月 30 日	庁内推進会議・幹事会合同会議	- 基本計画策定方針について - 策定スケジュールについて
平成 18 年 9 月 1 日	庁内推進会議幹事会	- 改正中心市街地活性化法に関する現在の状況について - 中心市街地活性化のための実施すべき事業について
平成 18 年 10 月 31 日	庁内推進会議幹事会	- 中心市街地活性化を牽引する事業の位置付けとこれまでの事業実施について - 市民アンケート調査結果概要と課題について - ヒアリングシート作成について
平成 19 年 1 月 24 日	庁内推進会議幹事会	基本計画（案）について
平成 19 年 2 月 13 日	庁内推進会議	基本計画（案）について
平成 20 年 5 月 21 日	庁内推進会議・幹事会合同会議	- 高松市中心市街地活性化基本計画への追加事業について - 平成 19 年度フォローアップに関する報告について
平成 21 年 1 月 28 日	庁内推進会議・幹事会合同会議	- 高松市中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について - フォローアップに関する報告について

開催日	会議名	議題
平成 22 年 7 月 12 日	庁内推進会議幹事会	・ 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について ・ 掲載事業取組状況について ・ まちなか居住推進事業における他都市の事例について
平成 22 年 7 月 22 日	庁内推進会議	・ 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について ・ 掲載事業取組状況について ・ まちなか居住推進事業における他都市の事例について
平成 23 年 8 月 29 日	庁内推進会議幹事会	・ 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について ・ 次期中心市街地活性化基本計画掲載事業について
平成 24 年 6 月 26 日	庁内推進会議幹事会	・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画（仮称）を策定するための、市民意識調査の実施について ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画（仮称）への掲載事業について
平成 24 年 7 月 26 日	庁内推進会議	・ 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について
平成 24 年 11 月 22 日	庁内推進会議	・ 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について ・ 今後のスケジュールについて
平成 27 年 1 月 14 日	庁内推進会議	・ 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について ・ 平成 26 年度 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
平成 31 年 3 月 28 日	庁内推進会議	・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（案）について
令和 6 年 8 月 2 日	庁内推進会議幹事会	・ 第 4 期高松市中心市街地活性化基本計画（素案）について

(7) 中心市街地活性化基本計画庁内推進会議・幹事会委員名簿

(推進会議)

区分	職名
委員長	都市整備局長
委員	政策局長
	総務局長
	財政局長
	市民局長
	健康福祉局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	教育局長

(幹事会)

令和6年7月1日現在

区分	部局	職名
幹事長	都市整備局	都市整備局次長(都市計画課担当)
幹事	政策局	政策課長
		広聴広報・シティプロモーション課
	市民局	人権・男女共同参画推進課長
	健康福祉局	障がい福祉課長
		子育て支援課長
		こども保育教育課長
	創造都市推進局	産業振興課長
		観光交流課長
		文化芸術振興課長
		文化財課
		スポーツ振興課長
		美術館美術課長
	都市整備局	都市計画課長
		都市計画課住宅・まちづくり推進室長
		交通政策課長
		道路整備課長
		公園緑地課長
	教育委員会 教育局	生涯学習課長

(8) 高松市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議設置要綱

高松市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するとともに、基本計画に定める事業を推進するため、高松市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定及び推進に係る各部局間の連絡並びに総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する推進会議の目的を達成するために必要な事務

(組織等)

第3条 推進会議は、委員長及び委員で組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、第2条各号に掲げる事務について調査研究する。

4 幹事会の運営については、委員長が定める。

(庶務)

第6条 推進会議及び幹事会の庶務は、都市整備局都市計画課住宅・まちづくり推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(9) 高松市議会における中心市街地活性化の審議

高松市市議会における中心市街地活性化に関する審議及び討議の内容

時期	審議内容
平成 29 年 12 月 12 月定例会	(質問要旨) 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の目標の評価指標である、中央商店街の空き店舗率・歩行者通行量、居住人口の割合の状況について伺います。 (回答要旨) 市民政策局長 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の目標の評価指標である、中央商店街の空き店舗率・歩行者通行量、居住人口の割合の状況については、中央商店街の空き店舗率は、平成 24 年度 16.6%であったものが、現時点 28 年度の数字となりますが、17.3%へと 0.7 ポイント増加、目標値 14.9%に対しましても 2.4 ポイント上回っております。 歩行者通行量は、24 年度 13 万 1,800 人であったものが、29 年度では悪天候の影響もあり、10.1%減の 11 万 8,600 人で、約 1 万 3,000 人減少しており、目標値 14 万 1,000 人に対しましても 2 万 2,400 人と、大きく下回っておりますが、28 年度は 13 万人と、通行量が多い年もございました。 居住人口の割合は、24 年度 4.8%だったものが、29 年度 4.8%と変わらず、目標値 5.1%に対しては 0.3 ポイント下回っております。
	(質問要旨) 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画を策定する目的について伺います。 (回答要旨) 市長 本市では、中心市街地活性化基本計画を、平成 19 年度に策定した第 1 期計画においては、高松丸亀町商店街の再開発事業など、市街地の整備改善事業を、25 年度に策定した第 2 期計画におきましては、文化芸術などのソフト事業を中心として、さまざまな取り組みを行ってきたところでございます。 中央商店街等におきましては、徐々にではございますが、かつての、にぎわいを取り戻しつつあると存じます。 今後におきましても、これまでの取り組みにおける検証結果も踏まえながら、引き続き、丸亀町商店街の再開発事業のほか、中央商店街南部エリアの活性化など、商店街を中心とした、にぎわい創出に向けた取り組みが必要と考えているところでございます。 中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地の活性化は、本市における、にぎわいの創出はもとより、少子・高齢化時代におきましても、都市的利便性が享受できる都市の実現を掲げた、多核連携型コンパクト・エコ

時期	審議内容
	シティにおける広域交流拠点の形成につながるものでございます。 さらには、四国内及び環瀬戸内海圏における本市の拠点性の強化などを目的として、国の支援も活用しながら、官民を挙げて進めている極めて重要な取り組みでございます。 このようなことから、引き続き、計画的に取り組むため、30 年度を始期とする第 3 期計画を策定しようとするものでございます。
	(質問要旨) 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、アンケート調査や第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の検証などを十分行い、現状を踏まえ、課題解決ができる計画とする考えについて伺います。 (回答要旨) 市民政策局長 第 2 期計画では、現在のところ評価指標の目標値を達成できていない状況にございますことから、第 3 期計画の策定に当たりましては、中心市街地来訪者等へのアンケート調査や、これまでの計画の検証などを十分に行うとともに、行政・文化施設などの都市機能の立地や公共交通の利用状況など、さまざまな観点から現状把握やニーズ分析等を行ってまいりたいと存じます。 この結果をもとに、課題を明確にした上で、事業の実施主体となる各商店街振興組合を初めとする関係者はもとより、市議会の皆様の御意見もお伺いしながら、課題解決に向けて実効性のある計画として取りまとめてまいりたいと存じます。
	(質問要旨) 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画策定スケジュールについて伺います。 (回答要旨) 市民政策局長 今議会で議決をいただいた後、来年 1 月に公募型プロポーザルにより業者選定を行い、順次、計画策定業務委託業者と契約を締結し、アンケートの実施や第 2 期計画の検証、第 3 期計画登載事業の検討などを行った上で、5 月ごろに素案を取りまとめる予定としております。 その後、内閣府など関係省庁等との協議を行いながら、計画案を 10 月に国へ申請し、11 月に認定をいただく予定としております。

時期	審議内容
	(質問要旨) 中央商店街の中でも、丸亀町商店街だけに莫大な税金を投入しているのはなぜかを伺います。 (回答要旨) 市長 丸亀町商店街の市街地再開発事業は、疲弊しつつある商店街を、商都高松の顔としてふさわしい、活力に満ちた商店街に再生するために、権利者みずから再開発事業組合員として参画し、商店街づくりに携わるという民間主導の事業でございます。 こうした民間主導の再開発事業につきましては、瓦町駅西地区におきましても、平成６年度に準備組合設立に向けた推進協議会が発足し、翌７年度には基本計画調査も実施する中で、本市も指導・助言等を行っております。 しかしながら、これらの動きも含め、再開発事業で現在までに事業化に至ったものは、丸亀町商店街のＡ街区及びＧ街区の２地区と１４年に竣工した片原町駅西第３街区でございます。 本市といたしましては、このような再開発事業は、中心市街地の活性化を図る上からも重要な事業であると認識しておりますことから、引き続き、民間主導で行われる再開発事業につきましては、これを支援してまいりたいと存じます。
	(質問要旨) 丸亀町再開発事業だけに莫大な税金を投入するのではなく、特に空き店舗率の高い高松南部３町商店街の活性化について、真剣に検討すべきだと考えます。 (回答要旨) 市長 南部３町商店街の活性化につきましては、本市として、これまで、にぎわい創出や情報発信の拠点となるブリーザーズスクエア等の開設を初め、昨年度は、南部３町商店街プロジェクトが実施いたしました。まちの案内アプリの開発や、若者が集える拠点としての交流スペースの整備に対し、支援を行ったところでございます。 今後におきましても、南部３町商店街が実施する自主的な取り組みへの積極的な支援や、新規出店補助制度等の活用を通じて、南部３町商店街の活性化に努めてまいりたいと存じます。

時期	審議内容
	(質問要旨) 第3期高松市中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、高齢者や障害者団体・各商店街振興組合や業者の代表等も参加する審議会等を設置するべきだと考えます。 (回答要旨) 市民政策局長 中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、計画に記載された事業を実施しようとする事業者や、中心市街地で事業を営む事業者、地域住民の代表などで構成される法定協議会である中心市街地活性化協議会から、意見を聴取することとされております。 本市では、高松商工会議所が事務局となっており、既に中心市街地活性化協議会を設置しておりますことから、お尋ねの審議会等の設置は考えておりませんが、高松市社会福祉協議会がその構成員となっておりますことから、計画策定に当たり、当該協議会の場において福祉的観点から御意見をいただけるものと存じております。 また、計画取りまとめの各段階においては、地元説明会やパブリックコメントを実施するなど、幅広く市民の皆様から御意見をお伺いし、可能な限り計画に反映させてまいりたいと存じます。
平成30年3月 3月定例会	(質問要旨) 市内中心部に市民が居住するような取り組みは、どのように行ってきたのか。また、どのような課題があるのか、お聞かせください。 (回答要旨) 都市整備局長 <取組について> 本市では、線引き廃止後の平成19年5月に、高松市中心市街地活性化基本計画を策定し、市街地の整備改善や都市福利施設の整備、商業の活性化などに資する事業について、民間と連携して取り組んでいるところでございます。 街なか居住の促進に関する主な取り組みといたしましては、基本計画のリーディングプロジェクトである高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業を初め、民間マンション開発などにより、約3,000戸の都市型住宅が整備されているところでございます。 あわせて、安全で安心して暮らし続けられるまちとするため、中心市街地東部の浸水対策や高潮対策事業等を完了するとともに、中心市街地に住み、訪れる人々の回遊性が向上するよう、まちなかループバスなど公共交通の利便性の向上に努めるなど、街なか居住の促進に資する各種の取り組みを行っているところでございます。 <課題について> 街なか居住につきましては、立地適正化計画に基づき、居住誘導区域外

時期	審議内容
	における規制方策にあわせて居住誘導区域内へ緩やかに居住が誘導できるよう、都市機能及び居住の効果的な誘導方策を構築することが課題であると存じます。 (質問要旨) 今回の規制をすることにより、若い人たちが市外に流出すると考えるが、その見解をお聞かせください。 (回答要旨) 都市整備局長 若者が住居購入を検討する際に、取得価格を重視することは一定の理解ができるところでございます。その一方で、国が行った平成 25 年住生活統合調査によりますと、居住選択時に重要視される項目には、防災・治安・店舗・医療など日常生活の利便性等がございます。 本市といたしましては、人口減少に伴い、さまざまな悪影響が懸念される中であっても、活力を失わず、安全で安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを推進し、さらには、人口減少を食いとめる、もしくは、人口を呼び戻すことのできる都市として魅力を高めるよう取り組んでまいりたいと存じます。
平成 30 年 6 月 6 月定例会	(質問要旨) 平成 25 年 6 月から本年 3 月までの 4 年 10 カ月を計画期間とする、第 2 期中心市街地活性化基本計画の総括をお聞かせください。 (回答要旨) 市長 本市では、平成 19 年度に策定した第 1 期中心市街地活性化基本計画において、丸亀町商店街の再開発事業など市街地の整備改善事業を、また、25 年度に策定した第 2 期計画においては、瓦町 F L A G のリニューアルオープンや、まちなかループバスの運行などに、関係事業者と連携して取り組んでまいったところでございます。 しかしながら、御指摘をいただきましたように、第 2 期計画に掲げた中央商店街の空き店舗率など、3 つの評価指標は、どれも目標値達成には至りませんでした。 一方で、再開発事業などのハード整備に加えて、まちなかパフォーマンス事業などのソフト施策の展開によりまして、中央商店街におきましては、徐々にではございますが、かつてのにぎわいを取り戻しつつあるものと実感をいたしているところでございます。 私といたしましては、第 2 期計画の検証を十分に行い、現状を踏まえた課題等を整理した上で、引き続き、中央商店街南部エリアの活性化など、商店街を中心とした、更なるにぎわい創出に向けた効果的な施策事業の展開が必要であるものと考えております。

時期	審議内容
	(質問要旨) 第3期中心市街地活性化基本計画策定に当たっての基本的な考え方をお聞かせください。 (回答要旨) 市長 第3期中心市街地活性化基本計画につきましては、本市が目指すコンパクトなまちづくりの方向性を踏まえつつ、昨今のインバウンド需要など、社会情勢の変化を的確に捉えて取りまとめていく必要があるものと存じます。 このような考えのもと、先月11日に開催されました中心市街地活性化協議会では、高松空港運営の民間委託や新県立体育館を中心としたJR高松駅周辺整備などのゲートウェイ機能の充実によるインバウンド等、域外からの流入を喚起する取り組みのほか、コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、公共交通の利便性の向上や街なか居住の推進につながる施策の展開など、第3期計画策定に向けての基本となる方針をお示ししたところでございます。 今後におきましては、先ほど申し上げました第2期計画の検証のほか、今後実施を予定しております訪日外国人等へのアンケートの結果等を踏まえ、戦略的で実効性のある第3期計画掲載事業を検討し、中心市街地活性化協議会や市議会の御意見もお伺いするとともに、内閣府など関係省庁等との協議を行いながら、年内に計画案を取りまとめ、本年度内を目途に国の認定が得られるよう、策定に向けて取り組んでまいりたいと存じます。
平成30年9月 9月定例会	(質問要旨) 第2期計画には、商店街のすぐ近くでもにぎわいが見られないとの報告もされています。丸亀町商店街の売り上げの状況、周辺商店街への波及効果、市税収入は増加しているのか、地元商店主のかかわり等はどうかしているのでしょうか。 (回答要旨) 市長 丸亀町商店街におきましては、A及びG街区で法定の市街地再開発事業を、また、B・C街区では、部分的な共同建てかえを任意事業として行ってきたところでございます。 この再開発事業は、全国的にも脚光を浴び、現在も各地からの視察が絶えない状況でございます。都市機能の集約やにぎわいの創出による町の魅力向上のみならず、建築物の防火・耐震性能の向上が図られるなど、本市中心部における持続可能でにぎわいと活力のある、安全・安心なまちづくりに寄与している事業であると存じております。 お尋ねの、経済効果につきましては、経済の複合的側面もあり、単純に

時期	審議内容
	算出することは困難でございますが、再開発事業の振興に伴い、丸亀町商店街におきましては、各種イベントなどが開催され、通行量や空き店舗率の改善の兆しが見られており、このような、にぎわいが創出されることにより、売上額の増加にもつながるほか、建物の更新などにより、市税の税収面においても好影響を与えるなど、一定の経済効果があらわれているところでございます。 また、地価につきましても、国が公表した本年1月1日時点における地価公示では、本市の商業地におきまして上昇に転じる地点が、昨年の3地点から16地点に増加するなど、地域経済を牽引する効果もあらわれているところでございます。
	(質問要旨) 丸亀町商店街再開発事業へ、莫大な税金を投入した経済効果の検証、市内の商店街が衰退している状況から、丸亀町商店街だけに一極集中して税金を投入すべきではないと考える。 (回答要旨) 市長 丸亀町商店街の市街地再開発事業は、疲弊しつつある商店街を、商都高松の顔としてふさわしい活力に満ちた商店街に再生するために、権利者みずから再開発事業組合員として参画し、商店街づくりに携わるという、民間主導の事業でございます。 本市といたしましては、このような再開発事業は、中心市街地の活性化を図る上からも重要な事業であると認識しておりますことから、南部3町商店街を初めとする各商店街等の自主的な取り組みに対しましても、助言や支援を適切に行いながら、中心市街地の活性化に努めてまいりたいと存じます。
	(質問要旨) 第2期中心市街地活性化基本計画のニーズ調査結果を踏まえた第3期計画とする考えを伺います。 (回答要旨) 市長 現在、策定を進めております第3期計画につきましては、第2期計画に掲げた目標の達成状況を検証しながら、登載事業の見直し・改善を検討しているところでございます。 これに加え、昨今のインバウンド需要等、域外からの流入を喚起する取り組みのほか、公共交通の利便性向上や街なか居住の推進につながる施策の展開など、戦略的で実効性のある新たな登載事業を検討し、中心市街地活性化協議会や市議会の御意見もお伺いするとともに、内閣府など関係省庁との協議を行いながら、鋭意、策定してまいりたいと存じます。

時期	審議内容
	(質問要旨) とりわけ空き店舗率の高い高松南部3町商店街の活性化、特に常磐町商店街の巨大な空きビルの問題について真剣に検討するために、高松市・地元大学・商店街等で構成する対策会を立ち上げるべきだと考えます。 (回答要旨) 市長 本市では、これまで、南部3町商店街のにぎわい創出や情報発信の拠点となるブリーザーズスクエア等の開設や、町の案内アプリの開発、交流スペースの整備、また、今年度新たに設けられたまちの活性化拠点施設マチカドプラザの運営について支援するなど、さまざまな取り組みを通じて、活性化に努めてきたところでございます。 御質問の、対策会につきましては、既に本市や地元大学・商店街振興組合連合会などで構成された高松市中心市街地活性化協議会や瓦町駅周辺の商店街振興組合等で構成された瓦町駅周辺まちづくり協議会などが設置され、常磐町商店街を初めとする商店街の活性化について議論いただいているところでございまして、新たな組織を設置することは考えておりません。
令和元年6月定例会	(質問要旨) 第3期高松市中心市街地活性化基本計画を踏まえ、さらなる中心市街地の活性化に取り組む考えについてお聞かせください。 (回答要旨) 市長 今月19日に、内閣総理大臣の認定をいただきました第3期高松市中心市街地活性化基本計画につきましては、第2期計画に掲げた中央商店街の空き店舗率など、三つの評価指標のいずれもが目標値の達成に至らなかったことから、その十分な検証のほか、現状を踏まえた課題等を整理した上で、中心市街地活性化協議会や市議会の御意見もお伺いしながら策定を行ったものでございます。 第3期計画では、計画期間を来月から令和6年度末までとして定める中、昨今のインバウンド需要等、域外からの流入を喚起する取り組みのほか、情報発信による回遊性の向上や町なか居住の推進につながる施策の展開を基本方針に掲げ、戦略的で実効性のある48の施策・事業を登載いたしております。 具体的には、新県立体育館を中心としたJR高松駅周辺整備事業を初め、大工町・磨屋町地区と常磐町地区における共同住宅や子育て支援施設などのハード整備とともに、居住誘導区域内への居住を誘導していくためのインセンティブとなる住宅ローンの軽減や、移住・定住を促進するソフト施策なども位置づけているところでございます。 このたびの第3期高松市中心市街地活性化基本計画の認定は、サンポートと中央商店街との回遊性の向上や中央商店街南部エリアの活性化など、商店街を中心とした、さらなるにぎわいの創出に向けた効果的な施策・事

時期	審議内容
	業の展開を後押しするものであり、本市といたしましては、引き続き、国の支援等を最大限に活用するとともに、関係機関と連携しながら、中心市街地のさらなる活性化に、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。 (質問要旨) 瓦町駅周辺のまちづくりのうち、常磐町地区優良建築物等整備事業などを契機とした、中央商店街南部地域の活性化に取り組むお考えについてお聞かせください。 (回答要旨) 都市整備局長 本市では、これまで中央商店街南部地域の活性化に向け、情報発信拠点の開設を初め、町の案内アプリの開発や若者が集える交流スペースの整備などに対し、支援を行ってきたところでございます。また、平成元年まで、ジャスコが経営していた場所において、診療所や子育て支援施設を含めた、地上十数階建て 100 戸程度の分譲マンションを供給しようとする、このたびの常磐町地区優良建築物等整備事業に対しても、支援を予定しているところでございます。 このような中、先月 19 日に、内閣総理大臣の認定を受けた第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画では、中央商店街南部エリアの活性化に向けた基幹事業として、この事業を位置づけておりまして、今後、効果的な事業展開の後押しが期待できるものと存じております。 本市といたしましては、こうした国の支援等を最大限に活用するとともに、常磐町商店街を初めとする南部 3 町商店街が実施する自主的な取り組みや、新規出店補助制度の活用などを通じて、関係機関と連携しながら、引き続き、中央商店街南部エリアの活性化に取り組んでまいりたいと存じます。
令和 2 年 6 月 定例会	(質問要旨) 丸亀町商店街再開発事業費のうち、市民の意見を取り入れ、公益性を確保した都市型住宅整備の考えについて伺います。 (回答要旨) 市長 大工町・磨屋町地区市街地再開発事業の実施に向けましては、都市計画決定に係る説明会の開催のほか、本事業を基幹事業として位置づけている、第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、地域住民の代表などで構成される、法定協議会である中心市街地活性化協議会からの意見聴取や、パブリックコメントの実施など、幅広く市民の皆様から、御意見をお伺いしているところでございます。 このような手続を経て、施工主体である地元再開発組合において、事業計画が作成され、本年 5 月に、県から、権利変換計画の認可を受けたところでございます。 お尋ねの都市型住宅の整備につきましては、中心市街地での居住の促進

時期	審議内容
	など、本市が目指します、コンパクトなまちづくりの方向性とも合致するとともに、地域価値の向上や、にぎわいの創出に寄与し、中心市街地の活性化に資するものでございますことから、公益性は確保されているものと存じます。
令和５年９月定例会	(質問要旨) 第４期中心市街地活性化基本計画の策定に向けた基本的な考え方をお聞かせください。 (回答要旨) 市長 本市では、これまで３期にわたる中心市街地活性化基本計画の認定を受け、各種施策に関係者と連携して取り組んでいるところでございます。 このような中、中央商店街等では、コロナ禍により飲食店などの業種を中心に大きな影響を受けましたことから、本年４月に開催されました高松市中心市街地活性化協議会では、活力とにぎわいを取り戻すべく、令和７年度からの向こう５年間を計画期間とする第４期計画の策定に取り組むことが確認をされたところでございます。 これを受け、現在、本市では、現行の第３期計画の評価・検証を行うとともに、第４期計画における基本方針等のほか、サンポートエリアと中央商店街エリアの回遊性の向上や、デジタル技術を活用した情報発信など、計画に位置づける施策・事業の検討を進めているところでございます。 今後、高松市中心市街地活性化協議会はもとより、市議会の御意見もお伺いをしながら、本年度内を目途に素案を取りまとめ、来年度に国の認定が得られますように、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。 (質問要旨) 丸亀町商店街などの中心市街地への投資が、市域全体にどのように波及すると考えるのかを伺います。 (回答要旨) 市長 本市では現在、丸亀町商店街の再開発事業など、中心市街地の活性化に向けた施策事業に、関係者と連携しながら取り組んでいるところでございます。これらにより、通行量や売上額の増加が図られておりますほか、例えば丸亀町商店街Ａ街区では、再開発ビルの建設前と比べ、固定資産税が約９倍になるなど、税収面で大きな経済効果が現れているとの民間データもあるところであります。 こうした中心市街地への投資は、新たな貴重な財源を生み出し、市域全体の活力や魅力を高めていくための再投資を可能とするなど、地域社会に好循環をもたらし、本市が目指す持続可能なまちづくりにも大きく寄与するものであると存じております。

[4] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(10) 中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、高松商工会議所及び高松丸亀町まちづくり株式会社が共同設立者となり、平成18年11月14日に中心市街地活性化協議会を設置しました。

(11) 構成員及び開催状況

4) 構成員

中心市街地活性化協議会の構成員は、中心市街地に関わる市街地整備、経済活力の向上、公共交通の形成などに係る商工会議所、商店街、商業者、交通事業者、地域活動団体、NPO法人などの主体を構成員とします。

■高松市中心市街地活性化協議会構成員

令和6年4月1日現在

構成員（団体名・企業名）	氏名	役職
学校法人四国高松学園高松大学	佃 昌 道	学長
高松商工会議所	新 池 伸 司	専務理事
高松丸亀町まちづくり株式会社	明 石 照 夫	専務取締役
国立大学法人香川大学大学院地域マネジメント研究科	原 真 志	教授
香川県	寺 嶋 賢 治	商工労働部長
高松市	板 東 和 彦	都市整備局長
香川県高松北警察署	石 川 憲 作	交通官兼地域官警視
株式会社日本政策投資銀行四国支店	八 方 良 太	次長兼企画調査課長
高松中央商店街振興組合連合会	野 沢 道 雄	専務理事
高松丸亀町商店街振興組合	古 川 康 造	理事長
丸亀町グリーン株式会社	植 村 博	代表取締役
高松丸亀町壱番街株式会社	真 鍋 秀 利	代表取締役
株式会社高松三越	鈴 木 健 彦	代表取締役社長兼取締役営業統括部長
四国旅客鉄道株式会社	四之宮 和 幸	代表取締役専務総合企画本部長
高松琴平電気鉄道株式会社	河 田 悦 夫	管理本部長
一般社団法人香川県バス協会	今 西 照 章	専務理事
一般社団法人高松市医師会	網 本 哲 郎	事務局長
株式会社高松南部3町商店街プロジェクト	細 溪 英 一	代表取締役
有限会社CONERI	人 見 訓 嘉	代表取締役
株式会社百十四銀行	香 西 志 帆	
社会福祉法人高松市社会福祉協議会	多 田 安 寛	常務理事
高松市南部商店連合会	河 合 政 弘	副会長

(オブザーバー)

構成員（団体名・企業名）	氏名	役職
経済産業省四国経済産業局	松 岡 正 晃	産業部 商務・流通産業課長
国土交通省四国地方整備局	古 川 和 毅	建政部都市・住宅整備課長
香川県	高 林 和 男	商工労働部経営支援課長
香川県	奥 村 武	土木部都市計画課長
高松市	三 宅 秀 造	都市整備局次長兼都市計画課長兼住宅・まちづくり推進室長
高松市	松 本 徳	創造都市推進局産業経済部産業振興課長
高松市	長谷山 隆 義	市民政策局次長兼政策課長
公益財団法人かがわ産業支援財団	河 合 治 信	参与兼技術統括監兼企業振興部長
独立行政法人中小企業基盤整備機構	林 伸 次	高度化事業部まちづくり推進室長
高松商工会議所	長 井 一 喜	常務理事兼事務局長

5) 開催状況

会議回数	開催日	議題
第 1 回	平成 18 年 11 月 14 日	・ 中心市街地活性化協議会の設置について ・ 基本計画策定方針について
第 2 回	平成 18 年 12 月 25 日	・ ヒアリング結果について ・ 中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第 3 回	平成 19 年 2 月 16 日	・ 基本計画案について
第 4 回	平成 19 年 2 月 23 日	・ 基本計画案に対する意見の取りまとめについて
第 5 回	平成 19 年 9 月 3 日	・ 中心市街地活性化基本計画について ・ 丸亀町 A 街区に続く再開発の状況について ・ I C カード活用による商業等活性化事業について ・ 中心市街地商業活性化推進事業について ・ 4 町パティオ広場整備事業について
第 6 回	平成 19 年 11 月 16 日	・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について

会議回数	開催日	議題
第7回	平成20年5月7日	・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について ・ 中心市街地活性化基本計画の事業追加について ・ IruCa カード活用による中心市街地活性化平成19年度事業報告・平成20年度事業計画について ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第8回	平成21年1月26日	・ 中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について ・ 香川大学ミッドプラザについて ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第9回	平成22年2月15日	・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について ・ 高松丸亀町商店街B・C街区小規模連鎖型再開発事業について ・ IruCa カード活用による商業活性化事業の平成21年度実績報告について ・ 高松丸亀町商店街G街区再開発事業について ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第10回	平成22年11月22日	・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について（高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業）
第11回	平成23年2月14日	・ 中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について（G街区の実施主体、社会資本整備総合交付金制度の創設） ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第12回	平成24年2月6日	・ 高松市中心市街地活性化基本計画の変更について（基本計画の計画期間延長、G街区の実施主体、歩行者空間整備事業の実施期間） ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告（案）について ・ 高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業の進捗状況についての報告 ・ 次期中心市街地活性化基本計画についての報告
第13回	平成24年8月1日	・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について
第14回	平成24年12月26日	・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（素案）について

会議回数	開催日	議題
第 15 回	平成 25 年 2 月 22 日	・ 現行計画のフォローアップ報告について ・ 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（案）に対する意見書の取りまとめについて
第 16 回	平成 25 年 2 月 15 日	・ 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（案）の変更点について
第 17 回	平成 26 年 2 月 17 日	・ 平成 25 年度認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について
第 18 回	平成 26 年 7 月 2 日	・ コトデン瓦町ビルリニューアル計画について
第 19 回	平成 27 年 2 月 5 日	・ 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について ・ 平成 26 年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について ・ 瓦町駅核化プロジェクト事業経過報告について ・ 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（案）について
第 20 回	平成 28 年 2 月 8 日	・ 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について ・ 平成 27 年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について
第 21 回	平成 28 年 7 月 28 日	・ 高松南部 3 町商店街の取り組みについて
第 22 回	平成 29 年 4 月 21 日	・ 平成 28 年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について
第 23 回	平成 30 年 5 月 11 日	・ 平成 28 年度 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告（案）について ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）の基本的な考え方について
第 24 回	平成 30 年 8 月 28 日	・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について
第 25 回	平成 30 年 11 月 21 日	・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（素案）について ・ ワーキンググループの設置等について
第 26 回	平成 31 年 2 月 13 日	・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（案）について
第 27 回	平成 31 年 4 月 24 日	・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書のとりまとめについて
第 28 回	令和 2 年 5 月 21 日	・ 会長の選任について ・ 監事の選任について

会議回数	開催日	議題
		令和元年度 第3期高松市中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告(案)並びに報告(案)に対する事務局(素案)について
第29回	令和2年10月9日	- 第3期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について - 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(案)について
第30回	令和3年5月10日	令和2年度第3期高松市中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告(案)について
第31回	令和3年12月8日	令和元年度第3期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第32回	令和4年4月25日	- 会長の選任について - 監事の選任について - 令和3年度第3期高松市中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告(案)並びに報告(案)に対する事務局(素案)について
第33回	令和4年11月11日	第3期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第34回	令和5年4月24日	- 令和4年度第3期高松市中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告(案)について - 第3期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について - 第4期(次期)高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)の策定スケジュール(案)について
第35回	令和5年11月20日	- 第3期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について - 第3期高松市中心市街地活性化基本計画の検証について - 第4期(次期)高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)の基本的な考え方について
第36回	令和6年2月16日	第4期(次期)高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)の骨子(案)について
第37回	令和6年5月15日	- 令和5年度 第3期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告(案)について - 第3期高松市中心市街地活性化基本計画の検証について
第38回	令和6年7月23日	第4期(次期)高松市中心市街地活性化基本計画(素

会議回数	開催日	議題
		案) について
第 39 回	令和 6 年 11 月 19 日	・ 第 4 期高松市中心市街地活性化基本計画 (案) に対する意見書の取りまとめについて
第 40 回	令和 7 年 6 月 4 日	・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告 (案) について
第 41 回	令和 8 年 1 月 13 日	・ 第 4 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更 (案) について
第 42 回	令和 8 年 8 月 5 日	・ 令和 7 年度第 4 期高松市中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告 (案) について
第 43 回	令和 8 年 6 月 19 日	・ 第 4 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更 (案) について

(12) 法第 15 条各項の規定に適合していること

法第 15 条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- ・ 第 1 項第 1 号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「高松丸亀町まちづくり株式会社」を組織の構成員としています。(本市の出資比率は 5.0%)
- ・ 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、高松商工会議所を組織の構成員としています。
- ・ 第 3 項の規定と協議会規約第 5 条に基づいて、公表を行っています。
- ・ 第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、学識者、交通事業者を構成員として加えています。
- ・ 第 5 項の規定については、協議会規約第 7 条第 2 項で参加申し出を拒めないことを定めています。
- ・ 第 6 項の規定については、協議会規約第 7 条第 1 項で参加を要請することができます。
- ・ 第 7 項の規定に基づき、関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めています。
- ・ 第 8 項の規定に基づき、関係団体・機関を構成員として加えています。
- ・ 第 9 項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けています。
- ・ 第 10 項の規定に基づき、協議会規約第 11 条第 6 項で協議結果の尊重について定めています。
- ・ 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めています。

(13) 中心市街地活性化協議会による意見書（写し）

令和6年11月29日

高松市長 大西 秀人 様

高松市中心市街地活性化協議会
会長 佃 昌道

第4期高松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、第4期高松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見を提出します。

記

1. はじめに

高松市は、恵まれた風土と地理的優位性を活かし、四国の中枢拠点都市として発展してまいりました。高松市がさらなる発展をしていくためには、市全体の活性化が是非とも必要であり、とりまなおさず中心市街地の活性化が重要であります。

このため、高松市においては、高松市中心市街地活性化基本計画（以下、「計画」という。）を策定し、平成19年5月に第1期計画、平成25年6月に第2期計画、令和元年6月に第3期計画が内閣総理大臣の認定を受け、官・民・学が連携して鋭意各種事業を協働で実施してきたところであります。

しかしながら、「来まい・住まい・楽しみまいーコンパクト・エコシティ たかまつー」をコンセプトとした第3期計画は、5つの目標指標を掲げておりましたが、コロナ禍の影響もあり、そのうち4つは目標達成に至りませんでした。

このような状況の中、高松市において策定されようとする第4期計画（案）について、本協議会は、行政及び幅広い団体等からの委員により、多面的・多角的な観点から協議を進めてきたところであります。アフターコロナにおけるインバウンドの大幅な増加や経済活動の活発化が期待されていることを踏まえ、これまでの計画の成果の検証による課題を認識しつつ、第4期計画（案）のコンセプトを念頭に置き、協議を行った結果、次のとおり意見を具申いたします。

2. 本協議会の意見

第4期計画（案）は、第1期計画から第3期計画による成果の検証と今後の課題に基づき計画を検討し、「みんなが訪れたい中心市街地」、「みんなが巡ってみたい中心市街地」、「みんなが住みたい中心市街地」、「これからも持続的に成長する中心市街地」の4点を目標として掲げ、明確な将来の方向性を示すとともに、実現可能な目標と目標値も設定されています。

またその実現に向け、高松 T ゾーンの横軸と高松中央商店街を含めた縦軸との連携による活性化に向けたハード・ソフト事業の両面から具体的な取り組みが提示されていることから、この4期計画（案）が円滑かつ着実に実施されることにより、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと考えます。

以上のことから、当協議会は、4期計画（案）の内容につき、概ね妥当であると判断いたします。

なお、掲載されていない事業が具現化した場合は、適宜、当計画への追加を行う等、柔軟な対応をお願いいたします。

本協議会としては、今後、この4期計画（案）が実効性のあるものとするために、担当者レベルでの定期的な情報共有・協議により、課題解決に向けた検討や、各種事業の進捗を進行管理していくこととしており、官・民・学が一層連携し、一体的に各種事業を協働で進めていくことが重要であると考えておりますので、本協議会の運営に対し、今後とも積極的な支援を要望いたします。

(14) 高松市中心市街地活性化協議会の規約

高松市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 高松商工会議所及び高松丸亀町まちづくり株式会社（以下「設置者」という。）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「高松市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を香川県高松市番町二丁目2番2号 高松商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域における社会的・経済的及び文化的活動の根拠となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、その実施に必要な事項に係る協議を行うことを目的とする。

(公告の方法)

第5条 協議会の公告は、高松市の広報への掲載の他、必要があると認めるときは、四国新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(事業)

第6条 協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 高松市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 高松市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 高松市中心市街地の活性化に関する構成員相互の意見及び情報交換
- エ 高松市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の構成員及び地域向けの情報発信（会報の発行、ホームページ開設、メールマガジン配信）
- キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化に関すること
- オ 都市交通の整備事業に関すること

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員、委員)

第7条 協議会は、次の者をもって構成し、委員は、その役・職員のうちから設置者が委嘱する。

(1) 高松商工会議所

(2) 高松丸亀町まちづくり株式会社

(3) 香川県

(4) 高松市

(5) 法第15条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第5号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第5号に規定するものでなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、非常勤とする。

(会長、副会長、監事)

第8条 協議会に、会長1人、副会長2人及び監事2人を置く。

2 会長及び監事は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 補欠で選任された会長及び監事並びに指名された副会長は、前任者の残任期間在任する。

5 会長、副会長及び監事は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、高松商工会議所が処理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 協議会の構成員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループの設置)

第12条 協議会の協議・検討に必要な事項について調査または研究を行うために、協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザーの設置)

第13条 協議会の協議・検討に必要な事項について助言を得るため、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第14条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第16条 協議会に要する経費は、寄附金、補助金、助成金及びその他の収入により充てるものとする。

(解散)

第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、高松商工会議所が清算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成18年11月1日から施行する。

2 協議会設置時の委員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

[5] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 統計的データの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」において、統計的データを基に、地域の現状を把握し、分析を行っています。

2) 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」において、中心市街地の利用者や観光施設の来訪者を対象にして聞き取り調査を実施し、今後の活性化の対象者のニーズを把握し、分析を行っています。

3) 第3期計画に基づく取組の把握・分析

第3期計画に基づく取組の把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」において、第3期計画の取組状況を把握し、分析を行っています。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

基本計画の各種事業を推進していくためには、中心市街地活性化協議会が中核となり、様々な主体と連携を図りながら、各主体が積極的に責任を持って活性化の取組を推進していくように調整を行います。

1) 高松商工会議所との連携・調整

中心市街地活性化協議会の共同設立者である高松商工会議所は、協議会の構成員との意見交換に加え、商工会議所のメンバーからの意見も踏まえ、基本計画の各種事業の立案を図るとともに、各種事業の実施における側面的な支援を行うなど、事業推進を図る中でも、連携・調整を行う役割を担っていくものとします。

2) 高松丸亀町まちづくり株式会社との連携・調整

高松商工会議所とともに中心市街地活性化協議会の共同設立者である高松丸亀町まちづくり株式会社は、実施主体となる各種事業を積極的に推進していくことで、中心市街地活性化の先導的な役割を担うとともに、商店街における各種事業についても適切な支援を行うなど商店街と地域をつなぐ調整などを行っていくものとします。

3) 各商店街組合等との連携・調整

中心市街地活性化協議会の構成員であり、中心市街地活性化基本計画における各種事業の実施主体である各商店街振興組合は、中心市街地の利用者ニーズを積極的に計画策定段階から反映されるように調整を図るとともに、各種事業の実施段階においても商店街振興組合の組織を超えた連携を図っていくものとします。

4) パブリックコメントの実施

中心市街地活性化基本計画を推進していくためには、市民の理解と協力が欠かせない要素となることから、市民に対して広く意見を聴取し、計画への理解を深め、今後の各種事業の円滑な推進を図るため、パブリックコメントを令和6年10月3日～11月5日に実施しました。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

【6】都市機能の集積の促進の考え方

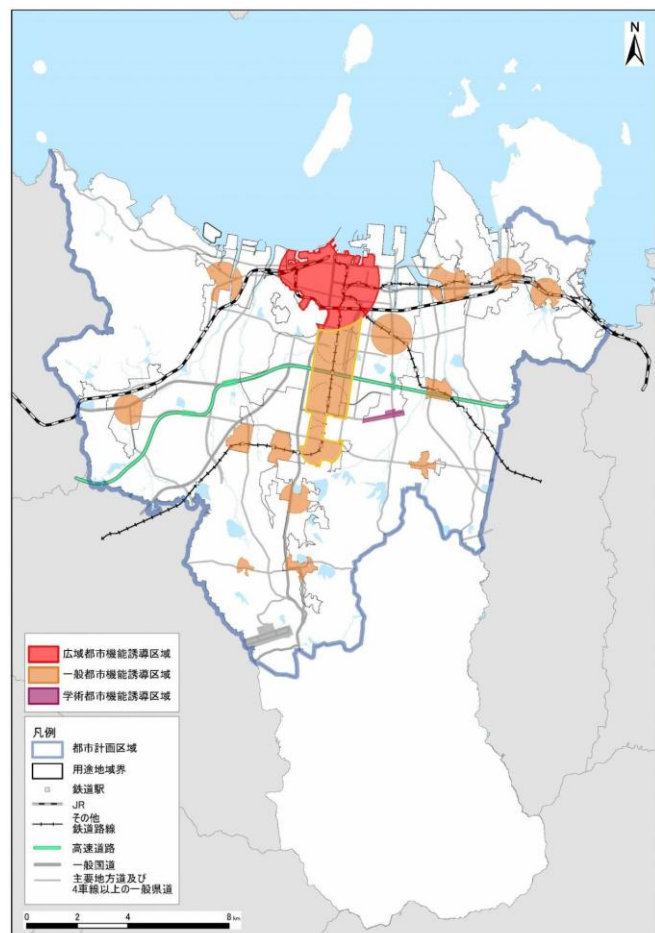
高松市の都市形成については、平成20年度の都市計画マスタープランにおいて、集約拠点への都市機能の集約と市街地拡大抑制によるコンパクトで持続可能な都市構造として、多核連携型コンパクト・エコシティを掲げ、各種取組を進めてきており、公共交通を基軸とした「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりに向けた取組をより一層進めるため、平成29年8月、令和6年6月に改定しています。

さらに、平成30年3月には、高松市立地適正化計画を策定（令和2年7月に一部改定）し、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスを効率的な提供を図る都市機能誘導区域を定めています。

都市機能誘導区域は、広域都市機能誘導区域、一般都市機能誘導区域、学術都市機能誘導区域の3分類あり、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力向上に向け、都市機能の集積を図る区域を広域都市機能誘導区域として指定しています。

中心市街地を含む広域都市機能誘導区域は、高松市役所を中心に半径2kmの範囲となっており、この区域に誘導する都市機能としては、市役所本庁、地域包括支援センター、保健センター、百貨店、複合型商業施設、食品スーパー、地域医療支援病院、診療所（内科、外科、小児科）、金融機関、文化ホール、コンベンション施設、体育館、美術館、教育交流施設、図書館、大学を指定しています。

中心市街地を含む広域都市機能誘導区域へ施設を誘導するため、各種施策の展開と、誘導施設に位置づけられた施設の都市機能誘導区域外における開発行為、建築行為に関わる届出制度の運用により、都市機能の集積を進めます。



[7] 都市計画手法の活用

(1) 旧市街化調整区域等の特定用途の立地制限

特定用途制限地域は、平成 16 年の線引き廃止に伴い、旧市街化調整区域を中心に指定され、平成 23 年には、都市計画区域内の用途白地地域（香川町・香南町を除く。）において、一定規模以上の店舗や事務所の立地を制限するなど、特定用途制限地域類型の統一化と建物用途の制限の見直しが行われました。

この見直しにより、幹線沿道型と一般・環境保全型の 2 分類となり、幹線沿道型において店舗の床面積規定の強化や遊戯施設・風俗施設と病院など立地規制が強化されるなど「特定用途制限地域」の内容が充実し、都市機能の拡散立地を防ぐ都市計画の指定を行っています。

(2) 大規模集客施設の立地制限

本市では、高松市都市計画マスタープランにおいて多核連携型コンパクト・エコシティを目指す中で、平成 18 年 5 月に都市計画法、建築基準法の一部改正が行われたことを受けて、平成 19 年 11 月 30 日から劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場など床面積 1 万 m² の大規模集客施設の準工業地域内への立地を制限するため、「特別用途地区」を定め、都市機能の拡散立地を防ぐ都市計画の指定を行っています。

[8] 都市機能の集積のための事業等

4～8 に計画している事業のうち、都市機能の集積に資する事業は、次の通りとします。

分類	事業名
4. 市街地の整備改善のための事業	高松港港湾環境整備事業（玉藻地区） 玉藻公園整備事業 高松城跡整備事業 サンポート高松地区都市構造再編集中支援事業 サンポート高松地区内案内サイン再整備事業 中央公園再整備事業 中心市街地夜間景観形成事業 バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業
5. 都市福利施設を整備する事業	地域子育て支援拠点事業
6. 街なか居住の推進のための事業	移住・定住促進事業 逃げ遅れゼロ事業 高松丸亀町商店街 DE 街区第一種市街地再開発事業（仮称） フラット 35 活用事業
7. 経済活力の向上のための事業	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 さぬき高松まつり 高松市市民文化祭アーツフェスタたかまつ

分類	事業名
	新春子どもフェスティバル 高松市美術館教育普及事業 高松市美術館展覧会事業 高松市美術館催し物事業 高松市文化芸術活動助成事業 サンポートホール高松自主事業 高松まちかど漫遊帖事業 観光客誘致事業 高松国際ピアノコンクール（推進事業を含む） サンポート高松トライアスロン大会開催事業 まちなかパフォーマンス事業 創造支援センター運営事業 高松市中央商店街空き店舗活用事業 中心市街地商店街活性化支援事業 高松城跡和船体験事業 障がい者就労支援促進事業 外国人観光客受入拠点事業 サンポートにぎわい創出事業 シティプロモーション人的ネットワーク運営事業 商店街伴走型支援事業 クルーズ船誘致受入事業 史跡高松城跡ライトアップ事業 かがわマラソン開催事業 香川県立ミュージアム文化事業 ART SETOUCHI（瀬戸内国際芸術祭） サンポート FACT プロジェクト（エリアマネジメント） 美しいまちづくり推進事業 商店街共同施設整備事業 高松市生涯学習センター運営事業 香川県県民ホール文化事業 高松丸亀町商店街情報発信事業 丸亀町商店街イベント事業 高松市創業支援等事業 まちの駅「smile's」運営事業 たかまつユニバーサルデザインマップ活用事業 南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業 香川県立アリーナ管理事業

分類	事業名
8. 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進	レンタルサイクル事業 有料自転車等駐車場管理事業 自転車等駐車場施設管理運営事業 まちなかループバス運行事業

[9] その他の事項

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

中心市街地のサンポートエリアから中央通り沿いの寿町にかけて国の出先機関を中心に、また、寿町から栗林町にかけては、業務系の大規模建築物が集積しています。

三越百貨店がある内町から田町に至る商店街沿いやその周辺には、物販、飲食などの商業施設やホテルなどの宿泊施設等の大規模建築物が集積しています。

その他、再開発事業によるマンションに加え、民間事業者による高層マンションが中心市街地を中心に多く供給されており、居住施設でも大規模建築物が集積しています。

中心市街地には、行政から民間と所有形態の違い、業務から商業、福祉など多様な用途の大規模施設が既存ストックとして集積しており、建て替えなどにより更新が図られています。

(2) 庁舎などの行政機関、病院、学校等の都市福利施設の立地状況及び移転計画の状況

中心市街地には、中央銀行、法務局など様々な国の出先機関や香川県庁、市役所などの主要な行政機関が立地しています。

医療施設は、高松赤十字病院など大規模な総合病院や、民間の病院が数多く立地しています。

教育施設は、中心市街地に近接して小・中学校、高等学校、香川大学が立地しているほか、専門学校が数多く立地しています。

その他、県社会福祉総合センターやデイサービスセンター、介護付きマンションなど様々な福祉系の施設や、保育所、幼稚園などに加え、NPO法人が運営する子育て支援施設なども立地しています。

(3) 市及び周辺の大規模集客施設の立地状況及び今後の設置計画の状況

大規模集客施設は、中心市街地に三越百貨店、瓦町FLAGなどの施設が立地していますが、郊外部には、ゆめタウン高松やイオンモール高松などのショッピングモールが立地しています。

大規模集客施設数は増加傾向で、高松市全体で44店舗となっており、そのうち中心市街地には3店舗と、1割に満たない立地割合となっていました。令和6年3月に新高松駅ビル「TAKAMATSU ORNE（タカマツオルネ）」が開業しました。

1 1. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1 0] 都市計画等との調和

高松市の中心市街地では、高松丸亀町商店街において、平成 18 年 12 月の A 街区市街地再開発事業を皮切りに、平成 21 年から 22 年にかけて B・C 街区の一部における市街地再開発事業、24 年には G 街区における市街地再開発事業により「丸亀町グリーン」がオープンするなど小規模連鎖型による再開発事業を実施することで、商業機能だけでなく、居住機能や生活機能を整備するなど、訪れる街に加えて、住む街としての都市機能の充実に取り組んできました。また、再開発事業だけでなく、民間においても分譲マンションや介護付きマンションなどの居住施設が供給されたことで、高齢化の進展による人口減少が想定される中で、人口がほぼ横ばいに保たれるなど、都市の空洞化に歯止めがかかっている状況です。

また、高齢化が進展する中心市街地において、分かりやすい公共交通手段を確保し、外出機会を創出していくため、平成 27 年 10 月から J R 高松駅と商店街を往復していた「まちバス」を、鉄道駅や病院、公共施設、商店街を周遊する「まちなかループバス」に路線を拡大したことで、順調に利用者が増加しています。

これまで基本計画に基づき実施されてきた取組に加え、市街地再開発事業による魅力ある商業空間の整備と合わせて都市型住宅を供給するとともに、中心市街地への居住等を緩やかに誘導していくための支援など今後とも街なか居住の推進を図ります。

今後は、アフターコロナにおけるインバウンドの大幅な増加や経済活動の活発化が期待されていることから、官民が連携し、基本計画に位置付けられている中核事業の積極的な推進を行うことで、早期に目標指標が達成され、更なる中心市街地の活性化が図られるよう取り組んでいきます。

[1 1] その他の事項

本市の都市計画に関連する主要な上位・関連計画は、第 7 次高松市総合計画、高松市都市計画マスタープラン、高松市立地適正化計画、高松市総合都市交通計画で、これらの計画におけるまちづくりの方針と整合性を図り、調和のとれた中心市街地活性化基本計画としています。

(1) 第 7 次高松市総合計画（令和 6 年 4 月策定）

第 7 次高松市総合計画は「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を目指すべき都市像と定め、その実現を図るため「都市機能と自然が調和し快適さと利便性を兼ね備えたまち」を 6 つのまちづくりの目標のひとつとして、「機能性の高い都市空間の形成」においてサンポートエリアを核とするシーフロントや中心市街地の魅力・回遊性の向上、民間活力の導入による中央公園の新たな魅力づくり、中央商店街の活性化により、まちのにぎわいを創出することとしています。

(2) 高松市都市計画マスタープラン（令和 6 年 6 月改定）

高松市都市計画マスタープランは、集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通シ

システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」の実現に取り組むこととしています。

中心市街地は、商業・業務機能の拡充、にぎわい空間の創出、街なか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図り、四国の拠点都市としての中核を担う「広域交流拠点」と位置づけており、市域及び周辺の地域の発展に有効性があります。

(3) 高松市立地適正化計画（令和 2 年 7 月改定）

高松市立地適正化計画は、まちづくりの理念として、「コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来」を掲げ、30 年、50 年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるよう、集約拠点への都市機能の集積と居住の誘導を図り、公共交通で拠点間等の移動を円滑にするコンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくとしています。

中心市街地は、高松市役所を中心に半径 2 km に設定した広域都市機能誘導区域に含まれており、広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、都市機能の集積を図る区域として位置づけ、将来に渡って市域及び周辺の地域に都市サービスの提供を一体的に推進することが、市域及び周辺地域の発展にとって適切です。

(4) 高松市総合都市交通計画（令和 6 年 6 月改定）

平成 22 年 11 月に策定し、令和 6 年 6 月に改定した高松市総合都市交通計画は、拡散型のまちから集約型のまちづくりへ転換し、集約したまちを公共交通で繋ぐ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの考えの下、過度に自動車に依存しないライフスタイルの実現とともに、公共交通と連携した二次交通（自転車等）の活用や、ICT や AI など新たな技術、また MaaS など国のモビリティに関する方針等との連携について検討し、高松市にふさわしい交通体系を構築することとしています。

また、令和 6 年 6 月に改定された高松市地域公共交通計画では、基本方針として、拠点間を効率的に結ぶ公共交通軸の強化・形成を掲げ、ことでん琴平線新駅整備及び複線化事業を進めており、中心市街地へのアクセスの利便性や効率性の確保に努めています。

【12】 県との連携

香川県では、中心市街地の活性化及び大規模小売店舗の適正立地、地域づくりの推進を目的に、「中心市街地の活性化に関するガイドライン」及び「大規模小売店舗立地に関するガイドライン」を策定しているとともに、都市をとりまく社会経済情勢の変化を踏まえ、香川県の市町が抱えているまちづくりの課題や都市計画法の趣旨に的確に対応し、今後の持続可能な新たなまちづくりに向けた基本的な考え方を明らかにするため「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針」を策定しています。

今後も、ガイドラインや基本方針を踏まえ、香川県とも連携しながら、中心市街地の活性化を図っていきます。

また、大規模小売店舗立地法の特例措置についても、香川県と連携を図りながら検討を進めていきます。

高松市中心市街地活性化基本計画

これからも選ばれる中心市街地 たかまつ へ

令和 7 年 4 月

令和 7 年 3 月 1 4 日認定

令和 8 年 3 月 9 日変更

令和 8 年 8 月 2 1 日変更

発行

高松市 都市整備局 都市計画課 住宅・まちづくり推進室

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 1 5 号

TEL 087-839-2455 FAX 087-839-2452

